

**地方公共団体実行計画（区域施策編）  
策定・実施マニュアル  
（地域脱炭素化促進事業編）**

**令和6年4月**

**環 境 省**

**大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室**



## 目次

本マニュアルの位置付け .....	v
本マニュアルの構成 .....	vi
用語集 .....	vii
<b>1. 制度趣旨・概要 .....</b>	<b>1</b>
1-1. 制度の背景・趣旨 .....	2
1-1-1. 制度の背景 .....	2
1-1-2. 制度趣旨 .....	2
1-1-3. 制度の活用によるメリット .....	3
1-2. 制度概要 .....	6
1-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定 .....	6
1-2-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定 .....	12
1-2-3. 地域脱炭素化促進事業に関する制度のフローと各主体の役割 .....	12
<b>2. 都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等） .....</b>	<b>22</b>
2-1. 都道府県基準の概要 .....	23
2-2. 都道府県基準の解説 .....	23
2-2-1. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令） .....	23
2-2-2. 都道府県基準に係る環境省令 .....	24
2-2-3. 都道府県基準の策定 .....	26
2-2-4. 都道府県基準の設定手法 .....	28
2-3. 地方公共団体実行計画協議会について .....	39
2-4. その他都道府県基準に関する留意点 .....	39
<b>3. 市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等） 41</b>	<b>41</b>
3-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の全体像 .....	42
3-2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方 .....	43
3-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順 .....	45
3-2-2. 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成 .....	49
3-3. 地域脱炭素化促進事業の目標 .....	54
3-4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域 .....	54
3-4-1. 地域脱炭素化促進事業の促進区域 .....	54
3-4-2. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令） .....	58
3-4-3. 都道府県基準 .....	65
3-4-4. その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全、社会的配慮） .....	65
3-4-5. 具体的な設定方法の例 .....	72
3-5. 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模 .....	78
3-6. 地域の脱炭素化のための取組 .....	78
3-7. 地域の環境の保全のための取組 .....	79

3-8.	地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	81
3-8-1.	基本的な考え方	81
3-8-2.	農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	82
3-8-3.	参考事例	83
3-9.	その他地方公共団体実行計画に関する留意点	85
3-9-1.	地方公共団体実行計画の共同策定について	85
3-9-2.	既存の地方公共団体実行計画との関係について	86
3-9-3.	都道府県と市町村との調整について	87
3-9-4.	都道府県基準がない場合の促進区域の設定について	87
3-9-5.	市町村に地方公共団体実行計画がない場合の促進区域の設定について	87
3-9-6.	既存の事業との関係	88
3-9-7.	促進区域の設定時に個別の事業が想定される場合について	88
3-9-8.	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の見直しについて	89
3-9-9.	その他	89
<b>4.</b>	<b>地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会</b>	<b>90</b>
4-1.	地方公共団体実行計画協議会の概要	91
4-2.	地方公共団体実行計画の策定に係る協議会の構成員等	92
4-2-1.	都道府県	93
4-2-2.	市町村	93
4-3.	地方公共団体実行計画の策定に係る協議会の運用方法	94
4-3-1.	運営主体	94
4-3-2.	協議会運営の方針	95
<b>5.</b>	<b>認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応</b>	<b>99</b>
5-1.	特例の概要	100
5-1-1.	認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例	100
5-1-2.	農山漁村再工ネ法に関する特例	101
5-2.	市町村の体制等	101
5-3.	都道府県の体制等	102
<b>6.</b>	<b>地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る地方公共団体実行計画協議会</b>	<b>103</b>
6-1.	地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る協議会の構成員	104
6-2.	地域脱炭素化促進事業計画に係る協議会の運用方法	105
6-2-1.	運営主体	105
6-2-2.	協議会運営の方針	105
<b>7.</b>	<b>地域脱炭素化促進事業計画の認定</b>	<b>107</b>
7-1.	地域脱炭素化促進事業計画の認定の概要	108
7-2.	地方公共団体実行計画協議会における協議	108
7-3.	地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請	109
7-3-1.	地域脱炭素化促進事業計画の認定申請	109
7-3-2.	地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の受理	109

7-4.	地域脱炭素化促進事業計画の認定要件 .....	112
7-4-1.	地方公共団体実行計画への適合について .....	112
7-4-2.	地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施について .....	113
7-4-3.	その他の地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合について .....	114
7-5.	関係行政機関との協議 .....	115
7-6.	地域脱炭素化促進事業計画の認定後の通知・公表 .....	118
7-6-1.	地域脱炭素化促進事業計画の申請に対する認定通知書の発出 .....	118
7-6-2.	認定地域脱炭素化促進事業計画の公表 .....	118
7-7.	地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例 .....	119
7-8.	その他認定における留意事項 .....	119
7-8-1.	地熱発電における探査に係る調査のための掘削設備に係る認定について ...	119
7-8-2.	環境影響評価法における対象事業に係る認定について .....	120
7-8-3.	複数の市町村の区域に跨る地域脱炭素化促進事業計画の認定について .....	120
7-9.	計画策定市町村による認定後の報告徴収 .....	121
7-10.	計画策定市町村による指導及び助言 .....	121
<b>8.</b>	<b>地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し .....</b>	<b>123</b>
8-1.	地域脱炭素化促進事業計画の変更 .....	124
8-1-1.	地方公共団体実行計画協議会における協議 .....	124
8-1-2.	地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請 .....	124
8-1-3.	関係行政機関との協議 .....	125
8-1-4.	軽微な変更 .....	126
8-1-5.	変更認定後の通知・公表 .....	127
8-2.	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し .....	127
8-2-1.	認定取消しの要件 .....	127
8-2-2.	認定取消し時の措置 .....	128
8-2-3.	認定取消し後の通知・公表 .....	128
<b>9.</b>	<b>認定事業に対する特例 .....</b>	<b>129</b>
9-1.	温泉法に関する特例 .....	130
9-1-1.	温泉法に関する特例の根拠 .....	130
9-1-2.	モニタリングの重要性 .....	132
9-1-3.	関連法令 .....	132
9-2.	森林法に関する特例 .....	136
9-2-1.	森林法に関する特例の根拠 .....	136
9-2-2.	促進区域における民有林・保安林の取扱い .....	139
9-2-3.	関連法令 .....	140
9-3.	農地法に関する特例 .....	145
9-3-1.	農地法に関する特例の根拠 .....	145
9-3-2.	促進区域における農用地の取扱い .....	147
9-3-3.	第1種農地の不許可の例外について .....	149

9-3-4. 関連法令 .....	150
9-4. 自然公園法に関する特例 .....	157
9-4-1. 自然公園法に関する特例の根拠 .....	157
9-4-2. 自然環境保全区域に関する促進区域との関係性 .....	159
9-4-3. 事前審査の運用 .....	159
9-4-4. 地熱発電の優良事例との関係性 .....	160
9-4-5. 関連法令 .....	162
9-5. 河川法に関する特例 .....	166
9-5-1. 河川法に関する特例の根拠 .....	166
9-5-2. 河川法の特例に係る手続について .....	166
9-5-3. 関連法令 .....	171
9-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例 .....	175
9-6-1. 廃掃法に関する特例の根拠 .....	175
9-6-2. 廃掃法の特例に係る手続について .....	176
9-6-3. 関連法令 .....	177
9-7. 環境影響評価法に関する特例 .....	183
9-7-1. 環境影響評価法に関する特例について .....	183
9-7-2. 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について ...	184
9-7-3. 環境影響評価法特例に係る留意点について .....	185
9-7-4. 関連法令 .....	185
<b>10. 農山漁村再工ネ法の特例 .....</b>	<b>186</b>
10-1. 農山漁村再工ネ法の概要 .....	187
10-2. 地球温暖化対策推進法と農山漁村再工ネ法の関係 .....	188
10-3. 農山漁村再工ネ法の特例措置 .....	192
<b>11. 付録（様式集） .....</b>	<b>198</b>

## 本マニュアルの位置付け

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（以下「本マニュアル」という。）は、都道府県及び市町村が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に位置付けられた、地域脱炭素化促進事業に関する取組を実施する際に参照されることを目的としています。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び第 3 項に基づき、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に即して、区域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画（いわゆる地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定することが義務付けられています。また、同条第 4 項において、その他の市町村についても、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定するよう努めることが求められています。

さらに、同条第 5 項において、全ての市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

このうち、本マニュアルでは、地域脱炭素化促進事業に関する制度の趣旨、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方、地域脱炭素化促進事業計画の認定等について解説しています。

なお、地域脱炭素化促進事業の制度を適用しない再エネ事業についても、地域の円滑な合意形成は重要であることから、本マニュアルの内容を適宜参考にすることが考えられます。

注：今後、新たな規制の導入、環境保全に係る政府方針や社会的配慮に係る事項の状況変化に応じて、促進区域設定に係る環境省令や都道府県基準に係る環境省令の改正、本マニュアルの改定がされることがあります。

## 本マニュアルの構成

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、大きく地方公共団体実行計画の策定と、地域脱炭素化促進事業計画の認定に分かれており、本マニュアルはおおむね作業の順番に沿って記載しています。なお、地方公共団体実行計画（区域施策編）全体の策定については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」を御参照ください。

第1章では、地域脱炭素化促進事業に関する制度の趣旨、地方公共団体・地域・事業者にとってのメリット、本制度の概要、各主体の役割等について解説しています。

第2章では、都道府県が策定する地方公共団体実行計画における都道府県基準の定め方等について解説しています。

第3章では、市町村が策定する地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、策定する内容や、定め方等について解説しています。

第4章では、地方公共団体実行計画協議会の概要と、都道府県や市町村が地方公共団体実行計画を策定する際に活用する地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説しています。

第5章では、市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定を行う場合に適用される特例の概要と、特例に関して都道府県や市町村が準備すべき体制等について解説しています。

第6章では、事業者が地域脱炭素化促進事業計画について協議を行う地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説しています。協議会の名称は第4章と同じですが、役割や開催するタイミングが異なるため、別の章としています。

第7章では、市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の基準や協議の手続等について解説しています。

第8章では、市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の変更や取消し等について解説しています。

第9章、第10章では、第5章で概要を記載した特例の詳細について解説しています。

都道府県が都道府県基準を定める際には、主に第2章と第4章を、市町村が地方公共団体実行計画で地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定する際には、主に第3章と第4章、第5章を、市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定等を行う際には、主に第6章、第7章、第8章を確認してください。



表 1 本マニュアルでの略称・表記

正式な又は正確を期すための名称	略称・表記
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）	地球温暖化対策推進法
地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和 4 年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）	地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令
地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号）	環境省令
エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）	高度化法施行令
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）	種の保存法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	廃掃法
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）	農山漁村再工不法
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）	酪肉振興法
地方公共団体実行計画（区域施策編） ※地方公共団体実行計画には、事務事業編と区域施策編がありますが、本マニュアルは区域施策編に定める「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項」等について特に解説するものであるため、右のとおり表記します。	地方公共団体実行計画
地方公共団体実行計画協議会 ※地方公共団体の個別事例や他の制度等に関する記載を行っている部分で、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画協議会以外の協議会を、「協議会」と表現している箇所もあります。	協議会

表 2 本マニュアルでの用語の定義・解説

用語	定義・解説
計画策定市町村	地方公共団体実行計画に地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定される地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた市町村を指します。
促進区域設定に係る環境省令	地球温暖化対策推進法施行規則（環境省令）第 5 条の 2 に規定される、促進区域の設定に関する国の基準を指します。
都道府県基準	地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項に規定される、促進区域の設定に関し、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するために定める基準を指します。
都道府県基準に係る環境省令	地球温暖化対策推進法施行規則（環境省令）第 5 条の 3 から第 5 条の 6 までに規定される都道府県基準の定め方を指します。
ワンストップ化の特例	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項各号に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。認定された事業計画に従って事業者が行うこれらの行為については、当該許可等があったものとみなされ、許可権者に許可を得る等の行為が不要になります。このことを本マニュアルではワンストップ化の特例と表記します。
許可権者等	地域脱炭素化促進事業計画の認定を事業者が市町村に申請した際、当該事業計画に記載された施設整備等の行為が地球温暖化対策推進法第 22 条の 2 第 4 項各号に掲げる許可等の手続を求める行為である場合、市町村が当該事業計画を許可権者等に協議し、同意を得た上で、認定を行うこととしています。これらの行為に関する許可等の手続を行う者について、本マニュアルでは許可権者等と表記します。
認定地域脱炭素化促進事業者	計画策定市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画を実施する事業者のことを指します。
(再生可能エネルギーの) ポテンシャル	再生可能エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量を示します。
環境アセスメントデータベース (EADAS)	環境省が整備している、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、地図上で閲覧できる地理情報システム (GIS) で提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、EADAS と記載します。
再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)	環境省が整備している、我が国の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報等を提供しているデータベースを指します。本マニュアルにおいては、REPOS と記載します。

表3 本マニュアルでの略語

用語	略語
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>
再生可能エネルギー	再エネ

## 1. 制度趣旨・概要

本章では、地域脱炭素化促進事業に関する制度の趣旨、地方公共団体・地域・事業者にとってのメリット、本制度の概要、各主体の役割等について解説します。

### 1-1. 制度の背景・趣旨

#### 1-1-1. 制度の背景

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が示されました。また、2021年6月には、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。

2030年度の温室効果ガス削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の再エネの最大限の導入が求められています。地域資源である再エネは、その活用の仕方によって、地域経済の活性化や、地域の防災力の向上など、地域を豊かにし得るものとなります。一方で、再エネの導入に関しては、景観への影響や野生生物・生態系等の自然環境への影響、騒音等の生活環境への影響や土砂災害等といった様々な懸念や問題が生じていることも踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方、その他の公益への配慮等が必要となっています。

このような背景の下、地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、地域脱炭素化促進事業に関する制度が盛り込まれました。

#### 1-1-2. 制度趣旨

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。

この制度は、大きく以下の2段階の構成となっています（図1-1）。

- (1) 市町村による地方公共団体実行計画の策定
- (2) 計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定

(1) では、地方公共団体実行計画を策定する際、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について策定します。この際ステークホルダー（関係者・関係機関）が参加する議論の場（協議会等）を設けるなどして、課題のあぶりだしや解決方法を検討し、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）や、市町村として事業に求める「地域の環境の保全のための取組」「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」等を決定します。

(2) では、当該計画を踏まえ、地域脱炭素化促進事業を実施しようとする事業者より提

# 1.制度趣旨・概要

出された地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）について、認定基準に適合している場合、計画策定市町村は地域脱炭素化促進事業としての認定を行います。

認定を受けた地域脱炭素化促進事業は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、以降の当該手続が不要となるといった特例等を受けることができます。

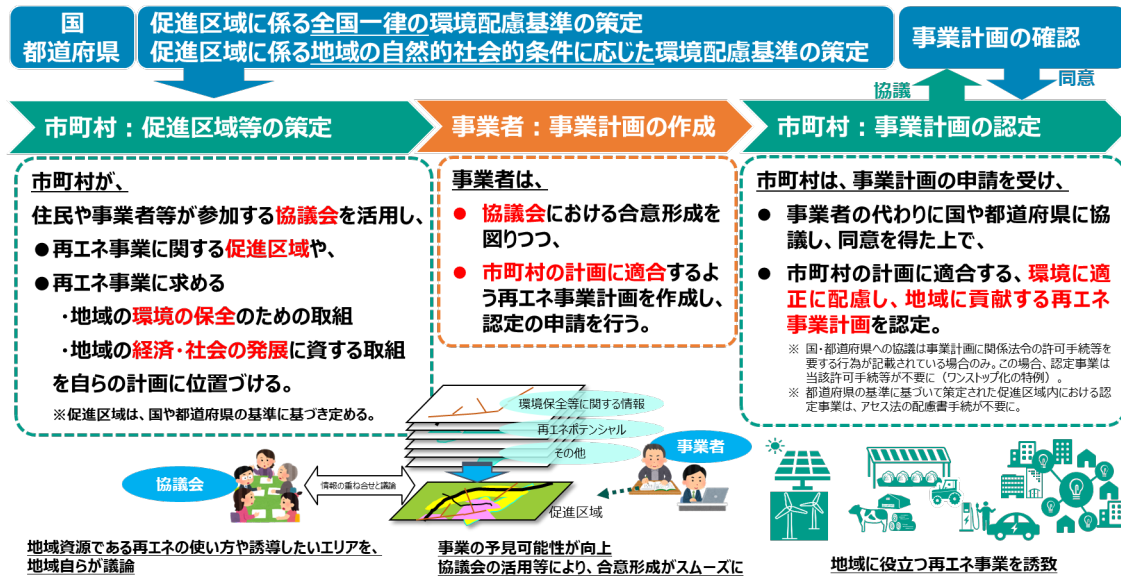


図 1-1 地域脱炭素化促進事業に関する制度

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。また、再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県や市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、国や都道府県が策定する環境保全に係るルールにのっとり、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。

## 1-1-3. 制度の活用によるメリット

### (1) 地方公共団体と地域におけるメリット

地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。地方公共団体と地域にとって、地域主導で、地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業を誘致することができるという点が、この制度の大きなメリットとなります。

促進区域は、協議会等を活用しステークホルダー（関係者・関係機関）で議論を行いなが

## 1.制度趣旨・概要

ら設定することとなり、促進区域の設定を通じ、再エネ事業に関する円滑な地域の合意形成が促されます。

また、促進区域の設定に当たっては、当該促進区域において促進される地域脱炭素化促進事業計画の認定要件として地域の環境の保全のための取組を定めることができるため、当該取組において、地域脱炭素化促進施設等の事業位置・規模や配置・構造、環境保全措置等の要件を定めることができ、個別事業に係る適正な環境配慮を確保することが可能となります。

都道府県基準は、個別の事業計画の立案に先立ち、望ましい立地の考え方について明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）であり、適切に立地誘導を行い、累積的影響など個別の事業で対応することが容易ではない課題にも、一定の配慮が可能となることが期待されます。

また、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされることで、事業者にとっては再エネ事業の予見可能性が高まるとともに、促進区域で実施される地域脱炭素化促進事業に係る各種法令手続のワンストップ化の特例等や国の支援施策での優遇等により事業者の負担が減り、事業者の参入が促進されることが期待されます。加えて、促進区域等を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体としてアピールができることなどが考えられます。

事業者が地域脱炭素化促進事業として促進区域内で再エネ事業を実施するに当たっては、計画策定市町村が協議会等においてステークホルダーと議論を行った上で定めた事業に求める取組（地域の環境の保全のための取組や、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）を併せて実施することが必要です。この際、それぞれの地域によって地域の課題は異なることから、都道府県や市町村、地域のニーズを踏まえた取組が促されることとなります。また、それぞれの地域ごとに地域の自然的社会的条件や再エネ事業への受容性等が異なることから、地域ごとの実情に応じて、地域が求める適正な環境の保全のための取組を講じることとなります。

このように、地域脱炭素化促進事業を促進することで、地域の環境を保全した上で、地域の脱炭素化と地域の環境・経済・社会的課題の解決を同時に実現し、地域の目指す将来像の実現に貢献していくことが期待されます。

# 1.制度趣旨・概要

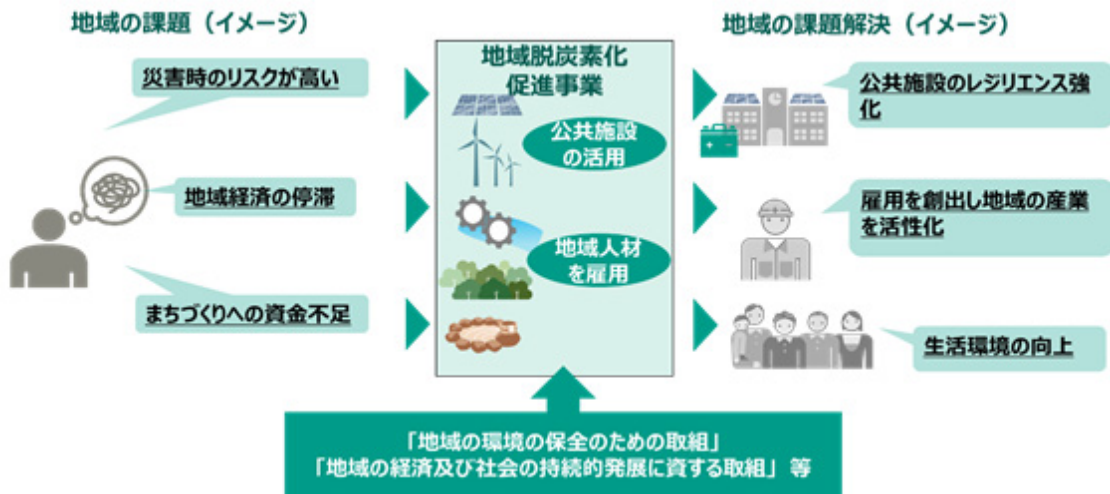


図 1-2 地域脱炭素化促進事業のイメージ

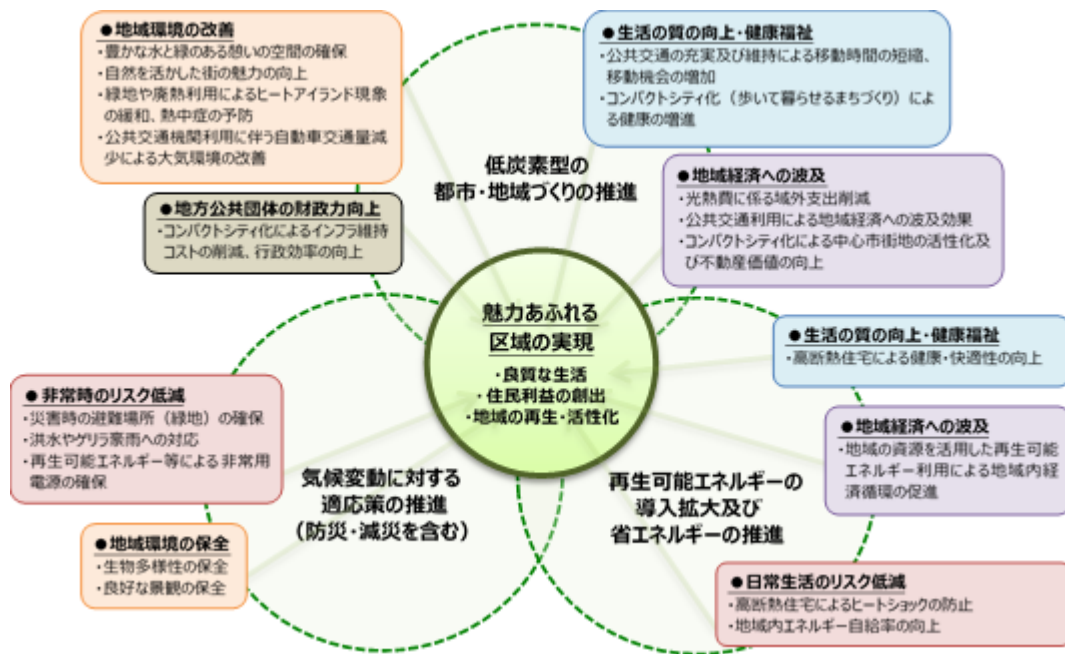


図 1-3 地球温暖化対策に伴うコベネフィット (温室効果ガスの排出抑制と地域の経済・社会的発展の同時達成) の例

## (2) 事業者におけるメリット

事業者にとって、あらかじめ、市町村において協議会等を通じ地域の合意形成を図りつつ、促進区域等が設定されていることにより、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まることがメリットとして挙げられます。



## 1.制度趣旨・概要

事業者は地域脱炭素化促進事業計画を計画策定市町村に申請する前に、協議会が組織されているときは当該協議会での協議を行うことにより、その後の計画策定市町村への計画の申請の際、関係機関での事務処理期間の短縮が見込まれます。

また、事業者が地域脱炭素化促進事業計画を計画策定市町村に申請した際、定められた要件に該当する場合は、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、認定が行われた場合、以降の当該許可等手続が不要となるといった特例等を受けることができます。

具体的な特例措置の内容としては、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法の許可等手続のワンストップ化や、環境影響評価法に基づく事業計画の早期立案段階において計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないこと（環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するものとして都道府県が定める基準に基づく場合に限る。）があります。

加えて、地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組が含まれ、農山漁村再エネ法の基準に適合する場合、同法に基づく特例措置の活用も可能となります。これにより、酪肉振興法や漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）等の許可等のワンストップ化の特例や再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化を併せて図るために行う市町村による農林地所有権移転等促進事業の特例等も適用されるようになります。

ワンストップ化の特例のメリットとしては、事業計画の提出・調整先が計画策定市町村に一元化されることによる関係機関との調整事務の負担軽減があります。なお、許可等が不要となるもの・許可等の基準が緩和されるものではありません。

### 1-2. 制度概要

#### 1-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定

市町村は、地方公共団体実行計画において、当該計画において定める温室効果ガス排出削減や再エネの利用促進に関する目標も踏まえ、以下の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

<地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

- 地域脱炭素化促進事業の目標
- 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
- 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組
  - 地域の環境の保全のための取組
  - 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

地域脱炭素化促進事業は、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化

## 1.制度趣旨・概要

促進施設)の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であつて、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うものとして定義されます(図1-4)。

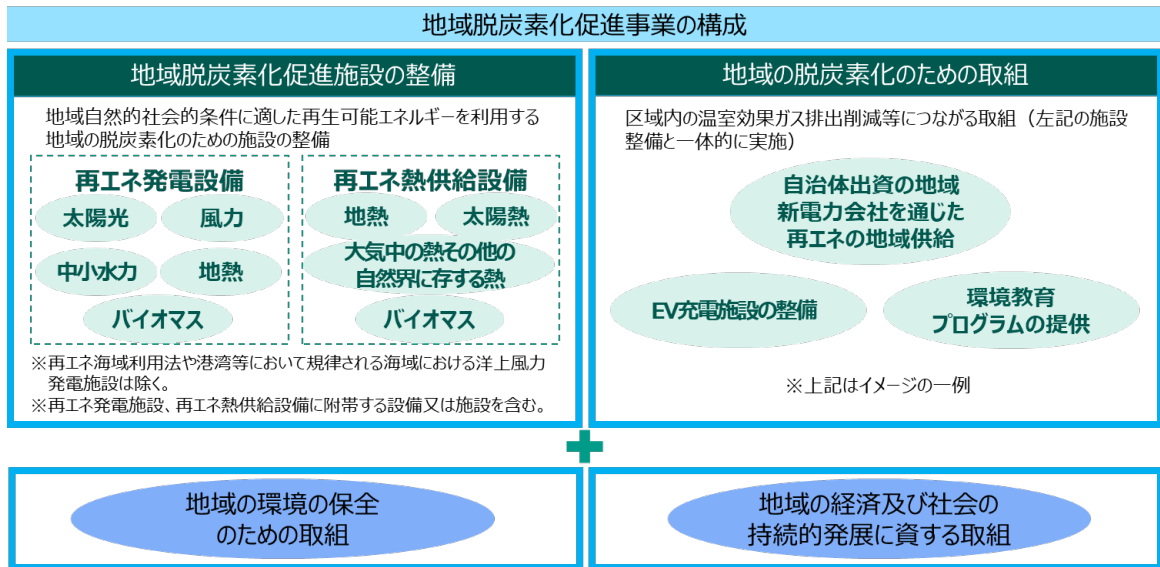


図 1-4 地域脱炭素化促進事業の構成

地域脱炭素化促進施設とは、太陽光、風力、その他の再生エネルギーであつて、地域の自然的社会的条件に応じたものの利用による地域の脱炭素化のための施設として、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定めるものとされており、「再生可能エネルギー発電施設」と「再生可能エネルギー熱供給施設」の2つに大きく分類されます。

具体的にそれぞれに該当するエネルギー種は以下のとおりです。

- 再生可能エネルギー発電施設
  - 太陽光
  - 風力
  - 水力(出力が30,000kW未満のものに限る)
  - 地熱(探査に係る調査のための掘削設備を含む)
  - バイオマス
- 再生可能エネルギー熱供給施設
  - 地熱
  - 太陽熱
  - 大気中の熱その他の自然界に存する熱(地中熱、雪氷熱、海水熱、河川熱又は下水熱)
  - バイオマス

## 1.制度趣旨・概要

### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（定義）

第二条 1～5（略）

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

### ○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを変換して得られる電気をいう。
- 二 再生可能エネルギー熱 再生可能エネルギー熱供給施設を用いて、高度化法施行令第四条第四号から第七号までに掲げるものから得られる熱をいう。
- 三 再生可能エネルギー発電施設 高度化法施行令第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを電気に変換する施設及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）をいう。
- 四 再生可能エネルギー熱供給施設 次に掲げるものをいう。
  - イ 高度化法施行令第四条第四号から第六号までに掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱として利用し又は供給するための施設
  - ロ 高度化法施行令第四条第七号に掲げるものであって地域の自然的社会的条件に適したものを熱源とする熱を利用し又は供給するための施設
- ハ 前二号に掲げるものの附属設備（再生可能エネルギー熱の利用又は供給に欠くことのできないものに限る。）

## 1.制度趣旨・概要

五 地域脱炭素化促進施設等 地域脱炭素化促進施設及び法第二十二條の二第二項第五号の取組を実施するために必要な施設（漁港（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二條に規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三條の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十條第一項第二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

（地域脱炭素化促進施設の定義）

第二條 法第二條第六項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電施設（高度化法施行令第四條第三号に掲げるものを電気に変換するものにあつてはその出力が三万キロワット未満のものに限り、同條第四号に掲げるものを電気に変換するものにあつては同号に掲げるものの探査に係る調査のための掘削設備を含む。以下同じ。）
- 二 再生可能エネルギー熱供給施設
- 三 前二号に掲げるものに附帯する設備又は施設であつて、蓄電池設備、蓄熱設備、水素を製造又は貯蔵する設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

### ○高度化法施行令（抄）

（再生可能エネルギー源）

第四條 法第二條第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前二号に掲げるものを除く。）
- 七 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（法第二條第二項に規定する化石燃料を除く。）をいう。）

### 【コラム】水力を活用する地域脱炭素化促進事業について

地域脱炭素化促進施設の対象となる水力発電は、出力 30,000kW 未満のものとして定義されています<sup>1</sup>。地域脱炭素化促進事業において整備される水力発電施設としては、地域の環境への負荷が可能な限り低いものがより望ましいです。

<sup>1</sup> 地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第2条。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）においても、出力30,000kW未満の水力発電を対象としている。

## 1.制度趣旨・概要

30,000kW 未満の水力発電には、ダムや堰を新たに建設するもののほか、農業用水路や水道用水路などの既存の水路等（利水施設）を活用することで環境への新たな負荷がほとんど生じない形のものがあります。各市町村においては、このような既存の水路等を活用した水力発電が積極的に導入されるよう、その潜在的な可能性を検討し、候補地の洗い出しを行い、地域脱炭素化促進事業として促進していくことが期待されます。

注：既存の水路等における流水を利用した小規模な水力発電については、関係省庁からもガイドラインが公表され導入の促進が図られています。

■国土交通省：小水力発電と水利使用手続

<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html>

■農林水産省：小水力等再生可能エネルギー導入の推進

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/rikatuyousokushinn\\_teikoso.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/shousuiryoku/rikatuyousokushinn_teikoso.html)

### 【コラム】バイオマスを活用する地域脱炭素化促進事業について

バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称です。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼したりガス化したりして発電します。バイオマス熱利用には、バイオマス資源を直接燃焼し、ボイラから発生する蒸気の熱を利用したり、バイオマス資源を発酵させて発生したメタンガスを都市ガス等の代わりに燃焼して利用したりする方法があります。また、発電時に生み出される熱を利用すること（熱電併給）も、資源の有効活用の観点から効果的です。

燃料として使用されるバイオマス資源には、木質チップ等の木質系のもの、稲わらや牛豚ふん尿等の農業・畜産・水産系のもの、生ごみや下水汚泥等の生活系のもののほか、食品加工産業由来の廃棄物、建築廃材、製紙工場由来の黒液などのように、様々なものがあります。

地域脱炭素化促進事業において整備されるバイオマス発電・熱供給施設としては、地域の環境への負荷が可能な限り低いものがより望ましく、地域の資源を活用した地産地消型のものが考えられます。例えば、地域における未利用のバイオマス資源の調達や、隣接した地域間で連携した木質バイオマスの効率的なサプライチェーンの構築等、地域のバイオマス資源に着目した地産地消型の事業が期待されます。広域で連携してバイオマス資源を活用する場合には、燃料の調達から輸送、利用までに至る全体的なプロセスを通じた持続可能性の確保にも留意することが重要です。

【参考】

■再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン（環境省）

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/>

## 1.制度趣旨・概要

### 【コラム】再生可能エネルギー熱供給施設について

地域脱炭素化促進事業の対象となる再生可能エネルギー熱供給施設は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、政府が導入拡大を目指す「再生可能エネルギー熱」として特に明記されている、「太陽熱」、「地中熱」、「雪氷熱」、「温泉熱」、「海水熱」、「河川熱」、「下水熱」及び「バイオマス熱」です。

#### 【参考】

■地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>

また、促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県基準が定められている場合は当該基準に基づき設定します。

さらに、市町村における中期・長期の温室効果ガス削減目標や再エネ目標の設定・改定、国・都道府県の計画や基準との関係性等を踏まえ、適時適切に見直すことが重要です。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は、地方公共団体実行計画の一部であるため、当該事項を定める際には、協議会（後述）が組織されている場合における当該協議会での協議や、地方公共団体実行計画の公表などが必要となります。地方公共団体実行計画の策定については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」を参照してください。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討するに当たっては、地方公共団体実行計画やその他の関連する行政計画との関係に留意することが重要です。地方公共団体実行計画において位置付けられた区域の将来像、区域全体の温室効果ガス削減目標や、再エネの導入目標等を踏まえながら、それらの目標を実現するための施策として、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討していくことが基本的な考え方となります。

とりわけ促進区域については、個別の再エネ事業の実施に先立ち、区域全体の再エネの導入目標等を踏まえながら、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアに再エネが導入されていくことが望ましいか、地域の自然的社会的条件を考慮した上で、既存の再エネ導入に係る制約を所与とするのではなく、土地利用、インフラの在り方も含め、長期的に望ましい姿を考えることが重要です。

具体的に参照することが望ましい上位計画や関連計画については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」の「2-1-5. 区域施策編の位置付け」を参照してください。

[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/manual3.html#manuals](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual3.html#manuals)

## 1.制度趣旨・概要

表 1-1 区域の温室効果ガス削減目標・再エネ目標と促進区域等

		中期的な視点	長期的な視点
地方公共団体実行計画全体の目標※	区域全体の削減目標	<b>(国:2030年度2013年度比46%。50%の高みを目指す)</b> ・ 長期の削減目標を踏まえた検討が必要	<b>(国:2050年カーボンニュートラル)</b> ・ 目指すべき将来像としての目標 ・ 区域における将来のビジョン・絵姿と合わせた検討が必要
	施策実施に関する目標のうち再エネ目標(導入容量目標)(kW)	・ 地域のポテンシャルを踏まえつつ、区域全体の中期目標の達成のために必要な、個別の対策・施策の積み上げによる再エネの導入量	・ 地域の再エネポテンシャルを最大限活用することを念頭に置いて設定される目標(対策・施策の積み上げによる目標ではない) ・ 区域における将来ビジョン・絵姿を踏まえつつ、再エネ導入による経済効果、他地域への貢献等を合わせて検討することが重要
地域脱炭素化促進事業の目標等※	促進区域(地域脱炭素化促進事業の対象となる区域)	・ 中期的な再エネ目標を達成するための施策(事業)を実施する区域 ・ 右記の広域ゾーニングを踏まえ、既存の再エネ導入に係る制約等の少ないエリアが短期的には事業の実施可能性が高いと考えられる	・ 区域全体における長期的な削減目標・将来ビジョン、再エネ目標を踏まえつつ、広域ゾーニングを行うことによって導出される区域
	地域脱炭素化促進事業の目標	・ 促進区域と一体的に検討がなされる、中期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標(事業件数、導入容量、地域経済効果等)	・ 促進区域と一体的に検討がなされる、長期的な再エネ目標を達成するための施策の一つである地域脱炭素化促進事業の目標(導入容量、地域経済効果等)

※なお、施策の実施に関する目標のうちの再エネ目標と、地域脱炭素化促進事業の目標は内容が重なる場合もあると考えられる。

### 1-2-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます。地域脱炭素化促進事業計画には、促進区域において整備する施設の種類及び規模、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を記載しなければなりません。また、協議会が組織されているときは当該協議会であらかじめ協議を行わなければなりません。

地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請を受けた計画策定市町村は、認定に係る要件を確認し、当該要件に該当するものであると認めるときは、その認定を行います。

地域脱炭素化促進事業計画の認定に際し、計画に記載された行為がワンストップ化の特例を利用できる行為である場合は、計画策定市町村はあらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります。

### 1-2-3. 地域脱炭素化促進事業に関する制度のフローと各主体の役割

地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフローと各主体の役割は図 1-5 に示すと

# 1.制度趣旨・概要

おりです。

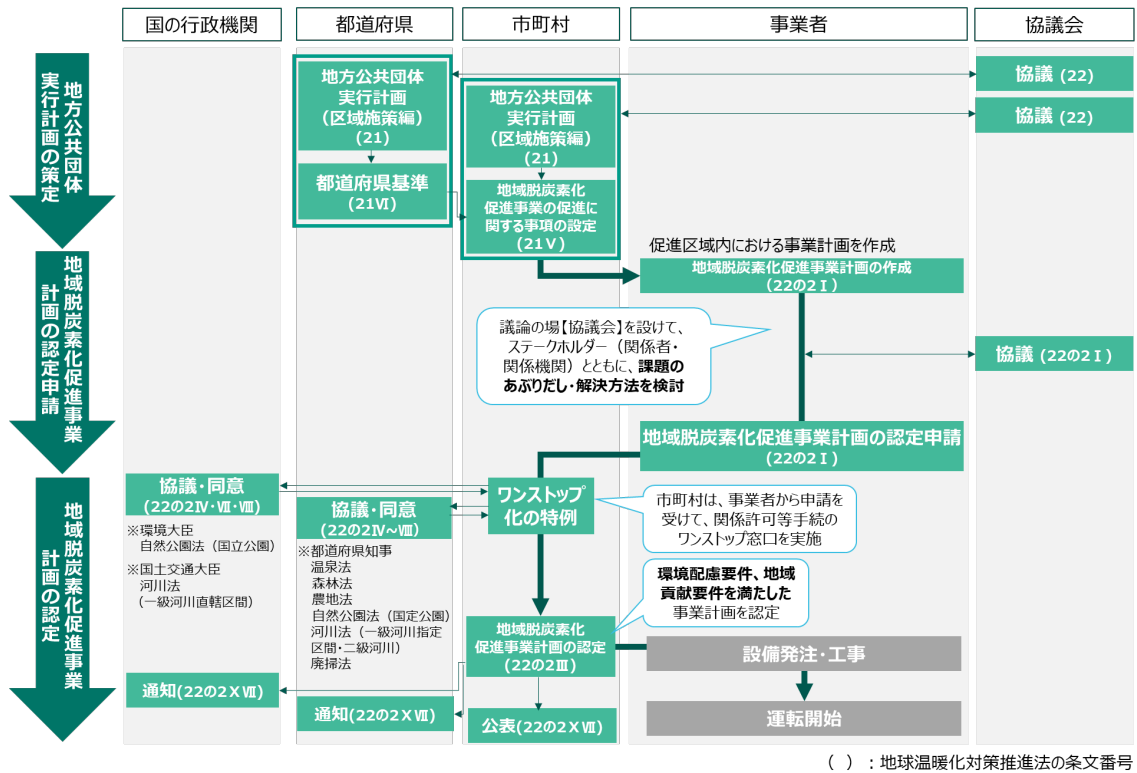


図 1-5 地域脱炭素化促進事業に関する制度の基本的なフロー

以下では、特に市町村、都道府県、事業者の役割について解説します。

## (1) 市町村

### ① 地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定

市町村は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

市町村が設定する促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が都道府県基準を定めた場合にあっては、都道府県基準に基づき、定める必要があります。

促進区域の設定に当たっては、再エネ事業の予見可能性の確保や、地域における再エネ事業の受容性の確保に資するよう、環境保全の観点に加え、社会的配慮の観点も考慮して地域の合意形成を図ることが重要です。この際、促進区域において再エネ事業を実施するに当たり地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき取組として、市町村は「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」として必要な取組を



## 1.制度趣旨・概要

位置付けて地域脱炭素化促進事業計画の認定要件とすることとしています。

市町村は、地方公共団体実行計画の策定に当たり、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。

### ② 地域の合意形成に向けた取組（地方公共団体実行計画協議会での協議等）

市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴かなければなりません。

また、市町村が地方公共団体実行計画を定めようとする場合において、協議会が組織されているときは、当該市町村は、これらの事項について当該協議会における協議をしなければなりません。

さらに、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

なお、市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べるすることができます。

### ③ 地域脱炭素化促進事業計画の認定、ワンストップ化の特例の適用

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者から地域脱炭素化促進事業計画の申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が認定要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとします。

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種別及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容又は当該地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容が、ワンストップ化の特例を利用できる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ該当する許可権者等に協議し、その同意を得なければなりません。

## (2) 都道府県

### ① 地方公共団体実行計画における都道府県基準の策定

都道府県は地方公共団体実行計画において、太陽光、風力その他の再エネであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項として、促進区域の設定に関する基準（都道府県基準）を定めることができます。

都道府県基準は、環境省令で定めるところにより、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされています。

## 1.制度趣旨・概要

### ② 地方公共団体実行計画協議会での協議等

都道府県は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係地方公共団体の意見を聴かなければなりません。

また、都道府県が地方公共団体実行計画において排出量削減の施策や都道府県基準を定めようとする場合において、協議会が組織されているときは、当該都道府県は、これらの事項について当該協議会における協議をしなければなりません。

なお、都道府県は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べるすることができます。

### ③ 市町村への支援

都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。特に、地方公共団体実行計画の策定等に係る人的、技術的なりソースが限られる市町村に対して、取組を支援すること等が重要です。

また、市町村における地方公共団体実行計画の策定及び地域脱炭素化促進事業の促進に当たって、都道府県は、市町村の求めに応じて市町村の組織する協議会に参加することも考えられます。

なお、都道府県の地方公共団体実行計画において、当該都道府県の管内における市町村の地方公共団体実行計画に促進区域として位置付けることが推奨される区域に関する都道府県としての考え方を示すことは妨げられません。

### (3) 事業者

地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定めるところにより、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます。

計画策定市町村により地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた認定地域脱炭素化促進事業者は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければなりません。

ただし、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める軽微な変更については、この限りではありません。

## 1.制度趣旨・概要

### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 1～2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める

## 1.制度趣旨・概要

- 基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあつては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。

（地方公共団体実行計画協議会）

第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で

## 1.制度趣旨・概要

又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

- 2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
  - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
  - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
  - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該地域脱炭素化促進事業の実施に関する計画（以下「地域脱炭素化促進事業計画」という。）を作成し、地方公共団体実行計画（第二十一条第五項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下この条において同じ。）を策定した市町村（以下「計画策定市町村」という。）の認定を申請することができる。

- 2 地域脱炭素化促進事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
  - 三 地域脱炭素化促進事業の実施期間
  - 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
  - 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
  - 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
  - 七 第四号の整備及び第五号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

## 1.制度趣旨・概要

- 八 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
- イ 地域の環境の保全のための取組
  - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 九 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項
- 3 計画策定市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合すること。
  - 二 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
  - 三 その他環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。
- 4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。
- 一 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
  - 二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二條の六第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
  - 三 保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
  - 四 農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）を農地以外のものにし、又は農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使

## 1.制度趣旨・概要

用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二条の八において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二条の八において同じ。）の区域内において行う行為であって、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条の二（同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為 河川管理者（同法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三条の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）

八 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二条の十第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

九 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の指定区域をいう。第二十二条の十第二項において同じ。）内において行う行為であって、同法第十五条の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

（地域脱炭素化促進事業計画の変更等）

第二十二条の三 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定地域脱炭素化促進事業者」という。）は、当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは当該地方公共団体実行計画協議会における協議を経て、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、計画策定市町村の認定を受けなければならない。ただし、環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければならない。

3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認

## 1.制度趣旨・概要

定を取り消すことができる。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第三項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。）に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
- 二 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第三項第一号から第三号までのいずれかに該当しないものとなったとき。
- 4 計画策定市町村は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知するとともに、公表するものとする。
- 5 前条第三項から第十七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。



## 2. 都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

本章では、都道府県が策定する地方公共団体実行計画における都道府県基準の定め方等について解説します。

### 2-1. 都道府県基準の概要

都道府県は、地方公共団体実行計画において、市町村による促進区域の設定に関する基準として、環境省令で定めるところにより、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じ環境の保全に配慮することを確保するための基準（都道府県基準）を定めることができます（都道府県基準の設定は任意）。都道府県基準は、促進区域設定に係る環境省令で定める国の基準（全国一律に適用）に上乘せ・横出しして、地域の実情に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準です。

都道府県基準が定められている場合は、市町村は当該基準に基づき促進区域を定めなければなりません。

都道府県が都道府県基準を含む地方公共団体実行計画を策定する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。協議会の運営や構成については第4章で解説します。

### 2-2. 都道府県基準の解説

再エネの主力電源化に向け、地域共生の課題として、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものがあります。こうした課題に対しては、地域脱炭素化促進施設の設置を伴う事業について、具体的な事業計画が立案される段階に先立ち、地域の環境保全への適正な配慮を確保することが効果的です。具体的には、施設の立地場所そのものが生活環境・自然環境への影響の観点から地域トラブルの要因となることが多く見られることから、地域の環境の保全に適正に配慮した立地誘導を制度的に手当てすることにより、円滑な合意形成を図ることが重要です。

こうした観点から、促進区域の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法第21条第6項において、促進区域設定に係る環境省令に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定められた都道府県基準に基づく必要があるとされています。

#### 2-2-1. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）

地球温暖化対策推進法第21条第6項において規定されている、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める国の基準は、全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき基準です。都道府県基準を定める場合も、促進区域設定に係る環境省令において定める基準に即して定める必要があります。促進区域設定に係る環境省令については、3-4-2. で解説しますので、そちらを参照してください。

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

### 【参考】「環境の保全上の支障」について

促進区域設定に係る環境省令において定める国の基準は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして定められています。

環境基本法において「環境の保全上の支障」とは、規制等の国民の権利義務に直接係わるような施策を講じる目安となる程度の環境の劣化が生じることをいいます。さらに「環境の保全上の支障の防止」とは、環境の保全上の支障である公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいいます（環境基本法逐条解説 121、124 ページ参照）。

### 2-2-2. 都道府県基準に係る環境省令

都道府県は地方公共団体実行計画において太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項（第 21 条第 3 項第 1 号）として、促進区域の設定に関する基準を定めることができます。

都道府県基準は、環境省令で定めるところにより、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされています（第 21 条第 7 項）。

### 【参考】「環境の保全」と都道府県基準について

「環境の保全」とは、「環境の保全上の支障の防止」にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものとされています（環境基本法逐条解説 121 ページ参照）。地域の实情により求められる環境の保全の内容は異なるため、都道府県基準は、国の基準に上乘せ・横出しして、地域の实情に応じた適正な配慮を求めるものとされています。

都道府県基準は、再エネ種ごとの事業特性に応じて、地域の自然環境・生活環境に係る適正な環境の保全を確保する観点から、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めることとしています。

都道府県基準は、促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して定めることが必要であるところ、

- ・ 促進区域設定に係る環境省令で定める基準において「促進区域に含めない区域」としてある区域について、都道府県基準において促進区域とすることを可能とするような基準は設定できません。
- ・ 促進区域設定に係る環境省令で定める基準において、「促進区域に含む場合には、指定

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」について、再エネ種ごとの事業特性を踏まえ地域の实情に応じて、都道府県基準において「促進区域に含めない区域」として定めることは可能です。

- 市町村における分かりやすさの観点から、例えば、促進区域設定に係る環境省令において促進区域に含めない区域として定めている区域について、都道府県基準においても入念的に促進区域に含めない区域として規定することも考えられます。

また、都道府県基準は、都道府県基準に係る環境省令で定めるところにより定める必要があるところ、環境省令第5条の4から第5条の6において、再エネ種ごとの事業特性を踏まえた、環境の保全のために配慮すべき事項、配慮すべき事項ごとに環境の保全に配慮するための情報及びその収集方法などが示されています。

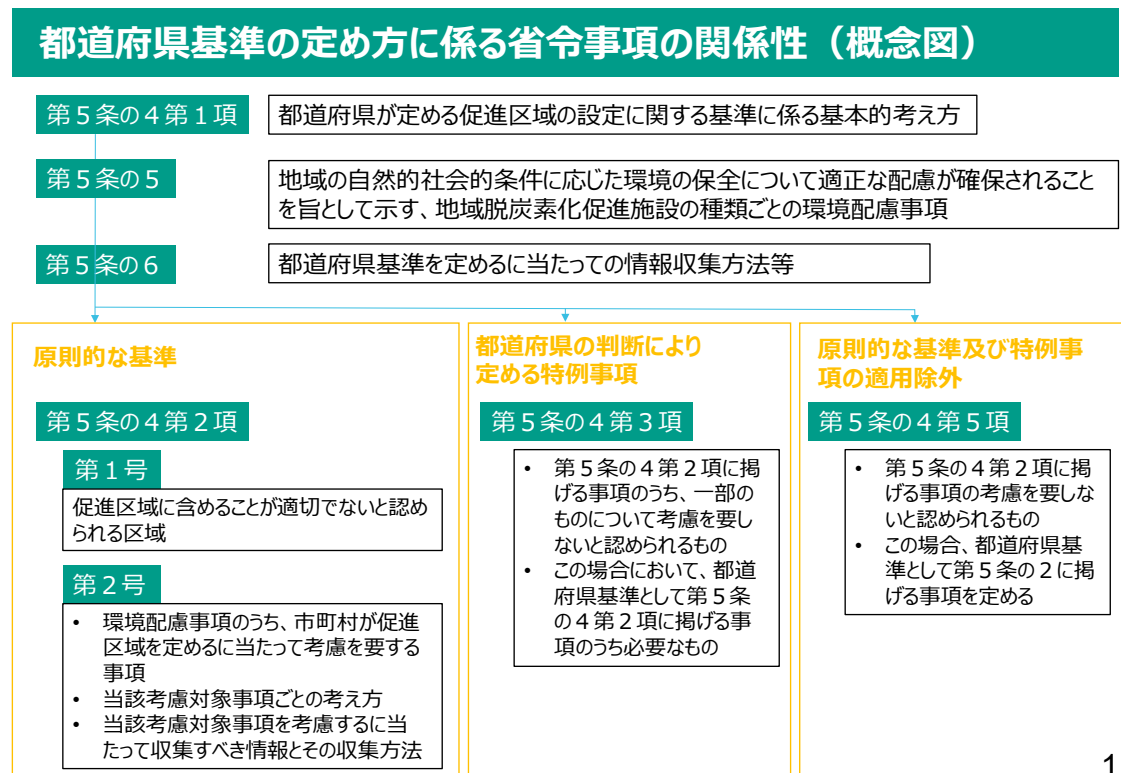


図 2-1 都道府県基準に係る環境省令事項の関係性（概念図）

都道府県基準を定める際には、都道府県は下記を念頭に置くこととされています。

- 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- 太陽光、風力その他の再エネ種ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

- ・ 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

### ○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三 法第二十一条第六項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。

第五条の四 都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。
- 二 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。
- 三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。
- 四 国又は地方公共団体等が有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

2 都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、第五条の六第一項の検討の結果、定めることを要しないと認められる事項については、この限りでない。

- 一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと思われる区域
- 二 環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。）並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法

### 2-2-3. 都道府県基準の策定

都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類及び規模の別に定めるものであり、都道府県の定める再エネ目標の達成に向けて、環境の保全に適正に配慮した上で積極的に再エネを導入するために、地域の実情（地域の再エネポテンシャルや自然環境・生活環境の保全への適正な配慮を要する自然的・社会的条件等）に応じて一歩踏み込んだ検討を行うことが重

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

要です。また、都道府県基準は、都道府県において、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、促進区域設定に当たって配慮すべき区域の考え方や、再エネ事業の計画立案に当たって考慮すべき環境配慮事項ごとに適正な配慮を確保するための再エネ事業の在り方に関する考え方を整理した上で、再エネを導入するに当たって望ましい立地の考え方や再エネ事業における環境配慮の在り方に関する考え方について、個別事業計画立案段階に先立ちより上位の段階にある都道府県の地方公共団体実行計画において当該都道府県における再エネ導入の政策方針として明確にするもの（いわゆる戦略的環境アセスメントの一種）です。都道府県基準は、地域における広域的な適正な環境配慮の確保の観点において非常に重要な役割を果たすものであり、市町村の促進区域の設定に先立ち定めることが望ましいものです。また、都道府県基準を効果的に定めた上で、市町村の定める地域の環境の保全のための取組において個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題にも、一定の配慮が可能となることが期待されます。このため、都道府県においては、都道府県基準を定めることを積極的に検討することが求められます。さらに、新たな政策の検討状況や都道府県の計画の目標の達成状況を勘案し、時機に応じて都道府県基準の見直しを行うことが重要です。

都道府県基準に基づき定められた促進区域において地域脱炭素化促進施設の整備が行われる際には、あらかじめ市町村において環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされ、かつ、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で地域脱炭素化促進事業計画が認定されます。これにより、重大な環境影響の回避が確保され、更には広域的な観点から環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされることが担保されていること等から、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく計画段階配慮事項の検討に係る手続（以下「配慮書手続」という。）の規定を適用しないこととする特例を定めています。

都道府県基準を定めるに当たっては、配慮書手続が省略されることを念頭に置き、地域脱炭素化促進事業のうち環境影響評価法の対象となる規模のものについては、配慮書手続において検討すべき検討事項・手法を示すことが重要です。このため、都道府県の関係部局でよく連携して入念的に精査して定めることが求められます。

なお、都道府県及び環境影響評価法第10条第4項の政令で定める市においては、地球温暖化対策推進法第22条の11の特例により配慮書手続の規定を適用しない地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法の配慮書手続において検討すべき配慮事項が法に基づく都道府県基準及び市町村における促進区域の設定に当たっての検討過程において検討されることが担保されていることに鑑み、地域脱炭素化促進事業の促進の観点からも重複する検討を事業者に課さないとの趣旨で地球温暖化対策推進法第22条の11の特例が講じられていることを踏まえ、環境影響評価に係る条例において配慮書手続を規定する場合においては、当該手続を課す趣旨を慎重に検討することが必要であることに留意が必要です。

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

### 2-2-4. 都道府県基準の設定手法

#### < i. 原則的な基準 >

都道府県基準は地域脱炭素化促進施設の種類及び規模ごとに定めるものであり、設置形態（建造物に設置・附属されるか、土地に設置されるか等）、設置場所等を勘案して、表 2-1 の事項（以下本章において「原則的な基準」という。）を示す必要があります。また、原則的な基準を定めるに当たっては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに環境省令第 5 条の 5 第 1 項各号に掲げる全ての環境配慮事項について、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、客観的かつ科学的知見に基づいて検討する必要があります。このとき、当該検討に当たって環境省令で掲げる環境配慮事項以外に、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの規模等に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項がある場合は、必要に応じて考慮する環境配慮事項を追加することができます（環境省令第 5 条の 5 第 2 項）。

また、都道府県基準としては、これらの区域や事項について定性的な記述や表形式により示す方法を基本としつつ、付加的に該当する区域を図示すること等により分かりやすい基準とすることも考えられます。

表 2-1 都道府県基準として示す事項（原則的な基準：環境省令第 5 条の 4 第 2 項各号）

	事項	提示方法
①	市町村が促進区域に含めることが適切ではないと判断する区域	都道府県は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から検討を行った結果に基づき都道府県基準を定める場合は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域を、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに示す。
②	環境の保全への適正な配慮を確保する観点から市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）とその考え方、その事項を考慮するに当たって収集すべき情報とその収集方法	都道府県は、考慮対象事項を示すに当たっては、市町村が促進区域を定める場合に当該事項を考慮するに当たって「収集すべき情報」及びその「収集方法」を示すとともに、当該環境配慮事項ごとの「適正な配慮を確保するための考え方」（地域の環境の保全のための取組として地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置を含む。）を整理して示す。

また、都道府県基準の検討に当たっては、環境省令第 5 条の 6 第 2 項各号に掲げる全ての情報に加えて都道府県が必要と判断する情報を収集した上で検討を行わなければならないこととされています。なお、本情報収集に当たっては、国や地方公共団体等有する文献等

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

を収集するか、専門家等から科学的知見を聴取することとされており、必ずしも現地調査は要しません。

なお、表 2-1 に示す都道府県基準として示す事項について、その都道府県において検討した結果、①市町村が促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域又は②環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮を要する事項等について、いずれかのみにより地域の自然的社会的条件に応じた適正な環境配慮が確保されるものと判断する場合は、いずれかのみを示す都道府県基準とすることも可能です。しかしながら上記の都道府県基準の趣旨に照らして、都道府県の地方公共団体実行計画に定める目標を踏まえて再エネの導入を促進する観点から適切な内容であるかどうか慎重に検討が必要です。

### < ii . 特例事項 >（環境省令第 5 条の 4 第 3 項及び第 4 項）

i . に示す都道府県基準の事項について、都道府県の判断により、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の対象とならない地域脱炭素化促進事業について、その規模、設置形態、設置場所等（以下本章において「規模等」という。）を勘案して検討し、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から、表 2-1 に示す都道府県基準の原則的な基準のうち、一部の基準について考慮を要しないと認められる規模等を定めることができます。この場合においては、当該地域脱炭素化促進事業について、原則的な基準のうち考慮を要しない事項を除いた、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から必要な事項（以下「特例事項」という。）を定めることとなります<sup>2</sup>（例えば、出力〇kW未満の太陽光発電事業について、などの限定された条件に該当するものについて特例事項を定めることとなります。）。特例事項を定めるに当たっても、i に示す都道府県基準の検討の手法に準じて、環境省令第 5 条の 5 に掲げる環境配慮事項についての検討が必要です。本検討の情報収集に当たっては、国や地方公共団体等有する文献等を収集することが必要です。なお、都道府県の判断により、必要に応じて専門家等から科学的知見を聴取することが必要となります。

特例事項を定める場合にも、表 2-1 に示す事項と同様に①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと判断する区域又は②環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮を要する事項等を規定することが可能です。また、特例事項は、都道府県において規模に応じて段階的に定めることも可能です。

### < iii . 原則的な基準及び特例事項の適用除外 >（環境省令第 5 条の 4 第 5 項及び第 6 項）

原則的な基準を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の対象とならない地域脱炭素化促進事業について、都道府県は地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、その規模等を勘案して検討し、地域の自然的社会的条件に応

<sup>2</sup> 特例事項を定めるに当たっては、原則的な基準を必ず定めることが必要であり特例事項のみを定めることはできません。



## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

じた環境の保全の適正な配慮の確保の観点から i. に示す原則的な基準及び ii. に示す特例事項について適用しないこととする地域脱炭素化促進施設（例えば、○kW未満の屋根置き太陽光発電事業等）を定めることができます。この場合において、都道府県は、2-2-1. の全国一律に遵守を求める事項として促進区域設定に係る環境省令で定める基準を都道府県基準として定めることとなります（例えば、○kW未満の屋根置き太陽光発電事業等について、原則的な基準及び特例事項の適用を除外する場合は、都道府県基準（適用除外をするものについての基準）として、促進区域設定に係る環境省令で定める基準をそのまま記載することになります。）。

上記を定めるに当たっては、i. に示す原則的な基準の検討の手法を参考にしつつ、当該地域脱炭素化促進施設に係る環境配慮事項について検討が必要です。なお、都道府県の判断により検討の手法をより簡易化して検討を行うことも可能です。本検討の情報収集に当たっては、国や地方公共団体等が有する文献等を収集することが必要です。なお、都道府県の判断により、必要に応じて専門家等から科学的知見を聴取してください。

### 《太陽光の場合》 ※都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類のごとに策定

都道府県基準の種類	対象施設 (規模、設置形態等)	設定事項	都道府県が基準を設定する際に検討する環境配慮事項									
			騒音	水の濁り	地形・地質	安土地の安定性	反射光	動物	植物	生態系	景観	人との触れ合い
第2項 原則的な基準	下記の特例事項等が適用される施設 <b>以外</b> の <b>全ての太陽光発電施設</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域に<b>含まない区域</b></li> <li>・<b>考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法</b></li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3項 都道府県の判断により定める特例事項	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価手続の対象とならない規模</b> であつて、 <b>都道府県が原則的な基準のうち一部について考慮を要しないと認める</b> 規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・促進区域に<b>含まない区域</b>や<b>考慮対象事項等のうち必要な事項（特例事項）</b></li> </ul>	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第5項 原則的な基準及び特例事項の適用除外	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価手続の対象とならない規模</b> であつて、 <b>都道府県が原則的な基準及び特例事項について考慮を要しないと認める</b> 規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国の基準を都道府県基準として設定する</b></li> </ul>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※第5項で定める考慮が不要なものの例としては、「太陽光の屋根設置（●kW以下）」等が考えられる。

図 2-2 環境省令第5条の4第2項、第3項、第5項に基づき定める都道府県基準の関係性のイメージ図

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

【参考】都道府県が大規模な太陽光発電を対象として定める基準のイメージ

### A 県地方公共団体実行計画

#### ■ A 県の促進区域設定に関する基準（A 県基準）

市町村は、次の基準に基づき促進区域を設定すること。

1. 太陽光発電（〇kW 以下のものについては特例都道府県基準として別に定める基準に基づき促進区域を設定すること。）

(1) 次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと（地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項の環境省令で促進区域に含めないこととされた区域以外を対象とする）。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・ A 県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・ A 県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・ 砂防指定地 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 地すべり防止区域 ・ △△保安林 ・ □□保安林	・ 砂防法 ・ 急傾斜地法 ・ 地すべり等防止法 ・ 森林法 ・ 森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・ 生息地等保護区 ・ A 県の希少種保護条例に定める区域	・ 種の保存法 ・ A 県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ ラムサール条約湿地 ・ 国指定鳥獣保護区 ・ A 県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・ 生息地等保護区 ・ A 県の希少種保護条例に定める区域	・ ラムサール条約 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 鳥獣保護管理法 ・ 種の保存法 ・ A 県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・ 世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・ A 県自然環境保全地域	・ 世界遺産条約 ・ 自然環境保全法、A 県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立/国定公園区域 ・ A 県立自然公園の特別地域 ・ 風致地区	・ 自然公園法 ・ 自然公園法、A 県条例 ・ 都市計画法
その他 A 県が必要と判断するもの	・ 土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害防止法

※法令等の名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・ 急傾斜地法：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
- ・ 土砂災害防止法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）
- ・ 種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- ・ ラムサール条約：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
- ・ 鳥獣保護管理法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
- ・ 世界遺産条約：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

(2) 次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づいて必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置付けること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置付ける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設(学校、病院等)の種類</li> <li>・住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔を X メートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。</li> </ul>
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取水施設の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・A 県県民生活課 WEB サイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>
重要な地形及び地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「A 県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 県自然保護課 WEB サイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(促進区域に当該区域を含む場合)</li> <li>・当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
反射光による生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全対象施設(学校、病院等)の種類</li> <li>・住宅の分布状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> <li>・関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響 植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定植物群落</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巨樹・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定対象の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省レッドリスト</li> <li>・A 県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方環境事務所に聴取</li> <li>・A 県自然保護課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置<sup>※</sup>を講じること。</li> </ul> <p>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>
動物の重要な種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 県指定鳥獣保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(促進区域に当該区域を含む場合)</li> </ul>

2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

及び注目すべき生息地への影響	護区（特別保護地区以外の区域）	・ A 県ハンターマップ	・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ A 県レッドリスト	・ 地方環境事務所に聴取 ・ A 県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や A 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける生態系への影響	・ 自然再生の対象となる区域	・ EADAS ・ 地方環境事務所 WEB ページ ・ 自然再生協議会に聴取	・ 事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・ 重要里地里山 ・ 重要湿地	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・ 国立/国定公園、A 県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点 ・ 長距離自然歩道	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A 県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所や A 県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・ A 県立自然公園区域の普通地域 ・ 風致保安林	・ EADAS ・ A 県自然保護課 WEB ページ ・ A 県森林 GIS	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや附帯設備の色彩とすること。 ・ 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林	・ A 県自然保護課 WEB ページ ・ A 県森林 GIS	(促進区域に当該歩道や区域を含む場合) ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

その他 A 県が必 要と判断するも の	・土砂災害警戒区 域	・EADAS ・A 県防災情 報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) ・当該区域の指定理由を踏まえ、土砂 災害に備えた適切な事業計画にす ること。
---------------------------	---------------	----------------------------	--

※名称は下記のとおり略称を用いた。

- ・重要里地里山：生物多様性保全上重要な里地里山
- ・重要湿地：生物多様性の観点から重要度の高い湿地

### 【参考】環境基本法における「土地の安定性」について

環境基本法第 14 条においては、第 19 条、第 20 条も含む環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、第 14 条第 1 号～第 3 号に掲げる事項の確保を旨として、各種施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならないこととされており、同法同条第 1 号には「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」と規定されています。この点から、ここで示す「自然的構成要素」には「土地の安定性」も含まれるものとなります。

第 14 条第 1 号では、「大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること」が規定されていますが、これは、例えば大気汚染等により建物や洗濯ものが汚れることなどのように、自然の構成要素の変化を通じて人工物に損傷が与えられることを防ぐことも趣旨に含まれており、「土地の安定性」が損なわれれば、土砂災害等によってそこに存在する建築物等にも被害を生じることとなるため、本号に基づいて「土地の安定性」についても良好な状態に保持することも、促進区域の設定において求められることとなります。なお、良好な状態の保持には、環境の保全上の支障の防止（24 ページ参照）のための水準にとどまらず、更に良好な状態を目指すことも含むものであり、具体的には、規制等の強制力を持った施策により確保されるものではなく、例えば、地方公共団体や事業者によって自発的な活動等を行うこと等を通して、その確保が目指されることとなります。

### <iv. 都道府県基準の策定に当たっての留意事項>

その他、都道府県基準を定める場合の一般的留意事項は下記のとおりです。

- ・ 都道府県は、市町村が促進区域を設定するに当たっては、地域脱炭素化促進事業の種類ごとのポテンシャルに応じて、環境への影響の懸念が小さいと考えられる開発済みの場所から優先的に設定されるよう都道府県基準を検討してください。
- ・ 都道府県は、都道府県基準を定めるに当たっては、検討の経緯、その内容、当該検討に際して参考にした資料等（希少野生動植物種の情報等の秘匿性のある情報を含むものを除く。）について明らかにすることが重要です。

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

- ・ 都道府県は、必要に応じて、地域脱炭素化促進事業であって再生可能エネルギー熱供給設備に係るものについて、上記に定めるところに準じて都道府県基準を検討することも可能です。

また、都道府県の地方公共団体実行計画において、当該都道府県の管内における市町村の地方公共団体実行計画に促進区域として位置付けることが推奨される区域に関する都道府県としての考え方を示すことは妨げられません。

### ○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

#### （環境配慮事項）

第五条の五 環境配慮事項は、次の各号に掲げる地域脱炭素化促進施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 地域脱炭素化促進施設であって太陽光を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 騒音による影響
- (2) 水の濁りによる影響
- (3) 重要な地形及び地質への影響
- (4) 土地の安定性への影響
- (5) 反射光による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

二 地域脱炭素化促進施設であって風力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 騒音による影響
- (2) 重要な地形及び地質への影響
- (3) 土地の安定性への影響
- (4) 風車の影による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

- (3) 地域を特徴づける生態系への影響
- 八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
  - (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
  - (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- 三 地域脱炭素化促進施設であって水力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
  - イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項
    - (1) 水の汚れによる影響
    - (2) 富栄養化による影響
    - (3) 水の濁りによる影響
    - (4) 溶存酸素量による影響
    - (5) 水温による影響
  - ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項
    - (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
    - (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
    - (3) 地域を特徴づける生態系への影響
- 八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
  - (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
  - (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- 四 地域脱炭素化促進施設であって地熱を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
  - イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項
    - (1) 硫化水素による影響
    - (2) 水の汚れによる影響
    - (3) 騒音による影響
    - (4) 温泉への影響
    - (5) 重要な地形及び地質への影響
  - ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項
    - (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
    - (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
    - (3) 地域を特徴づける生態系への影響
- 八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項
  - (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
  - (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- 五 地域脱炭素化促進施設であってバイオマスを電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 大気質への影響
- (2) 騒音による影響
- (3) 悪臭による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
- (2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響
- (3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

六 地域脱炭素化促進施設であって再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項

2 前項各号に掲げるもののほか、都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。

### ○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（都道府県基準の検討の方法等）

第五条の六 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとする。

2 前項の検討は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報その他都道府県が必要と判断するものを収集して行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響 住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類

二 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響 水道原水取水地点（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点をいう。）等の状況

三 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち温泉への影響 温泉の状況

四 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち重要な地



## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

形及び地質への影響 地形及び地質の状況

五 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち土地の安定性への影響 土地の形状が保持される性質の状況

六 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項のうち動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況

七 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 眺望の状況及び景観資源の分布状況

八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

3 前項の情報の収集は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 国又は地方公共団体等が有する文献その他の資料（法令（条例を含む。）に基づく土地利用に関する規制等の対象となる地域の指定等の状況を示した図面等を含む。）を収集する方法

二 専門家等から科学的知見を聴取する方法

4 都道府県は、第一項の検討の経緯及びその内容並びに当該検討に際して参考にした資料等を適時に明らかにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報その他公になっていない情報の公開に当たっては、当該情報のうち秘匿することが必要であるものについて必要な措置を講じるものとする。

5 都道府県は、地方公共団体実行計画に定めた法第二十一条第三項第五号に掲げる目標（同項第一号に規定する施策の実施に関する目標に限る。）の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。

### ○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三 1～2（略）

3 都道府県は、前項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から前項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの（以下「特例事項」という。）を定めることができる。

4 前項の地域脱炭素化促進施設及び特例事項は、第五条の六に定めるところに準じて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

5 都道府県は、第二項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により特例事項を定めた場合にあっては当該特例事項を含む。）の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。

6 前項の地域脱炭素化促進施設は、第五条の六に定めるところを参酌して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

### 2-3. 地方公共団体実行計画協議会について

都道府県が都道府県基準を含む地方公共団体実行計画を策定する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議をしなければなりません。

協議会の詳細については第4章を御参照ください。

### 2-4. その他都道府県基準に関する留意点

都道府県基準は地方公共団体実行計画の一部として定めるものであるため、策定・変更を行う際には、地球温暖化対策推進法第21条第10項から第13項の規定に基づき、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置や協議会における協議などを行う必要があります。ただし、地方公共団体実行計画の一部である旨を明確にした上で、都道府県基準を別冊として作成するといった運用上の工夫を行うことにより、事務的な負担を減らすことは可能です。

また、市町村が地方公共団体実行計画を策定するに当たり、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努める必要があります。

都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、

## 2.都道府県における地方公共団体実行計画（都道府県基準等）

- ・住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる
- ・関係地方公共団体の意見を聴く

ことが必要となります。

このため、都道府県が地方公共団体実行計画に都道府県基準を定める場合においても、これらの規定に基づいて関係地方公共団体との調整を行うことが求められます。

なお、促進区域の設定段階において、都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です（ただし、都道府県基準を定めていない場合は、環境影響評価法に係る特例を受けることはできません。）。その際には、都道府県は市町村と事前に協議するなど十分に連携をとり、市町村による促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定した場合においても、促進区域が都道府県基準の考え方と整合するよう、必要な情報提供、助言を行うことが望ましいです。

※地方公共団体実行計画の策定・変更に関する留意点については、3-9. その他地方公共団体実行計画に関する留意点 も参照してください。

### 3. 市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

本章では、市町村が策定する地方公共団体実行計画における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、策定する内容や、定め方等について解説します。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### 3-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の全体像

市町村は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定める場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めることとされています。

##### <地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項>

###### ①地域脱炭素化促進事業の目標（第21条第5項第1号）

地方公共団体実行計画における再エネ目標等を達成すべく、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために設定する目標を定めます。

###### ②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）

地域脱炭素化促進事業を推進するため、促進区域設定に係る環境省令に従い、都道府県基準に基づいて、市町村が促進区域を定めます。本区域内での事業が特例等の対象となります。

###### ③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模（第21条第5項第3号）

再エネポテンシャルや、地域の自然的社会的条件等に応じて設定する、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設の種類及び規模。再エネの種別ごとに設定することが望ましいです。

###### ④地域の脱炭素化のための取組（第21条第5項第4号）

地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、地域の脱炭素化に貢献する取組の方針を定めます。本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行います。

###### ⑤地域の環境保全のための取組（第21条第5項第5号イ）

促進区域の設定に当たって、促進区域から除外する程度ではないが、事業の実施に当たって環境保全上の支障を及ぼすおそれがないようにするために必要な措置がある場合や地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な措置がある場合に、地域脱炭素化促進事業に求める環境の保全のための措置の方針を定めます。また、事業の実施に当たり、地域の環境の改善や新たな環境価値の創出といった観点での取組を位置付けることも考えられます。本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行います。

###### ⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組（第21条第5項第5号ロ）

地域全体の将来像を踏まえ、脱炭素社会の実現に加え、SDGs（持続可能な開発目標）の

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

達成や第5次環境基本計画に位置付けられた「地域循環共生圏」の構築といったことも念頭に置いて検討し、地域の活性化や災害時のエネルギー確保など地域課題の解決に貢献する取組の方針を定めます。本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行います。

## 3-2. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の定め方

市町村が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たっては、再エネポテンシャルや環境保全の観点・社会的配慮の観点から既存情報を収集・把握して促進区域となり得る区域を幅広く検討し、地域の住民を含む関係者・関係機関の洗い出しを行い、合意形成を図ることとなります。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定から地域脱炭素化促進事業計画の認定までの流れは、以下の図3-1のとおりです。本節においては、図3-1のうち地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について、具体的に解説していきます。



図 3-1 促進区域の設定から地域脱炭素化促進事業計画の認定までの作業フロー

地域脱炭素化促進事業に関する制度の目的は、再エネ事業について、適正に環境に配慮し、地域に貢献するものとし、地域と共生することで、円滑な合意形成を図りながら、地域への導入を促進することです。その際、再エネは地域資源であり、その活用は、地域を豊かにし得るものとの認識が重要となります。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定は、再エネの導入拡大に向け、環境に配

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

慮し、地域における円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みであり、地域における合意形成を図りながら市町村が促進区域等を設定することにより、地域のオーナーシップの下、事業の候補地や調整が必要な課題の見える化がなされ、再エネ事業の予見可能性を高めるものです。

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討に当たっては、地域の再エネポテンシャルを把握し、中長期の再エネ利用促進に係る目標を立て、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要です。また、エネルギーの供給側だけでなく需要側とセットで検討することが重要であるほか、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの特性や設置形態（建造物に設置・附属されるか、土地に設置されるか等）や事業特性を踏まえて環境に影響を及ぼす懸念がより少ないと見込まれる場所から優先的に設定することが必要です。加えて、自らの中期・長期の温室効果ガス削減目標の設定・改定や、国・都道府県の計画との関係性等を踏まえ、適時適切に見直すことが重要です。

したがって、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討に当たっては、可能な限り広域でのゾーニングを行うことが最も理想的な考え方となります。他方、短・中期的な再エネ導入促進の観点からは、「公有地・公共施設」や「地区・街区単位」での検討から段階的に取り組むことも考えられます。また、段階的な取組という観点からは、個別事業が前提となる「事業提案型」もあり得ます。加えて、促進区域を設定する場合には、市町村内の再エネのポテンシャルを最大限活用する観点から、例えば、太陽光発電については公共施設や公共遊休地、住宅・建築物の屋根、営農が見込まれない荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、ため池、その他低未利用地を含め、区域内で再エネの導入を促進し得る場所について幅広く検討し、積極的に位置付けるべきです。

促進区域の設定に当たっては、市町村は、国や都道府県が設定する環境配慮の基準に従って、地域の自然的社会的条件に応じて環境保全の適正な配慮が確保されるよう所要の検討を行うことが必要です。加えて、環境保全以外の観点からの社会的配慮・社会的条件（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）についても既存情報や関係行政機関からの情報を踏まえ適切に把握し、考慮することが求められます。例えば、土砂災害等の災害リスクを踏まえ、促進区域の設定に当たっては、関係法令等も考慮し、自然災害等に起因した土砂等の流出のリスクの高い箇所を回避するなどの留意が必要です。従って、適正に環境に配慮し、社会的配慮・社会的条件も踏まえた上で、適切な促進区域を設定するためには、協議会等も活用しつつ、地域の実情を的確に把握し関係者で共有した上で、丁寧に合意形成を図りながら促進区域を抽出していくことが求められます。

また、促進区域の設定に当たっては、促進区域内における地域脱炭素化促進事業計画の認定の要件として地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として事業者にどのような取組を求めるかについても併せて検討し、地域脱炭素化促進事業が実施される場合において、地域のメリットの増大及びデメリットの軽減を図った上で、

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

総合的に判断して地域に貢献する事業となるよう所要の措置を講じることが求められます。

地域の環境の保全のための取組の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要です。市町村において促進区域を設定するに当たって、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組として適切な措置を市町村が位置付けることにより、事業の実施に際して事業者において適切な所要の措置が講じられることを担保し、これにより環境保全上の支障のおそれが生じないよう措置することが必要です。地域の環境の保全のための取組として規定すべき適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の詳細の決定（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の検討、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられます。

#### 3-2-1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順

##### （1） 地域脱炭素化促進事業の目標の検討

市町村は、地方公共団体実行計画に定める区域全体の温室効果ガス削減目標や再エネの導入目標等を踏まえ、それらの目標の達成に資するよう地域脱炭素化促進事業の目標を検討します。

##### （2） 促進区域となり得る区域（候補地）の検討

市町村は、環境保全や再エネポテンシャルに関する既存情報の収集・把握を行い、促進区域となり得る区域（候補地）について検討します。

###### 1) 環境保全に関する既存情報の収集・把握

市町村が促進区域を設定するに当たっては、促進区域設定に係る環境省令に従い、さらに、都道府県基準に基づいて設定する必要があります。促進区域の設定に当たって市町村が考慮すべき環境保全に係る基準の体系は、図 3-2 のとおりです。



### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

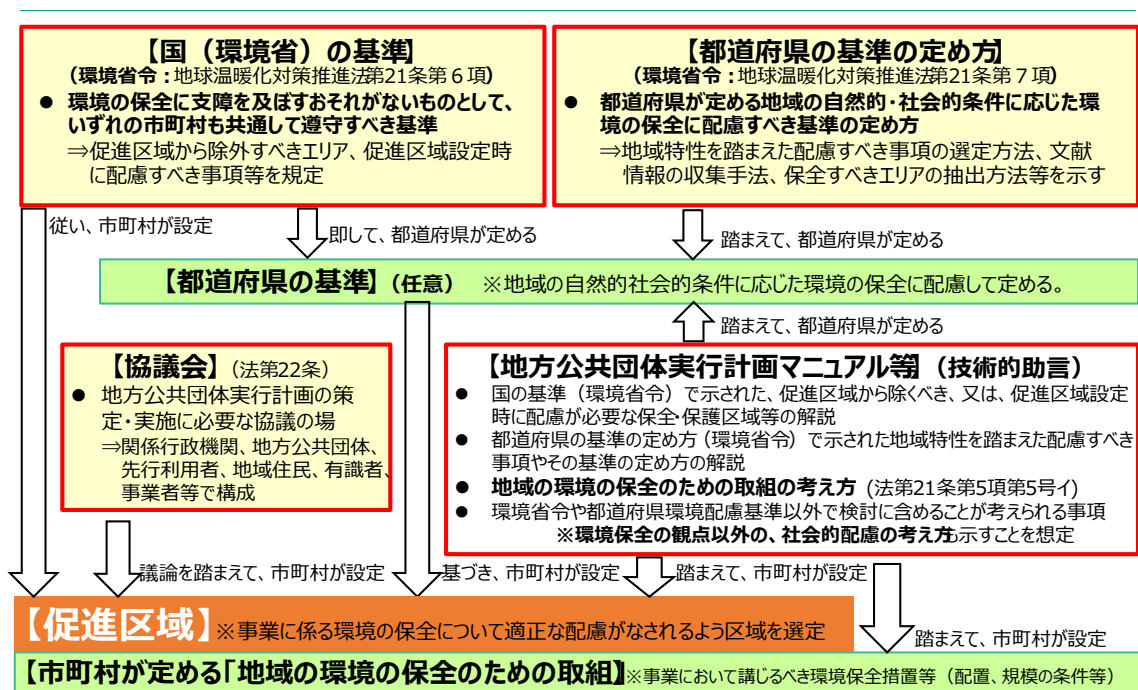


図 3-2 促進区域の設定に当たって市町村が考慮すべき環境配慮の体系

市町村は、促進区域設定に係る環境省令や都道府県基準で定めている、促進区域に含めないこととする区域について確認します。該当する区域は、促進区域として設定することができません。

次に、促進区域設定に係る環境省令で定めている、一律に促進区域に含めないこととするまではいえないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域・事項を確認します。促進区域を設定する際には、まずはこれらに該当する区域や事項がない土地から優先的に促進区域とすることを検討します。該当する区域や事項について考慮した結果の反映方法としては、①当該促進区域を設定しようとする場所においては環境保全上の支障を及ぼすおそれがないため促進区域に設定すること、②地域脱炭素化促進事業に求める地域の環境の保全のための取組として当該支障を回避するための適切な措置を位置付けた上で促進区域に設定すること、③当該促進区域を設定しようとする場所においては環境保全上の支障を回避することが困難なため促進区域に設定しないこと、が考えられます。同様に、都道府県基準で定めている環境配慮事項についても、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のための適正な配慮の観点から考慮が必要な区域・事項を確認します。

#### 2) 再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握

促進区域として設定することが可能なエリアにおいて、再エネポテンシャルに関する情報の収集・把握を行います。この際、再エネの種別ごとにポテンシャルを把握することが重要です。情報収集においては、環境省の提供する REPOS 等を活用することが考えられます。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

なお、促進区域等の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は、地域の将来像を描き、まちづくりの一環として考えることが重要であることから、2030年といった中期的な目標のみならず、2050年といった長期的な目標も踏まえ、リードタイムが長く発電の開始まで時間がかかる再エネ種についての情報も収集・把握し、検討することが重要です。

再エネについては、地方公共団体実行計画において、都道府県及び指定都市等においては施策の実施に関する目標を定めること、市町村は施策の実施に関する目標を定めるよう努めることとされています。目標設定における再エネポテンシャルの把握については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」にも解説がありますので、参照してください。

また、再エネのポテンシャルがある場所はエネルギーの供給側となりますが、需要側についても把握することが重要です。基本的にはエネルギーの供給場所と需要場所は近い方が望ましいですが、地域内の再エネポテンシャルが需要量より多い場合は、他の地域へ供給することも可能となります。この場合、再エネポテンシャルが少ない地域と連携して、地方公共団体実行計画や促進区域等を設定することが考えられます。

#### 【コラム】地熱発電に係る再エネポテンシャルの把握について

地熱資源の開発には地下資源特有の難しさ（特に地下深部の情報の取得）があるため、そのポテンシャルは不確実性が高く、実際に資源調査をしなければ把握できません。地熱発電を対象とした促進区域等の設定については、空中物理探査、地表調査等の広域で実施される資源調査結果等を踏まえて検討をする必要があります。

#### (3) 促進区域となり得るエリアにおける配慮すべき事項の確認

促進区域となり得るエリアについて、環境保全の観点から考慮すべき事項について、既存情報の収集・把握を通じて確認します。まず、(2)で確認した考慮が必要な区域・事項が含まれているかどうかを確認します。確認に当たっては、EADASや行政機関（地方環境事務所等や都道府県の担当部署）等から既存情報を収集することが考えられます。

あわせて、環境保全以外の観点からの社会的配慮（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制、電力系統など）としてどのようなものがあるかについても、EADASや関係者から既存情報を収集し、把握します。

例えば、農林地や漁港を促進区域に含めようとする場合には、農山漁村再エネ法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（以下「設備整備区域」という。）の設定の考え方に準じて検討します。

また、電力系統については、電源や系統に関する公開・開示情報を確認します。その際、接続の制限がある場合でも、ノンファーム型接続も拡大しており、系統制約がある区域を促進区域として設定することを一つの契機としてプッシュ型の系統整備が促されることも期待されるため、当該制約を理由に促進区域から外す必要はありません。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

さらに、地方公共団体の条例により再エネ導入が規制されているエリアがあるかどうかを確認します。該当する場合には、関係する地方公共団体や庁内関係部局に対し、関係性を確認します。

#### （４） 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の検討

上記で把握・確認した既存情報を元に、促進区域等の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について検討を行います。その際、市町村の再エネ目標を踏まえるとともに、地域脱炭素化促進事業の推進について、デメリットの軽減・メリットの増大を図りつつ、総合的に判断して地域にとってのメリットをもたらすかどうかの観点から、促進区域の在り方や地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、促進区域内での事業に関する地域の環境保全の取組、地域貢献の取組として何を求めるか、といったことについて検討することが重要です。

また、促進区域に含めないこととするとまではいえないものの環境保全上の支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域を促進区域に設定する際は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」での適切な措置についても検討することが必要です。このように、本制度においては、事業者による個別の事業計画の検討に先立ち、市町村が可能な限り早期の段階において環境の保全の見地からの検討を加えて、事業を実施する区域の位置を適切に誘導できるよう促進区域等の設定を行うことが望まれます。

なお、再エネ種により、事業による環境影響や事業の実施に当たって求められる環境配慮の事項等が異なります。このことから、促進区域は再エネ種ごとに設定することが必要です。また、市町村の再エネ目標と整合性をとる際、単一の再エネでは難しい場合があることから、そのような場合においては複数の再エネ種において促進区域を検討し、その結果を統合して検討することが重要です。加えて、再エネ種間での促進区域の整合性を確認することや、複数の事業が集中することによる累積的影響についても十分な検討を行うことも重要です。

地方公共団体実行計画において促進区域を示すに当たり、促進区域の境界線は明確に示す必要があります。地番の列記や道路、河川等の地形地物界を用いて範囲を図示することを基本とし、適切な縮尺の地図を併用するなど、外縁が明確になる方法を用いて促進区域を定めます。地区・街区を指定する場合や公有地・公共施設を活用する場合などでは、地番に代えて住居表示や町・字を用いて区域を示すことも考えられます。

#### （５） 地域の脱炭素化のための取組の検討

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施することが求められます。市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討する際には、事業者を求める地域の脱炭素化のための取組についても検討することが必要です。地域の脱炭素化のための取組については 3-6. を確認してください。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### (6) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の検討

市町村は地域脱炭素化促進事業の一環として、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」について検討することが必要です。地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組については、地域のニーズに合致するよう関係者で十分協議を行い検討することが望ましいです。詳細については3-8.を確認してください。

表 3-1 促進区域の検討において具体的に実施すべき事項

概要		具体的な内容
促進区域となり得る区域(候補地)の検討	環境保全に関する既存情報の収集・把握	市町村のエリアのうち、促進区域設定に係る環境省令、都道府県基準において、促進区域に含めないこととする区域の情報を収集・把握します。 次に、促進区域設定に係る環境省令、都道府県基準において考慮すべきとされている区域・事項が含まれているかどうか、EADASや行政機関（地方環境事務所等や都道府県等の担当部署）から既存情報を収集し、把握します。
	再エネポテンシャルや需要地に関する情報の収集・把握	REPOS等に掲載されている域内の再エネポテンシャルに関する情報を収集・把握します。この際、エネルギーの需要地についても確認します。
促進区域となり得るエリアにおける配慮すべき事項の確認		その他市町村が考慮すべき事項（環境保全の観点から配慮することが望ましい事項、社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項）（例：既存の土地利用や先行利用者の状況、各種法令による規制など）としてどのようなものがあるかについても、EADAS等から既存情報を収集します。
促進区域等の検討		把握した情報を踏まえ、促進区域とし得る場所・再エネごとに整理した上で、区域の再エネ目標も踏まえつつ、地域脱炭素化促進事業の推進について、デメリットの軽減・メリットの増大を図りつつ、総合的に判断して地域にとってのメリットをもたらすかどうかの観点から、促進区域の在り方や地域の脱炭素化のための取組、促進区域内での事業に関する地域の環境の保全のための取組、地域貢献の取組として何を求めるかといったことについて検討を行い、協議会等も活用しつつ、合意形成を図りながら促進区域を抽出します。（促進区域を設定するに当たって、各考慮事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域に含めないこととする程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」に適切な措置を位置付ける）

#### 3-2-2. 関係者・関係機関の洗い出しと合意形成

地域で合意形成を図っていくための手法は複数存在しますが、ここでは2020年3月に環境省が作成した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第2版）」を参考に、幾つかの手法について紹介します。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### (1) 関係者・関係機関の洗い出し

まず、合意形成を行う必要がある関係者・関係機関について洗い出しを行い、整理していく必要があります。大きく分けて、以下の2点が想定されます。

##### ① 地方公共団体内における実施体制の整備（関係部署との連携）

地方公共団体内の連携として、地域全体のグランドデザインを検討し、地球温暖化対策部局と環境保全部局が連携するのみならず、農林水産事業者等の先行利用者との関係が深い部署や、再エネの実施に関係する許可等を所管している部署等、幅広く連携することが重要です。こうした連携をサポートするため、専門的知識や議論を取りまとめる技術を有する地域の専門機関、環境コンサルタント・調査会社、団体等と連携することも考えられます。

表 3-2 地方公共団体内の関係部局の例（風力の場合）

所管		担当部局
事業推進		企業局、エネルギー部局、企業立地推進部局 等
環境影響評価		環境保全部局
許可等	自然公園、自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区 等	環境保全部局、観光部局、農林部局
	保安林等	農林部局
	文化財	教育委員会（市町村・都道府県）
	景観形成区域	都市計画部局 等
	農用地区域、農地等	農林部局（市町村・都道府県・農業委員会）
	水質資源保護水面、漁業権設定区域	水産部局
	空港の制限表面	空港部局
地域振興、観光関連等		地域振興局、観光部局、世界遺産登録関係部局
河川、道路等		建設部局

注：担当部局欄において、（ ）で示す箇所以外は、都道府県を想定した部署等の分類を示す

##### ② 調整が必要な関係者・関係機関

次に、意見等の調整が必要になる関係者・関係機関等を抽出する必要があります。関係者・関係機関の抽出に取りこぼしがあると、議論・検討が進んだ後に手戻りが生じることがあるため、幅広く抽出しておくことが肝要です。

例えば、産業団体と合意ができていたとしても、団体に加盟していない関係者と調整が必要になる場合等が考えられます。景観や鳥類の渡り等のように広範囲に影響する環境要素や、複数の地方公共団体の関係者・関係機関が利用している区域がある場合については、近隣の地方公共団体との調整が必要になることもあります。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

表 3-3 関係者・関係機関の例（風力の場合）

分野	関係者・関係機関	
法規制等	国	環境省 地方環境事務所 経済産業省 地方経済産業局 資源エネルギー部 総務省 地方総合通信局 文化庁 農林水産省 地方農政局 林野庁 森林管理局 森林管理署 水産庁 地方漁業調整事務所 国土交通省 地方整備局 港湾空港部 気象庁 防衛省 防衛政策局運用政策課 等
	都道府県・市町村	（表 3-2 参照）
先行利用者	農業関係者・団体（農業者、農業協同組合、農業委員会 等）	
	林業関係者・団体（森林組合 等）	
	観光事業者（スカイスports等）・団体 等 （商工会、観光協会 等）	
環境保全等に関する対象等	環境保全団体、環境保護団体、景観まちづくり団体	
地域住民等	地域住民、地域住民団体、地域住民組織、地方公共団体議会議員、別荘の所有者	
有識者、専門家、学芸員、試験研究機関	以下の分野の有識者等 環境政策（ゾーニング、環境法令・制度、環境社会学、再エネ等）、合意形成、生活環境（騒音、風車の影等）、自然環境（景観、鳥類、その他生物、生態系、自然保護全般等）、風力発電	
事業者	事業者団体、地元風力発電関連産業業者	
電力関係	一般送配電事業者 <sup>※</sup> 、再エネ事業者	
金融機関	大手銀行、地方銀行等	
関係地方公共団体	隣接する地方公共団体	

※電源や系統に関する公開・開示情報の活用等

#### （2）合意形成について

それぞれの関係者・関係機関との意見調整方法を検討します。抽出した対象の特性や、地域性に応じ、適切な方法を選定する必要があります。

多様な主体が関与する場合の合意形成の手法としては、協議会等の設置が有効です。市町村が地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めようとする場合、協議会が組織されているときは、これらの事項について当該協議会における協議をしなければならないとされています。協議会の運営や構成については、第4章で解説します。なお、協議会は市町村が実務として実施可能であることが必要です。このため、既存の枠組みを活用するなど、効率的

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

な運用が考えられます。

協議会等の関係者・関係機関が一堂に会する場での議論に適切でない秘匿性の高い情報等（個別事業者若しくは個人の秘密に属する情報、希少な野生動植物の情報など）を扱う場合等は、慎重に取り扱うこととし、また、協議会で議論する以外の手法としては、有識者等ヒアリング、地域関係者等を対象とした個別ヒアリング・調整も有効です。その他、広く地域の情報を収集する必要がある場合は、アンケート調査を行う等、地域の受容性を高めるために、状況に応じた有効な手法を検討する場合があります。また、調整を行う時期（段階）、対象や方法ごとの調整順序等も検討する必要があります。いずれの方法であっても、促進区域設定に係る仕組みを初めて知る関係者・関係機関も多いことから、分かりやすい資料を作成することが重要です。

意見の調整については、多様な関係者・関係機関と行うことになりませんが、意見は、環境影響や関係者の生活・生業への影響の大きさ等を勘案して取り扱うことも考えられます。

また、関係法令による各種制度との整合を図る必要があるため、円滑に合意形成を進めるためには、所管部局に早期に個別ヒアリング・調整することが必要です。また、協議会等へオブザーバーの参画についても依頼することが考えられます。

表 3-4 住民・先行利用者等の理解醸成方法の例と概要

方法	概要・特徴	事例
1：協議会等	多様な主体が集まり、一つのテーマについて議論することから、情報共有、意見聴取、合意形成の場として有効である。	北海道石狩市
2：個別ヒアリング・調整	住民や環境保全団体、先行利用者等に個別に情報共有及び意見聴取する手法として用いられる。多くの主体と協議する必要がなく、個別調整する事項、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。	北海道石狩市
3：有識者等ヒアリング	有識者等に専門的見地からの助言や情報提供を得るため、一定の時間を確保して個別に掘り下げて聞き取りを行いたい場合は有効である。	北海道石狩市 (作業部会)
4：説明会	対象が広範・多数に及ぶ場合の情報提供や意見聴取の手法として有効である。	秋田県にかほ市 静岡県浜松市
5：アンケート	ある特定の対象（住民、事業者、先行利用者等）に広く意見聴取をする手法として用いられる。	北海道石狩市
6：パブリックコメント	住民や事業者等の幅広い関係者・関係機関から広く意見聴取する手法として用いられる。	長崎県西海市
7：勉強会・ワークショップ	関係者・関係機関が再エネ等になじみがない場合、勉強会等の開催により関係者・関係機関の理解を深めることができる。ワークショップでは、少人数のグループごとにあるテーマで意見を出し合い、多様な立場の方と議論を重ねていくことで、理解を深めたり、方向性を定めたりすることができる。	長崎県西海市 北海道八雲町

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

方法	概要・特徴	事例
8：普及啓発イベント	協議会等構成メンバー以外にも、広く地域住民、先行利用者等を対象にしたい場合に有効。子供も含めた若年層も対象に行いやすい。	宮城県 北海道八雲町 福岡県北九州市
9：JFF（Joint Fact Findings：共同事実確認方式）	地域や全国で活動する環境保全団体等と連携し、調査・分析・評価を行う方法。既存情報の収集に加え、地方公共団体が追加的な現地調査を行う場合に有効である。	—
10：他地域との交流・現地視察	実際に発電設備が導入されている地域を訪問し、稼働している施設の視察や、地域との関わり等について現地の関係者・関係機関と意見交換を行うことにより、参加者の理解を深め、その後の調整・協議の円滑化が期待できる。	宮城県

#### 【秋田県にかほ市における取組】

##### ○住民との意見交換会

開催日：2019（令和元）年7月6日（土） 13時～17時

開催場所：にかほ市総合福祉交流センター

内容：

##### 第1部 事業説明会

概要 ゾーニング事業についての説明、風力発電に関する情報提供

##### 第2部 ワークショップ（グループトーク）

概要 第1部参加者が風力発電について、ゾーニング実証事業についての疑問点や期待、懸念について議論

参加人数：第1部 約40人

第2部 約20人

開催結果：第2部の意見交換会において、風力発電施設を建てても良い場所、建ててほしくない場所を住民から聞き取った結果、住宅や学校、病院等から離隔を取ること、景観についての意見が多く出た。また、今後地域で風力発電を導入していくに当たって、どのような点について検討が必要なのか、地域にとってのメリットは何か等についての意見が出た。

出典：「風力発電に係るゾーニング事業住民説明会のご案内」

秋田県にかほ市ホームページ（出典URL：

<https://www.city.nikaho.akita.jp/administration/detail.html?id=3053>）

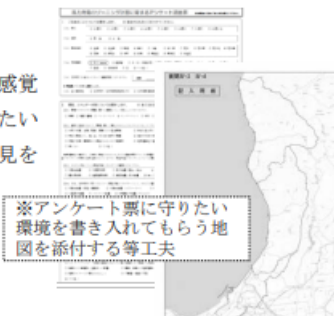
図 3-3 説明会等の開催事例

**参考：アンケート調査の例**

**【北海道石狩市におけるアンケート調査】**

○趣旨  
再生可能エネルギーや風力発電に関する市民感覚や風力発電の設置計画の認識状況、また、守りたい自然環境や景観等の地域環境情報等に関する意見を収集した。

○実施概要  
対象：無作為に抽出した市民 1,000 名  
実施時期：2017(平成 29)年 12 月 22 日  
～2018(平成 30)年 1 月 26 日（回収率 25.9%）



※アンケート票に守りたい環境を書き入れてもらう地図を添付する等工夫

図 3-4 アンケート調査事例



### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

なお、協議会は地域住民その他の利害関係者との円滑な合意形成を行う場として、また許可権者等の担当部局との情報共有の活用場として設置・活用することが可能です。協議会の設置は義務ではありませんが、地方公共団体実行計画の策定や促進事業の合意形成等、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を図る観点から、有識者や地域の関係者等から構成される協議会を可能な限り設置し、積極的に活用することが望まれます。協議会を設置できない場合においても、地域住民その他関係者に対して、個別に、または幅広く情報共有を図り、意見交換を行うことにより、合意形成を図ることが重要です。以下に想定される合意形成の方法を例示します。

- 地域住民にチラシや回覧板（地域の実情に応じて web サイトや SNS 等も積極的に活用）での周知
- ワークショップなどでの意見聴取をする手法
- 先行利用者や有識者、許可権者等などに個別にヒアリングを行う手法
- 事業者などに説明会などで促進区域の環境の保全に係るルールを考え方を説明する手法

#### 3-3. 地域脱炭素化促進事業の目標

地域脱炭素化促進事業は、市町村の地方公共団体実行計画に掲げる区域全体の再エネ目標等を実現するための方策として、当該再エネ目標等の達成に資するよう、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために目標を設定します。

こうした観点からは、地域脱炭素化促進事業の目標として、例えば、促進区域設定数の見込みや事業認定件数の見込みといった事業そのものの量の目標を設定することが考えられます。その際、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減効果や、事業により導入される発電設備容量（kW）、発電量(kWh)に関する目標を合わせて検討<sup>※</sup>することも有効です。また、それぞれ見込みを達成する年限など、できる限り定量的に目標を設定することが期待されます。さらに、地域脱炭素化促進事業の促進による地域経済効果に関する目標を設定することも考えられます。

※地域の再エネの導入に関する目標としては kW（設備容量を示す単位）と kWh（導入設備が生み出した電力量を示す単位）の二通りの指標が想定されます。どのような視点から事業を位置付けるかを十分検討し、適切な指標を選ぶ必要があります。

#### 3-4. 地域脱炭素化促進事業の促進区域

##### 3-4-1. 地域脱炭素化促進事業の促進区域

地域脱炭素化促進事業の促進区域は、地域脱炭素化促進事業を推進するため、国が定める環境保全に係る基準に従い、都道府県基準に基づいて市町村が設定する区域で、本区域内で

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

実施される地域脱炭素化促進事業が特例等の対象となります。

地域脱炭素化促進事業の対象となる施設は、1-2-1. で示した地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令に基づく地域脱炭素化促進施設となります。このため、海域に設置されるものについては、漁港の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（（海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。）に設置されるものに限ります。すなわち、以下の海域は地域脱炭素化促進事業制度における促進区域を設定することができません（図3-5）。

- ①再エネ海域利用法で対象としている一般海域
- ②港湾区域
- ③低潮線保全区域
- ④海岸保全区域（国土交通大臣の所掌に関するもの）

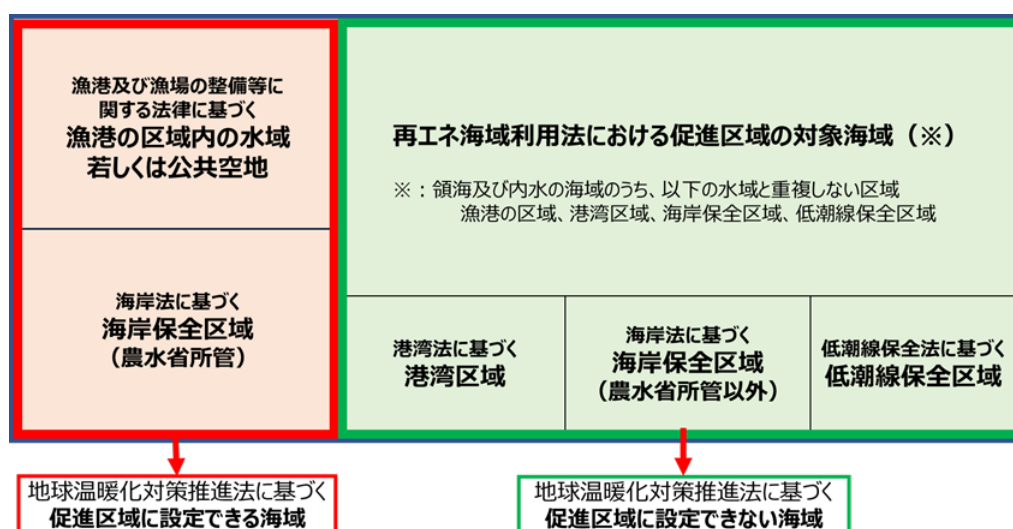


図 3-5 地球温暖化対策推進法における促進区域の対象海域

再エネの主力電源化に向け、地域共生の課題として、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものがあります。こうした課題に対しては、地域脱炭素化促進施設の設置を伴う事業について、具体的な事業計画が立案される段階に先立ち、地域の環境保全への適正な配慮を確保することが効果的です。具体的には、施設の立地場所そのものが生活環境・自然環境への影響の観点から地域トラブルの要因となることが多く見られることから、地域の環境の保全に適正に配慮した立地誘導を制度的に手当てすることにより、円滑な合意形成を図ることが重要です。

こうした観点から、促進区域の設定に当たっては、地球温暖化対策推進法第21条第6項において、促進区域設定に係る環境省令に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県基準に基づく必要があるとされています。いずれの市町村にお

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

いても全国一律に遵守を求めるものについては促進区域設定に係る環境省令として、地域の自然的・社会的条件に鑑み遵守を求めるものについては都道府県基準として、それぞれ示されます。

地域脱炭素化促進事業制度は、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入を促進するものです。また、再エネは地域資源であり、その活用は地域を豊かにし得るものとの認識の下、都道府県や市町村が地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールにのっとり、促進区域等を設定することを通じ、地域での円滑な合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。

促進区域の設定は全ての市町村において努力義務ですが、1-1-3. で示すメリットに伴い、可能な限り促進区域の設定を行うことが望まれます。

#### 【コラム】建築物省エネ法に基づく建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度について

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、令和4年6月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、建築物への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の導入促進のための措置として、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度が令和6年4月から施行されました。本制度では、市町村が、建築物への再エネ利用設備の設置の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成・公表した場合、促進計画の対象区域内において、建築士から建築主に対して再エネ利用設備についての説明義務が課せられるとともに、促進計画に即して建築物に再エネ利用設備を設置する際の建築基準法の形態規制（建築物の高さ・容積率・建ぺい率）の特例許可等が措置されます。

#### <促進計画について>

本制度では、市町村は、太陽光発電設備等の再エネ利用設備の建築物への設置の促進を図ることが必要である区域について促進計画を作成することができるとされています。促進計画には、次の内容を定めることとされています。

- ・再生可能エネルギー利用促進区域（以下「再エネ利用促進区域」という。）の位置、区域
- ・設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・再エネ利用設備を設置する建築物について建築基準法の特例適用要件（建築物の高さ・容積率・建ぺい率の緩和）に関する事項

※このほか、促進計画には、建築物への再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再エネ利用設備の設置の促進に関し必要な事項について定めるよう努めることとされています。

促進計画の策定主体は、市町村（特別区を含みます。建築物省エネ法の所管行政庁（都道府県及び建築主事を置く市町村）に限らず、全ての市町村が対象です。）とされています。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### <再エネ利用促進区域内での義務及び特例>

##### ①再エネ利用設備の設置に係る建築士の説明義務

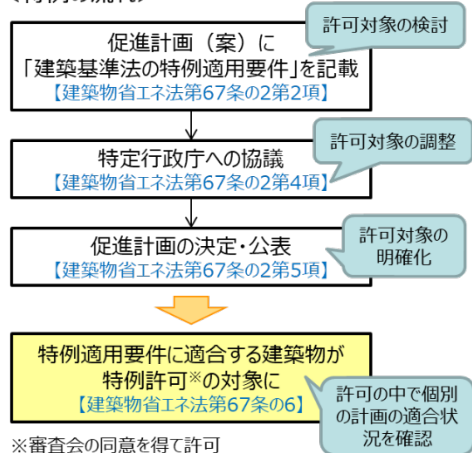
再エネ利用促進区域が設定された場合、建築士は、当該区域内において市町村が条例で定める用途に供する建築物の建築で、当該条例で定める規模以上のものに係る設計を行うときは、建築主に対し、当該建築物に設置することができる再エネ利用設備について、書面での説明義務が発生します。

##### ②促進計画に即して建築物に再エネ利用設備を設置する際の建築基準法の形態規制（建築物の高さ・容積率・建ぺい率）の特例許可

市町村が、促進計画を作成し公表したときは、公表の日以降、再エネ利用促進区域内の建築物に対して、促進計画に定めた建築基準法の形態規制（建築物の高さ・容積率・建ぺい率）の特例許可の適用対象となります。

#### <促進計画策定の流れと主な特例許可の例>

##### <特例の流れ>



##### <促進区域において認められる例>



#### <建築物省エネ法に基づく再エネ利用促進区域制度と地球温暖化対策推進法に基づく促進区域との関係について>

再エネ利用促進区域の設定に当たっては、①再エネ利用設備の設置ポテンシャル②関係法令等による土地利用規制・建築行為の制限等の有無③地域住民等の意向等、地域の実情を踏まえて検討するとなるため、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定とあわせて検討したり、促進区域設定に係る検討体制の活用や、促進区域から除外すべき区域を参照することが想定されます。両制度の仕組みに留意しつつ、効率的・効果的に区域設定がなされることが望ましいと考えられます。

##### (1) 計画の検討体制について

建築物省エネ法に基づく再エネ利用促進区域と地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、それぞれの法目的は異なるものの、再生可能エネルギーの利用を促進するという

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

観点では双方の促進区域制度が整合を確保した形で推進されるよう、促進計画の作成にあたっては、建築行政を担当する部局と、地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの導入促進を担当する部局との連携が図られることが望ましいと考えられます。

#### （2）促進区域を設定する際の留意点について

再エネ利用促進区域は、建築物を含む土地等が促進区域の対象となりうることが想定されます。一方、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、建築物の敷地以外の土地も含め、再生可能エネルギーの活用に取り組む区域とされていることから、再エネ利用促進区域を含むことが想定されます。地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の種類のうち、特に「地区・街区指定型」により設定された区域等は、再エネ利用促進区域の設定において活用できる可能性が高いと考えられます。

一方で、再エネ利用促進区域と、地球温暖化対策推進法に基づく促進区域では、以下のような違いがあるため、留意する必要があります。

- ・再エネ利用促進区域では、建築物に設置する太陽光発電設備等のみが対象ですが、温対法上の促進区域では野立ての太陽光発電設備等も対象に含まれます。
- ・地球温暖化対策推進法に基づく促進区域は、国や都道府県が定める環境配慮基準に基づき設定する必要がありますが、再エネ利用促進区域として設定できないエリアは法令上定めがありません。

#### （3）計画の一体的策定について

地球温暖化対策推進法第 21 条第 8 項において、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するよう定められています。これらを踏まえ、地方公共団体実行計画と建築物再生可能エネルギー利用促進計画との内容の整合性を図ることが望まれるとともに、両者を一体的に策定することも可能です。

【参考】国土交通省：【建築物省エネ法第 67 条の 2～第 67 条の 6】建築物再生可能エネルギー利用促進区域および関連情報

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/03.html>

#### 3-4-2. 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）

地球温暖化対策推進法第 21 条第 6 項において規定されている、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める基準は、全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき基準です。

促進区域設定に係る環境省令において、遵守を求めるものは、表 3-5 のとおりです。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

表 3-5 促進区域設定に係る環境省令における基準の区分

種類	内容
促進区域に含めない区域	市町村が一律に促進区域に含めないこととする区域。 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めている。
促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域	促進区域に含めないこととするとまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域や、性質上環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項。 環境の保全上の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域や、環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制が行われていない事項を定めている。
促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項	市町村が促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項については、市町村が実務的に対応可能であることが重要であり、市町村が EADAS や行政機関（地方環境事務所や都道府県等）から既存情報を収集し、支障のおそれの有無・程度を踏まえ、促進区域に含めるかどうかを検討（協議会がある場合には協議会も活用）する必要がある。  市町村で促進区域を設定するに当たって、考慮が必要な事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境の保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たり、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合には、促進区域に含めた上で地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全の取組」に適切な措置（※）を位置付けることで促進区域に設定することが可能である。 ※例えば、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の詳細の決定（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の検討、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応を含む。）

なお、促進区域等を定める際のより具体的な解説や事例、実務的な手順の例については「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」を御参照ください。

#### ① 促進区域に含めない区域

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めています。当該区域の具体的な場所については、EADAS 等において地図上で確認可能です。事業特性により遵守を求める基準が異なるものについては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定められています。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

表 3-6 促進区域に含めない区域

区域概要	区域内容詳細	根拠法令
環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域（許可基準において再エネ設備の立地を原則として認めていない区域）	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
	国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区	自然公園法
	国立公園・国定公園の第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	
	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち管理地区	種の保存法

(ア) 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域

自然環境保全法に基づき、環境大臣が自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定する地域であり、地域脱炭素化促進施設を始めとする工作物の設置は原則許可されません。

(イ) 国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第1種特別地域

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地である国立公園と、これに準ずる優れた自然の風景地である国定公園のうち、特別保護地区、海域公園地区及び第1種特別地域（地熱発電のために特別保護地区、海域公園地区及び第1種特別地域の外から第1種特別地域の地下部への傾斜掘削により土石の採取を行う場合を除く）については、地域脱炭素化促進施設を始めとする工作物の設置や土石の採取等は原則許可されません。

(ウ) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、環境大臣が鳥獣の保護の見地から指定する国指定鳥獣保護区のうち、特別保護地区については、地域脱炭素化促進施設を始めとする工作物の設置は原則許可されません。

(エ) 生息地等保護区の管理地区

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき、環境大臣が、国内希少野生動植物種に指定する種のうち捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合に指定する生息地等保護区のうち、管理地区については、地域脱炭素化促進施設を始めとする工作物の設置は原則許可されません。

○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（促進区域の設定に関する環境省令で定める基準）

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

第五条の二 法第二十一条第六項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 促進区域（法第二十一条第五項第二号に規定する促進区域をいう。以下同じ。）に次に掲げる区域が含まれないこと。

イ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域

ロ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定により指定された特別保護地区、同法第二十二条第一項の規定により指定された海域公園地区及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第九条の十二第一号に規定する第一種特別地域（第一種特別地域にあつては、地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）

ハ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区（国指定鳥獣保護区（同法第二十八条の二第一項に規定する国指定鳥獣保護区をいう。）に係るものに限る。）

ニ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区

- ② 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

促進区域の検討に当たっては、(ア) から (カ) までの考慮が必要な区域にあつては、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないか確認し、(キ) 及び (ク) の考慮が必要な事項にあつては、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないか確認することとされています。その際、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに、再エネポテンシャルの市町村内での分布状況の特性（より環境負荷の低い候補地があるか等）や設置形態（建造物に設置・附属されるか、土地に設置されるか等）を踏まえるとともに、これらの事業特性を踏まえて環境への影響の懸念が小さい場所（例：工場跡地などの開発済の土地）から優先的に設定することが必要です。

その上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の、区域の指定の目的の達成及び環境の保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合には、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全の取組」に適切な措置を位置付けることで、促進区域に設定することが可能です。



### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

【参考】「環境の保全上の支障の防止」について

環境基本法においては、「環境の保全上の支障の防止」とは、公害その他の人の健康又は生活環境に係る被害を防止することや、確保されることが不可欠な自然の恵沢を確保することをいいます。一方で、「環境の保全」は、こうした支障の防止にとどまらず、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境の確保などを含むものであり、大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素及びそれらにより構成されるシステムに着目し、その保護及び整備を図ることによって、これを人にとって良好な状態に保持することを中心的な内容とするものとされています（環境基本法逐条解説 121 ページ参照）。

表 3-7 促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

概要	内容詳細
1) ①以外で、環境の保全上の支障を防止する観点から再エネ設備の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	国立公園又は国定公園の地域であって、①（イ）以外のもの
	種の保存法第 39 条第 1 項に基づく監視地区
	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地
	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
2) 環境の保全上の支障を防止する必要性が高いものの性質上区域での規制がなじまないため区域での規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められること	種の保存法第 4 条第 3 項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障
	騒音その他の生活環境への支障

#### (ア) 国立公園及び国定公園の①（イ）以外の区域

自然公園法に基づき、環境大臣が指定する国立公園及び国定公園のうち、特別保護地区、海域公園地区及び第 1 種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）以外の区域については、地域脱炭素化促進施設の設置について許可・届出制となっており、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められます。促進区域の検討に当たっては、地方環

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

境事務所及び都道府県とよく相談し、必要な対応について確認してください。なお、当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがある形での大規模な再エネ発電施設に係る促進区域の設定は回避することが求められます。

#### (イ) 生息地等保護区の監視地区

種の保存法に基づき環境大臣が指定する生息地等保護地区のうち、監視地区については、地域脱炭素化促進施設の設置について届出が必要となっており、当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められます（指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合には中止命令を含めた措置が取られる可能性があります。）。促進区域の検討に当たっては、地方環境事務所とよく相談し、必要な対応について確認してください。

#### (ウ) 砂防指定地

砂防法に基づき、国土交通大臣が指定する砂防指定地については、地域脱炭素化促進施設の設置について許可制となっており、土砂災害を防ぐという区域指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められます。促進区域の検討に当たっては、都道府県とよく相談し、必要な対応について確認してください。

#### (エ) 地すべり防止区域

地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する地すべり防止区域については、地域脱炭素化促進施設の設置について許可制となっており、土砂災害を防ぐという区域指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められます。促進区域の検討に当たっては、都道府県とよく相談し、必要な対応について確認してください。

#### (オ) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域については、地域脱炭素化促進施設の設置について許可制となっており、土砂災害を防ぐという区域指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められます。促進区域の検討に当たっては、都道府県とよく相談し、必要な対応について確認してください。

#### (カ) 保安林（航行目標保安林を除く。）

森林法に基づき農林水産大臣又は都道府県知事により指定された保安林（航行目標保安林を含む。）においては、地域脱炭素化促進施設の設置についての許可や保安林の指定解除が必要となります。保安林（航行目標保安林を除く。）における促進区域の検討に当たっては、森林管理局・都道府県とよく相談し、必要な対応について確認してください。

なお、航行目標保安林は、「3-4-4. その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全、社会的配慮）」②-3を参照してください。

#### (キ) 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

種の保存法に基づき環境大臣が指定する国内希少野生動植物種については、その生息・生育に支障を及ぼすおそれがないことが求められます。促進区域の検討に当たっては、地方環境事務所とよく相談し、必要な対応について確認してください。

#### (ク) 騒音その他の生活環境への支障

騒音等については、生活環境への支障を及ぼすおそれがないように措置することが求められます。

#### ○地球温暖化対策推進法施行規則（抄）

（促進区域の設定に関する環境省令で定める基準）

##### 第五条の二（略）

二 促進区域に次に掲げる区域が含まれる場合にあっては、当該促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設（法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設をいう。以下同じ。）の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

イ 自然公園法第二条第二号に規定する国立公園又は同条第三号に規定する国定公園の区域のうち、前号ロ以外のもの

ロ 種の保存法第三十九条第一項に規定する監視地区

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地  
ニ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ヘ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同法第二十五条第一項第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

イ 種の保存法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の生息・生育への支障

ロ 騒音その他の生活環境への支障

2 促進区域は、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所から定めること

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

を旨とするものとする。

#### 3-4-3. 都道府県基準

都道府県は地方公共団体実行計画において太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項（第 21 条第 3 項第 1 号）として、促進区域の設定に関する基準を定めることができます。

都道府県基準は、環境省令で定めるところにより、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとされています（第 21 条第 7 項）。

促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、また、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全への適正な配慮を確保するものとして都道府県が定める基準に基づき設定します。都道府県基準において、「環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮すべき環境配慮事項（法令（条例を含む）等に基づき指定された区域の指定の目的に鑑み配慮が必要な区域、環境の保全のため適正な配慮が必要な事項）」が示され、「適正な配慮のための考え方」として「地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置」が位置付けられている場合には、促進区域の設定に当たって当該措置を「地域の環境の保全のための取組」として位置付けることを基本とします（市町村の判断により、当該措置に加えて、地域の自然的社会的条件に応じた事業に係るより適正な環境配慮の確保の観点や、地域の課題に応じて地域の環境の改善・新たな環境価値の創出の観点からの更なる取組を位置付け、より積極的な事業の実施による環境配慮の貢献を求めることもできます。）。

都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。その際、市町村は、都道府県と事前に意見交換や調整を行うなど十分に連携をとり、市町村の促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定する場合であっても整合することが望ましく、都道府県においても、市町村の計画策定について積極的に必要な情報提供、助言を行うことが求められます。

#### 3-4-4. その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全、社会的配慮）

促進区域設定に係る環境省令は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう全国一律に適用されるものとして定められており、また、都道府県基準は、環境の保全に配慮して地域の自然的・社会的条件に応じて策定されます。市町村が促進区域を設定するに当たっては、これらの基準に基づくことが必要であるほか、地域の合意形成の円滑化を図り、事業の予見可能性を高めるとともに、地域における事業の受容性を確保するためには、これらの基準に定める事項以外についても、環境保全の観点から考慮することが望ましい事項や、社会的配

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意して、促進区域を設定することが肝要です。また、これらの市町村が考慮すべき事項の考え方については、適時適切な情報のアップデートや見直しを行うことも重要です。

考慮すべき事項については、例えば、以下のような事項が考えられます。

#### ① 環境保全の観点から考慮することが望ましい事項

##### ①-1 世界自然遺産（世界遺産条約）

世界遺産は世界遺産条約に基づいて世界遺産リストに登録された、遺跡、景観、自然等、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値（OUV）」を持つ物件のことです（世界文化遺産、世界自然遺産の2種類）。世界遺産の持つ普遍的価値等を踏まえて、促進区域の設定に当たっては、地方環境事務所や都道府県とよく相談することが重要です。また、世界遺産の資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、各種事業の導入に当たり、世界遺産に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合には遺産影響評価（HIA）を行うことが求められます。関係する地域が多いため、促進区域の設定に当たっては、関係市町村ともよく相談することが重要です。

##### ①-2 ラムサール条約湿地（ラムサール条約）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とした多国間環境条約です。ラムサール条約湿地は、同条約に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地をいい、その趣旨を踏まえて、促進区域の検討に当たっては、地方環境事務所とよく相談することが重要です。

##### ①-3 国指定鳥獣保護区〈環境省令で定める特別保護地区を除く〉（鳥獣保護管理法）

国指定鳥獣保護区は、国際的又は全国的な鳥獣の保護を図るために重要な区域を環境大臣が指定するものです。このため、促進区域の検討に当たっては、当該鳥獣保護区の指定区分やその理由に鑑み、地域脱炭素化促進施設の種類ごとの事業特性や規模を踏まえ、地方環境事務所とよく相談することが重要です。特に、風力発電施設については、バードストライク等により鳥類等の生息に影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ慎重な対応が求められます。

##### ①-4 レッドリスト掲載種

レッドリストは、絶滅のおそれがある野生生物の種のリストであり、環境省や都道府県などが作成しています。促進区域の検討に当たっては、特に配慮を必要とする種の生息・生育状況について、環境省レッドリストについては地方環境事務所と、都道府県レッドリストについては都道府県の所管部局とよく相談することが重要です。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### ①-5 生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）

重要里地里山は、国土全体の生物多様性を保全する上で重要な里地里山について、環境省が選定しています。このため、促進区域の検討に当たっては、特に配慮を必要とする対象の現況について、地方環境事務所とよく相談することが重要です。

#### ①-6 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）

重要湿地は、国土全体の生物多様性を保全する上で重要な湿地について、環境省が選定しています。このため、促進区域の検討に当たっては、特に配慮を必要とする対象の現況について、地方環境事務所とよく相談することが重要です。

#### ①-7 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）

重要海域は、環境省において、我が国周辺の海域の生物多様性を保全していく上で重要度の高い海域を、生態学的及び生物学的観点から、科学的そして客観的に抽出したものです。このため、促進区域の検討に当たっては、重要海域の選定理由を踏まえ、地方環境事務所とよく相談することが重要です。

#### ①-8 自然再生の対象となる区域

自然再生の対象となる区域は、「自然再生推進法」に基づく自然再生全体構想に定められた区域です。促進区域の検討に当たっては、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会とよく相談することが重要です。

#### ①-9 保護林、緑の回廊（国有林野）

保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することを目的としている国有林野です。また、緑の回廊は、野生生物の生育・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため「保護林」を中心にネットワークを形成する国有林野です。これらの設定目的に鑑み、促進区域の検討に当たっては、森林管理局とよく相談することが重要です。

#### ①-10 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法）

「文化財保護法」に基づく史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観は、国として重要な文化財として文部科学大臣が指定・選定しています。また、各文化財の保存活用の方針については、保存活用計画等に示されている場合があります。このため、促進区域の検討に当たっては、都道府県とよく相談することが重要です。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### ①-11 風致地区（都市計画法）

「都市計画法」による風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域として市町村の他に都道府県によっても指定されます。このため、促進区域の検討に当たっては、都道府県ともよく相談することが重要です。

#### ①-12 特別緑地保全地区（都市緑地法）

「都市緑地法」による特別緑地保全地区は、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独若しくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもの等に該当する緑地として市町村の他に都道府県によっても指定されます。このため、促進区域の検討に当たっては、都道府県ともよく相談することが重要です。

#### ①-13 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による歴史的風土特別保存地区は、我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地として市町村の他に府県によっても指定されます。このため、促進区域の検討に当たっては、府県ともよく相談することが重要です。

#### ①-14 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）

「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」による近郊緑地特別保全地区は、無秩序な市街化の防止、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域について、市町村の他に都道府県によっても指定されます。促進区域の検討に当たっては、都道府県ともよく相談することが重要です。

#### ①-15 自然共生サイト

2030年自然再興（ネイチャーポジティブ）や、それを達成するための30by30目標（2030年までに陸域及び海域の30%以上を保全する国際目標）の実現に向けて、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を環境省が自然共生サイトとして認定しています。認定された区域は、保護地域との重複を除いた上でOECM（Other Effective area-based Conservation Measures：保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域）として国際データベースに登録されます。促進区域の検討に当たっては、自然共生サイトの認定期間を踏まえ、再エネとの共生可能性についてサイト管

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

理者や環境省とよく相談することが重要です。

#### ①-16 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）

都道府県が独自に定める条例等において、環境保全の観点から配慮することが望ましい事項（都道府県立自然公園、都道府県自然環境保全地域、都道府県指定鳥獣保護区を含む。）が示されている場合には、促進区域の検討に当たって、その扱いについて都道府県とよく相談することが重要です。

#### ② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項

##### ②-1 河川区域（河川法）

「河川法」に基づき指定される河川区域については、洪水等による災害発生防止等の観点から指定されており、工作物の設置に当たっては、河川管理者等が示す技術的な基準や留意事項等を踏まえ、治水上又は利水上等の支障を生ずるおそれのないことが必要です。このため、促進区域の検討に当たっては、河川管理者とよく相談することが重要です。

##### ②-2 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」による土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という）は、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるため、警戒避難体制の整備等を必要とする区域です。土砂災害警戒区域等や、土砂災害の原因地である土砂災害警戒区域等の上流域については、再工ネ設備の施設による土砂流出・地盤の崩壊の可能性について留意し、促進区域の設定に当たり、都道府県とよく相談することが重要です。

##### ②-3 保安林のうち航行目標保安林（森林法）

「森林法」に基づき農林水産大臣又は都道府県知事により指定された保安林のうち、「航行の目標の保存」（同法第25条第1項第9号）を目的として指定された「航行目標保安林」は、海岸又は湖岸の付近にある森林で地理的目標に好適なものを、主として付近を航行する漁船等の目標とすることで、航行の安全を図るためのものです。

促進区域の検討に当たっては、森林管理局や都道府県とよく相談することが重要です。

##### ②-4 保安林予定森林等（森林法）

「森林法」に基づく保安林予定森林は、間もなく保安林に指定されることを告示し、



### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

その内容を森林所有者等に通知している森林です。また、保安林予定森林の告示まで手続は進行していないものの、今後保安林への指定が見込まれる森林も存在します。

これらの森林については、法令上保安林ではありませんが、促進区域の検討に当たっては、森林管理局や都道府県とよく相談することが重要です。

#### ②-5 世界文化遺産（世界遺産条約）

世界遺産は世界遺産条約に基づいて世界遺産リストに登録された、遺跡、景観、自然等、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値（OUV）」を持つ物件のことで（世界文化遺産、世界自然遺産の2種類）。世界遺産の持つ普遍的価値等を踏まえて、促進区域の設定に当たっては、文化庁や都道府県とよく相談することが重要です。また、世界遺産の資産範囲周辺に設定される緩衝地帯及びその近傍であっても、各種事業の導入に当たり、世界遺産に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合には遺産影響評価（HIA）を行うことが求められます。関係する地域が多いため、促進区域の検討に当たっては、関係市町村ともよく相談することが重要です。

#### ②-6 優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再工ネ法）

農地を農地以外のものにする場合には、「農地法」に基づく農地転用の許可（農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可をいう。以下同じ。）が必要ですが、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用地区域内の農地その他の優良な営農条件を有する農地は、原則として農地転用の許可をすることができません。

また、地球温暖化対策計画においては、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農山漁村再工ネ法の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にものとして行うべきである。」とされており、農山漁村再工ネ法においても農用地区域内の農地その他の優良な営農条件を有する農地は、原則として設備整備区域に含めないこととされています。

このため、促進区域の検討に当たっては、これらの点に留意の上で、9-3-2. 促進区域における農用地の取扱いも参照しつつ、都道府県や農業委員会とよく相談することが重要です。

#### ②-7 港湾（港湾法）

港湾においては、港湾を全体として開発し、公共の利用に供し、管理する公共的責任の主体を港湾管理者が担っています。このため、促進区域の検討に当たっては、港湾管理者とよく相談することが重要です。

なお、港湾区域（海域）に関しては、港湾法に基づく再工ネ設備設置に関する合意形成に関する制度があることから、地域脱炭素化促進事業制度の対象外としています。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### ②-8 航空施設（航空法）

風力発電設備については、「航空法」による制限表面や航空路監視レーダー、航空保安無線施設等電波を発射する施設の周辺では、施設等の設置に調整が必要な場合があります。このため、促進区域の検討に当たっては、空港事務所とよく相談することが重要です。

#### ②-9 気象レーダー

風力発電設備については、気象庁が設置する気象レーダーや国土交通省が設置するレーダー雨量計等の観測への影響が懸念される場合があります。このため、促進区域の検討に当たっては、気象庁や地方整備局とよく相談することが重要です。

#### ②-10 防衛施設

風力発電設備については、レーダーのような電波を発する装備品の運用への影響や航空機の運航への影響、各種訓練への影響など、自衛隊や在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があります。こうした影響については、防衛施設から遠く離れた場所でも生じる場合があるため、風力発電の促進区域の検討に当たっては、場所にかかわらず、なるべく検討の早期の段階から、防衛省とよく相談することが重要です。

#### ②-11 文化財<史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの>（文化財保護法）

「文化財保護法」に基づく文化財は、歴史の中で生まれ育まれた文化的所産として重要なものを文部科学大臣が指定しています。また、その各文化財の保存活用の方針については、各文化財の保存活用計画等に示されている場合があります。このため、促進区域の検討に当たっては、都道府県とよく相談することが重要です。

#### ②-12 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい都道府県独自制度（条例等）

都道府県が独自に定める条例等において、環境保全以外の観点から留意が必要な社会的配慮に係る事項が示されている場合には、促進区域の検討に当たって、その取扱いについて都道府県とよく相談することが重要です。

また、電力系統については、足下の制約はあるものの、ノンファーム型接続の拡大や、促進区域の抽出を通じてプッシュ型の系統整備を促すことも期待されるため、系統制約を理由に促進区域の設定ができないとすべきではありません。ただし、促進区域内における事業についての系統確保の蓋然性については、事業計画認定に当たり考慮します。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### 3-4-5. 具体的な設定方法の例

促進区域設定に当たっては、様々な類型が想定されますが、特に想定される4つの類型について、表3-8に示します。

促進区域は、個別事業の立案に先立ち、地域の再エネ導入の方針を決める上位計画（地方公共団体実行計画）の段階で、地域全体を見渡して、地域の将来像の検討とあわせて、再エネ種ごとに、再エネポテンシャルを踏まえて、その候補地となり得るエリアを幅広く検討することが重要です。

その上で、可能な限り広域でのゾーニングを行う、「1）広域的ゾーニング型」が最も理想的な考え方となります。

一方、短・中期的な再エネ導入促進の観点からは、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい、区域における特定のエリアを促進区域とする「2）公有地・公共施設型」や「3）地区・街区単位型」での検討から段階的に取り組み、自らの保有する公有地・公共施設も含めて積極的に再エネの導入を図ることが期待されます。

これらの場合、促進区域が設定された後、申請される個別事業ごとに認定の検討が別途行われることとなります。

さらに、段階的な取組という観点からは、個別事業が前提となる「4）事業提案型」もあり得ます。この場合は、累積的影響の観点なども含め地域の将来像も踏まえつつ、促進区域と個別の地域脱炭素化促進事業が同時に検討され、合意形成が図られることとなります。ただし、促進区域の検討を含めた地方公共団体実行計画の検討主体はあくまで市町村である点について留意が必要です。事業提案型で進める場合でも、市町村が、促進区域となり得る場所についてあらかじめ検討・整理し、可能な範囲で示しておくことが有効と考えられます。

いずれの類型を促進区域として設定する場合でも、市町村は、促進区域設定に係る環境省令や都道府県基準を遵守することや、協議会等において十分に地域の合意形成が図られることが必要です。一方で、協議会の運営方法や構成員の範囲、合意すべき事項の範囲は類型によって異なると考えられます。

表 3-8 促進区域の設定例（分類）

類型	具体的な内容	参考となり得る事例 <sup>※</sup>
1) 広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、再エネの導入の促進区域を抽出	秋田県にかほ市（風力） 福島県浪江町（太陽光）
2) 地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA <sup>※※</sup> 普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行う区域を促進区域として設定	栃木県那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）
3) 公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・	埼玉県所沢市（太陽光）

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

類型	具体的な内容	参考となり得る事例 <sup>※</sup>
	公共施設を促進区域として設定（例：公共施設の屋根置き太陽光発電）	
4) 事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定	福島県福島市（太陽光） 青森県横浜町（風力）

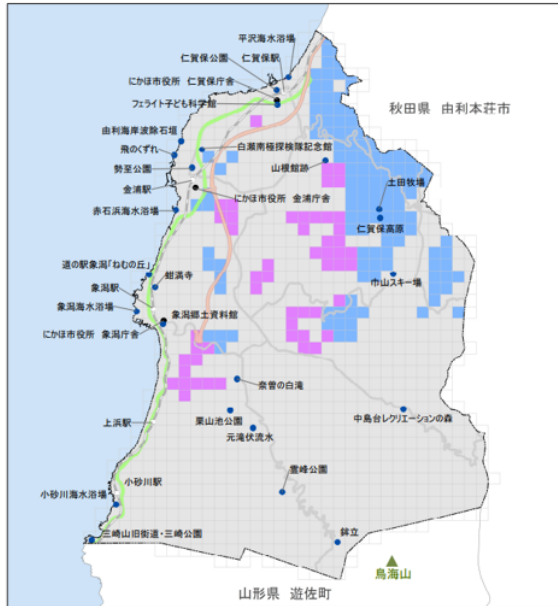
※：「参考となり得る事例」に示す事例は、環境省が想定する促進区域のイメージを表現するために用いているものであり、実際の事例において促進区域の設定が行われているものではありません。

※※：「PPA」Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称です。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### 参考となり得る事例 にかほ市（風力）

環境省ゾーニング事業において、風力発電を対象に調整エリア（設置するには何らかの調整が必要なエリア）・導入可能性エリア（設置の可能性があるエリア）等を設定



- 保全エリア
- 導入可能性エリア
- 調整エリア
- にかほ市行政区域
- 鉄道
- 高速自動車国道
- 国道
- 都道府県道



#### 参考となり得る事例 浪江町（太陽光）

再エネ導入を推進する区域・再エネ導入にあたって周辺環境との調和の観点から事業適地を見える化

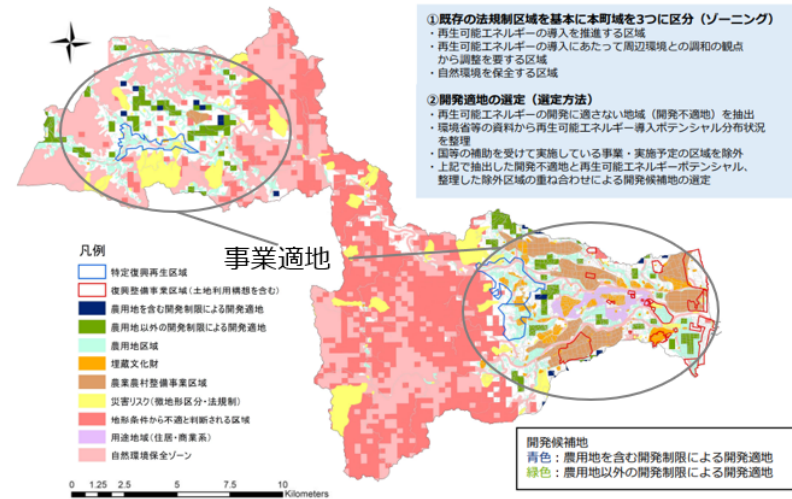


図 3-6 参考となり得る事例【1）広域的ゾーニング型】

出典：にかほ市「陸上風力発電に係るゾーニングマップ」

<[https://www.city.nikaho.akita.jp/soshikikarasagasu/sogoseisakuka/gyomuunnai/4\\_1/1/1702.html](https://www.city.nikaho.akita.jp/soshikikarasagasu/sogoseisakuka/gyomuunnai/4_1/1/1702.html)>

浪江町「浪江町 再生可能エネルギー推進計画 概要版」（平成 30 年 3 月）

<<https://www.town.namie.fukushima.jp/site/understand-namie/17827.html>>

3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

参考となり得る事例 那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）

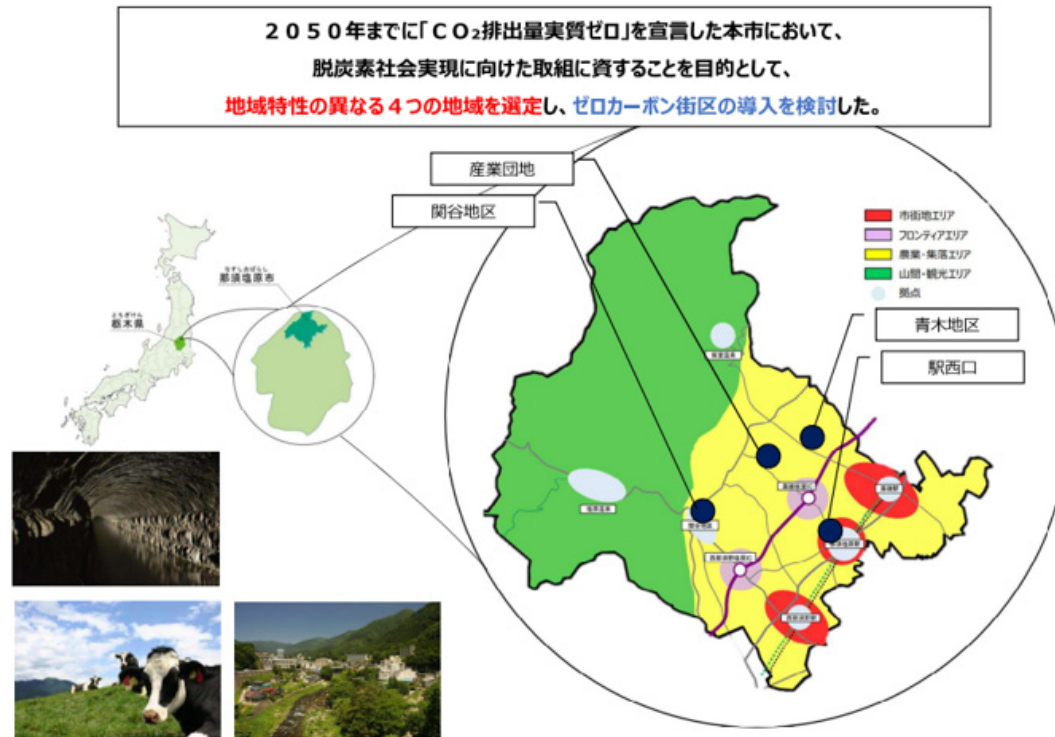


図 3-7 参考となり得る事例【2】地区・街区指定型】

出典：那須環境技術センター「地域再生可能エネルギー活用による『那須塩原市地域循環共生圏』構築支援事業報告書【概要版】（2021年2月）」  
<<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/material/files/group/17/houkokusyo.pdf>>

3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

参考となり得る事例 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



参考となり得る事例 所沢市（太陽光）

最終処分場にメガソーラーを設置



図 3-8 参考となり得る事例【3）公有地・公共施設活用型】

出典：所沢市「まちごとエコタウン所沢」

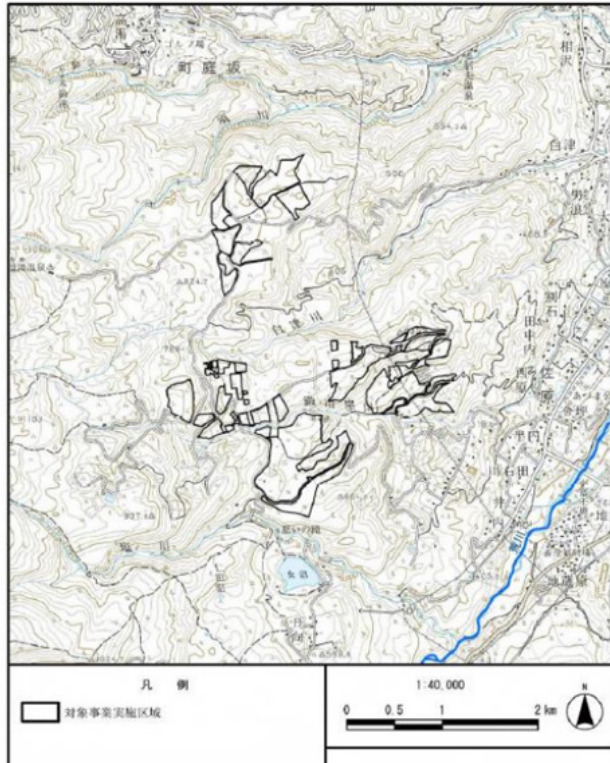
<<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyo/ecotown/index.html>>

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### 参考となり得る事例 福島市（太陽光）

【参考】再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区：A



#### 参考となり得る事例 横浜町（風力）

##### 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積(m <sup>2</sup> )	備考
A	横浜町字雲雀平 6-1 外 14 筆	10,855	横浜町雲雀平風力発電所
	詳細は別紙1のとおり	10,855	
B	横浜町字雲雀平 6-106 外 23 筆	36,268	横浜町風力発電所
	詳細は別紙2のとおり	36,268	
C	横浜町字雲雀平 6-145 外 9 筆	8,568	雲雀平風力発電所
	詳細は別紙3のとおり	8,568	
D	横浜町字大豆田 478-3 外 3 筆	800	ユーラス大豆田ウインドファーム
	詳細は別紙3のとおり	800	
E	青森県上北郡横浜町字檜川台 山国 有林 2120 林班ぬ 3 小班他 20 小班	9,659	グリーンパワー下北風力発電所
	詳細は別紙4のとおり	9,659	
F	横浜町字明神平 214-60 外 3 筆	1,170	横浜明神平風力発電所
	詳細は別紙5のとおり	1,170	
		67,320	

##### 3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	32,200 kW	横浜町雲雀平風力発電所 14基(2,300kW級)
B	風力発電	38,000 kW	横浜町風力発電所 12基(3,600kW級)
C	風力発電	32,300kW	雲雀平風力発電所 9基(4,200kW級)
D	風力発電	7,499kW	ユーラス大豆田ウインドファーム 2基(4,300kW級)
E	風力発電	76,800kW	グリーンパワー下北風力 発電所 20基(4,200kW級) ※内2基は東通村との 境界に立地
F	風力発電	7,470kW	横浜明神平風力発電所 2基(4,300kW級)

図 3-9 参考となり得る事例【4）事業提案型】

出典：福島市「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画（令和3年3月改定）」

<<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-o/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/energyjigyo/201912.html>>

横浜町「横浜町再生可能エネルギー基本計画（令和6年1月）」<<http://www.town.yokohama.lg.jp/index.cfm/7,3007,20,html>>



### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### 3-5. 地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

促進区域において、当該区域ごとに、促進すべき地域脱炭素化促進施設に係る再エネの種類や規模を記載します。これは、促進区域ごとに総体的に定められるものであり、個々の事業計画の施設や規模を定めるものではありません。

規模については、再エネ発電設備については設備容量（kW）、再エネ熱供給施設については熱量（GJ）で設定することが考えられます。

この際、地方公共団体実行計画における、温室効果ガス削減目標や、再エネの目標（区域内における設備容量の導入目標）、地域脱炭素化促進事業の目標を踏まえつつ設定することが重要です。

#### 3-6. 地域の脱炭素化のための取組

地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、その一環として、地域脱炭素化促進施設の整備とあわせ「地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています。これは、単に地域脱炭素化促進施設の整備を進めるだけでなく、区域の温室効果ガスの排出の量の削減のために創出されたエネルギーを区域内でどのような形で利用するかという観点から、当該施設を地域の脱炭素化につなげることが重要であるためです。

地域脱炭素化促進事業に求める「地域の脱炭素化のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として位置付け、申請することとなります。

市町村が「地域の脱炭素化のための取組」として定めることが想定される取組として、例えば、施設整備を通じて得られたエネルギーや利益等を地域において活用することで、市町村内での温室効果ガスの排出削減等にご貢献する取組などが想定されます。この取組は、施設整備などのハード面の取組だけではなく、環境教育などのソフト面の取組、あるいはそれらが一体となった取組を位置付けることも考えられます。また、「計画策定市町村と連携して…の取組を行う」など、連携すべき主体等を位置付けることも可能です。

加えて、地域脱炭素ロードマップにおいて掲げられた取組を含めることも考えられます。

表 3-9 に「地域の脱炭素化のための取組」の例を示します。

表 3-9 施設整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（例）

部門	取組イメージ
再エネ	地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を区域の住民・事業者に供給する取組（地方公共団体出資の地域新電力との連携等）
建築物	住宅・建築物の省エネ性能等の向上
運輸	ゼロカーボン・ドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
	EV 充電設備の整備等の街づくりへの貢献

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

部門	取組イメージ
	コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
資源循環	資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
吸収源対策	地域の森林整備などのCO <sub>2</sub> 吸収源対策
その他	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
	地域脱炭素化促進施設を活用した環境教育プログラムの提供
	バイオマス燃料の効率的な供給ルートの確保

#### 3-7. 地域の環境の保全のための取組

地球温暖化対策推進法においては、事業者は、地域脱炭素化促進事業の一環として、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて「地域の環境の保全のための取組」も行うものとされています。「地域の環境の保全のための取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じて、地方公共団体実行計画において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

また、都道府県基準に地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方が定められている場合において、市町村は、当該考え方に基づき「地域の環境の保全のための取組」を検討することが必要です。

「地域の環境の保全のための取組」の検討は、促進区域の設定と並行して行うことが重要です。すなわち、市町村で促進区域を設定するに当たって、各考慮事項について検討した上で、促進区域設定時点の情報に基づけば促進区域から除外すべき程度の環境保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施に当たっては、一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合においては、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全のための取組」に適切な措置を市町村が位置付けることで、事業の実施に際して事業者において適切な措置が講じられることを担保することとなります。

「地域の環境の保全のための取組」での適切な措置としては、必要な調査の実施や、調査結果を踏まえた事業計画の詳細の決定（地域脱炭素化促進施設等の位置、規模、配置、構造等の検討、環境保全措置、事後調査による対応、順応的管理による対応等）等が考えられます。

このほか、「地域の環境の保全のための取組」においては、事業に係る環境保全の取組だけでなく、さらに事業の実施に当たって事業者の取り組む事項として、環境保全の見地から地域で課題となっている事柄について環境の改善を図る取組や、新たな環境価値の創出を伴う取組（プラス面の環境影響をもたらす）を事業計画に盛り込むことを位置付けることも考えられます。（例：荒廃農地において地域脱炭素化促進施設を整備することによる獣害対策への貢献、周辺の荒廃地の緑化や廃屋の撤去等の実施）

具体的には、事業特性や地域特性等に応じて様々な取組が考えられますが、例えば、以下

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

のような取組が考えられます。

- 希少な動物の生息環境を保全する観点において、当該地に生息する希少猛禽類は営巣期等の特定の期間にストレスを与えると繁殖への影響が懸念されることから、現地調査によって生息状況を把握し当該期間に工事を行わない等の環境保全措置を実施。
  - 希少な植物の生育環境を保全する観点において、促進区域において希少な植物の生育に関する情報が得られたことから、その生育状況を調査して、生育環境に影響を及ぼす区域の改変を回避。
  - 景観への影響の観点において、促進区域内及びその周辺に重要な眺望点があることから、当該眺望点に係るフォトモンタージュを作成するなどにより影響の程度を予測・評価し、地域脱炭素化促進施設の規模（高さや大きさ）や配置の工夫、周辺景観に調和する色彩や形態の採用、眺望点から見えないように植栽を実施。
  - 騒音による影響の観点において、住居等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在することから、工事に係る配慮、設備の配置の工夫などの必要な対策を実施。
  - 反射光による影響の観点において、学校や病院等の配慮が必要な施設が事業実施区域の近隣に存在し、反射光の影響が懸念されることから、太陽光パネルの向きの調整などの必要な対策を実施。
  - 地熱発電事業者による、各種調査や周辺の温泉モニタリングの実施により、既存温泉等へ影響が生じない開発区域・規模を設定。
  - その他、環境の保全の観点から、事業規模等に制限を設けること、工事着手後・施設稼働中における継続的な環境モニタリングの実施や、施設稼働終了後の設備の適正な撤去等を行うこと。
- など

「地域の環境の保全のための取組」の策定に当たっては、多くの市町村において、環境保全に関する専門的知見が必ずしも十分でない点を踏まえ、例えば、環境配慮に関する既存のガイドライン類に掲げられた環境保全・環境配慮に係る取組を参照し、施設の規模・種類等に応じて、「地域の環境の保全のための取組」として定めることを検討するよう推奨します。参考となるガイドライン類を、表 3-10 に示します。

表 3-10 地域の環境の保全のための取組の参考となるガイドライン類

発電種	参考とするガイドライン
太陽光発電	「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（令和 2 年 3 月環境省）
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン」（令和 3 年 7 月環境省）

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

発電種	参考とするガイドライン
	「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」 （令和 5 年 10 月資源エネルギー庁）
風力発電	「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル（第 2 版）」 （令和 2 年 3 月環境省）
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン」 （令和 3 年 7 月環境省）
	「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」 （令和 5 年 10 月資源エネルギー庁）
中小水力発電	「事業計画策定ガイドライン（中小水力発電）」 （平成 29 年 1 月資源エネルギー庁）
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン」 （令和 3 年 7 月環境省）
	「小水力発電設置のための手引き」 （令和 5 年 3 月国土交通省水管理・国土保全局）
地熱発電	「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」 （令和 5 年 3 月（令和 6 年 3 月一部改訂）環境省）
	「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及びその解説通知 （令和 3 年 9 月環境省）
	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン」 （令和 3 年 7 月環境省）
	「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」 （令和 5 年 10 月資源エネルギー庁）
バイオマス発電	「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関する LCA ガイドライン」 （令和 3 年 7 月環境省）
	「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」 （令和 5 年 10 月資源エネルギー庁）

## 3-8. 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

### 3-8-1. 基本的な考え方

地球温暖化対策推進法においては、事業者は、地域脱炭素化促進事業の一環として、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を行うこととされています。「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」については、市町村が、区域の自然的社会的条件に応じた、地方公共団体実行計画において方針を定め、事業者が事業計画において具体的な取組として申請することとなります。

市町村は、地域の将来像も踏まえつつ、地域循環共生圏の構築や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けてどのような取組が必要か、という観点から当該項目を検討していく必要があります。このような観点を踏まえつつ、表 3-11 に示すような取組を位置付けるこ

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

とにより、地域脱炭素化促進事業が、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献し、地域における再エネの社会的受容性の向上を図り、地域の魅力と質を向上させる地方創生につながるものとなるよう促すことが期待されます。

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組については、地域のニーズに合致し、かつ、実現可能なものとなるよう、市町村、先行利用者、周辺住民、事業者等が十分協議を行いながら、地域に応じた取組を検討してください。

また、「計画策定市町村と連携して…の取組を行う」など、取組の実施に当たって連携すべき主体等を位置付けることも可能です。

さらに、農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項についても、農山漁村再エネ法の基本方針に適合する形で記載することにより、同法の基本計画とみなされ、同法の特例措置の活用も可能となります。

表 3-11 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の例

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再エネの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再エネ事業に係る地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再エネの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域における社会的課題の解決	再エネの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にもいかす取組
	再エネ事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃焼残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援

※上記について、「計画策定市町村と連携しながら…」との文言を記載することも可能。

#### 3-8-2. 農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

市町村が、地方公共団体実行計画において、「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」に促進区域（農山漁村再エネ法第5条第5項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（農山漁村再エネ法第3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

に資する取組に関する事項を定めた場合で、当該地方公共団体実行計画のうち地域脱炭素化促進事業に関する事項が農山漁村再工ネ法第4条第1項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備については、当該地方公共団体実行計画を農山漁村再工ネ法第5条第1項に規定する基本計画とみなします（第21条の2第1項）。

地方公共団体実行計画が農山漁村再工ネ法の基本計画とみなされた場合、農山漁村再工ネ法の設備整備計画の認定に係る規定（設備整備計画の認定、設備整備計画の変更、酪肉振興法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法の特例（農地法、森林法、自然公園法及び温泉法に係る規定を除く。）等）が適用されます。

また、市町村は、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農山漁村再工ネ法第5条第4項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する農山漁村再工ネ法第5条第4項各号に掲げる事項を定めることができるとされています（第21条の2第2項）。

#### 3-8-3. 参考事例

地域脱炭素ロードマップでは、図3-10に示すように「経済・雇用」「快適・利便」「循環経済」「防災・減災」に関連付けて脱炭素事業に取り組む方向性を提示しています。このような視点を参考にして、都道府県や市町村に適した地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の検討が期待されます。

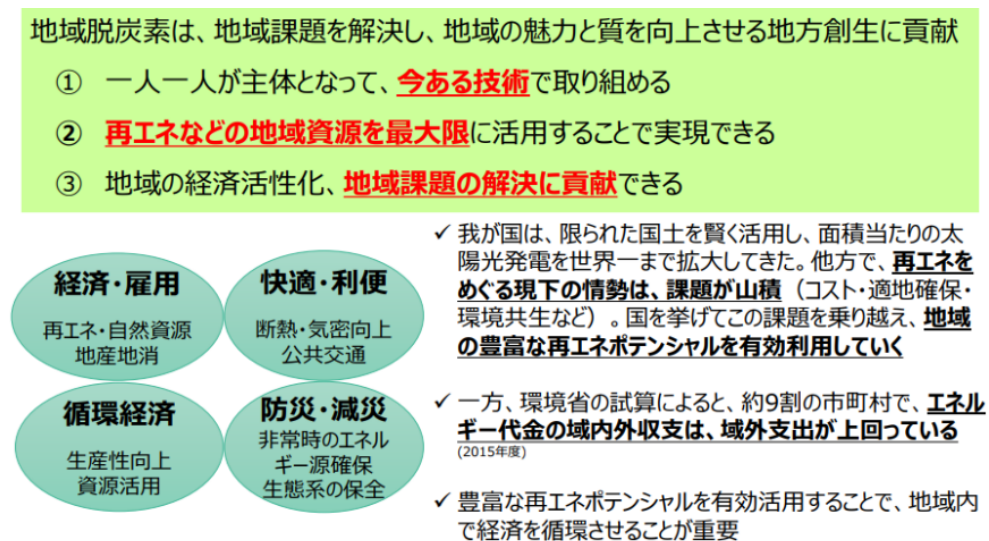


図 3-10 地域脱炭素ロードマップによる地方創生の視点

また、地域の経済・社会の持続的発展に貢献する事例を図3-11に示します。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）



図 3-11 想定される活用方法の事例

#### 【コラム】地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン

岩手県久慈市では、久慈市内における大規模再エネ事業の導入に関し、当該再エネ事業が「地域に裨益する」ものとなるよう再エネ事業者が配慮・実施すべき事項について定めた「地域に裨益する再生可能エネルギー事業の実施に関するガイドライン」を、令和3年10月に策定しました。

大規模再エネ事業の導入に際しては、市と再エネ事業者間で、「1）実施いただきたい地元協調策」の内容に基づき協議の上、協定を締結します。協定書には、地元協調策のほか「2）その他、協定書に記載させていただく事項の項目」について記載します。

##### 1) 実施いただきたい地元協調策（概要、詳細は相談の上決定）

###### ア 市内企業又は個人による出資の受け入れ

①市内企業又は個人における事業投資先として、②再エネ意識、事業への理解の向上のため出資を受け入れいただく。

###### イ 建設及び維持管理業務の発注先となり得る市内事業所の育成

市及び久慈商工会議所と連携して、再生可能エネルギー発電設備の建設及び維持管理業務に対する市内事業所等の参入支援（参入セミナー講師、個別企業とのマッチング等）にご協力いただく。

###### ウ 地域課題解決のために活用可能な資金提供

売電収入の一部（1%程度）を地元産業振興等（再エネ事業者の希望による）の目

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

的として資金提供いただく。

#### エ 地域新電力と連携したエネルギー地産地消に向けた連携

再生可能エネルギーの地産地消を柱とした「脱炭素」の取り組みを実現するための協議会（久慈地域再生可能エネルギー振興協議会（事務局：久慈地域エネルギー株式会社））の趣旨に賛同いただき、当該協議会に参画いただく。

#### オ 教育・観光に資するPR施設の設置

キャリア教育、生涯学習及び観光等の拠点施設として事業箇所ごとに、研修施設（研修室、トイレ）、PR看板を設置いただく。

#### カ 作業用通路等の供用

林業振興等の観点から、開発に伴う作業用通路等を供用いただく。

#### 2) その他、協定書に記載させていただく事項

##### ア 災害の防止に関する事項

##### イ 自然環境、生活環境との調和に関する事項

##### ウ 地位承継に関する事項

#### 3) 協定書には、記載しないがご協力いただきたい事項

##### ア 再エネ事業の実施に係る市の地権者支援に関するPRチラシの配布

##### イ 再エネ事業者が実施した風況調査結果等の市への情報提供

出典：久慈市 地域にひびく再生可能エネルギーの事業実施に関するガイドラインの策定  
<[https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/saise/saisei\\_energy\\_guideline.html](https://www.city.kuji.iwate.jp/kurashi/kankyo/saise/saisei_energy_guideline.html)>

## 3-9. その他地方公共団体実行計画に関する留意点

### 3-9-1. 地方公共団体実行計画の共同策定について

地方公共団体実行計画は、複数の都道府県や市町村が共同で策定することが可能です。地熱発電やバイオマス発電、風力発電など、一体的な再エネポテンシャル等が複数の都道府県や市町村にまたがるのが想定される場合、関係する都道府県や市町村が共同で地方公共団体実行計画を策定することが有効であると考えられます。特に地熱発電については、傾斜掘削の実施領域が、再エネ設備の建設等が行われる市町村だけでなく隣の市町村の地下にまで及ぶことがあるため、地下構造物も含めて認定を取得する必要があることを考慮して、促進区域を設定する必要があります。この場合における事業認定や認定事業への指導については、促進区域を設定した複数市町村が連携しながら取り組むことが重要です。特に広域で回収するバイオマスについては、一部事務組合を軸とした検討を実施することも考えられます。

また、近隣の都道府県や市町村が共同して策定することや、再エネポテンシャルが多い都道府県や市町村と少ない都道府県や市町村が共同して策定することも考えられます。この際、策定における協議会についても共同で実施することが考えられます。



### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

複数の都道府県や市町村での共同設定は、広域的な観点からより適切な計画内容となることが期待できるほか、各地方公共団体の事務負担の低減、取組に積極的な地域による牽引等の効果により合意形成の促進に資するとも考えられます。

なお、地方公共団体実行計画を複数の都道府県や市町村で共同策定した場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は、地方公共団体実行計画を共同策定した複数市町村が共同で策定することも可能ですが、促進区域等の個別の事項について、市町村ごとに設定し、別の文書として取りまとめることも可能です。ただし、その場合、促進区域等が示された当該文書において、共同で策定した地方公共団体実行計画との関係性を示しておく必要があります。地方公共団体実行計画で定めた共同の目標を達成すべく、都道府県や市町村間で連携し、地域脱炭素化促進事業に関する情報共有がなされることが必要です。

また、その逆に、地方公共団体実行計画を各市町村が単独で設定している場合においても、促進区域を複数市町村で共同して設定することも可能です。ただし、前述のとおり、促進区域・地域脱炭素化促進事業は地方公共団体実行計画の下で定められるものであるため、促進区域を共同で設定する市町村全てが地方公共団体実行計画を作成している必要があります。それぞれの市町村における地方公共団体実行計画の目標や配慮事項について認識を共有し、緊密に連携を図りながら促進区域を設定することが必要です。

#### 3-9-2. 既存の地方公共団体実行計画との関係について

既存の地方公共団体実行計画に加えて地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める場合、地方公共団体実行計画とのつながりが明確にされる状態であれば、それらを別冊として作成することも考えられます。ただし、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は地方公共団体実行計画の一部であるため、設定・変更を行う際には、地球温暖化対策推進法第21条第10項から第13項の規定に基づき、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置や関係地方公共団体の意見聴取、協議会が組織されている場合は協議会における協議などを行う必要があります。

また、促進区域等については再エネの種別ごとに設定することが望ましいものですが、地域によって再エネポテンシャル等の状況が異なることから、必ずしも全ての再エネ種について設定しなくても構いません。また、対象とする再エネ種について一度に設定することが難しい場合、一部の再エネ種について先に促進区域等を設定し、他の再エネ種については追って設定するといった、段階的な設定も可能です。ただし、促進区域等は地方公共団体実行計画の一部であるため、新たな再エネ種について設定を行う際には、地方公共団体実行計画の変更の手続を行う必要があります。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

#### 3-9-3. 都道府県と市町村との調整について

市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。

また、都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、

- ・住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる
- ・関係地方公共団体の意見を聴く

ことが必要となります。

このため、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に定める場合においても、当然、これらの規定に基づいて関係地方公共団体との調整を行うことが求められます。

国や都道府県は、地方公共団体実行計画に適合する事業の円滑化のため、エネルギー施策とも連携しつつ、行政手続の円滑化や市町村に対する必要な情報提供、助言、その他の援助を行うよう努めることが求められます。また、都道府県基準がまだ定められていない場合においては、都道府県は将来設定され得る都道府県基準の見通しに立ち、市町村に対して適切に助言を行うことが重要です。

#### 3-9-4. 都道府県基準がない場合の促進区域の設定について

都道府県が都道府県基準を定めていない場合でも、促進区域設定に係る環境省令に従い、市町村において促進区域を設定することは可能です。ただし、都道府県基準を定めていない場合は、環境影響評価法に係る特例を受けることはできません。その際には、市町村は、都道府県と事前に協議を行うなど十分に連携をとり、市町村の促進区域の設定後に都道府県が都道府県基準を設定した場合においても、促進区域と都道府県基準の考え方が整合することが望ましく、都道府県は、市町村の促進区域設定を促進する観点から積極的に必要な情報提供、助言を行うことが求められます。

#### 3-9-5. 市町村に地方公共団体実行計画がない場合の促進区域の設定について

地球温暖化対策推進法では、市町村は地方公共団体実行計画を定める場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する各種項目を定めるよう努めるものとされています。つまり、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項は地方公共団体実行計画の下で定められるものであり、地方公共団体実行計画が策定されていない場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めることはできません。このため、地域脱炭素化促進事業計画の認定を行うことはできません。

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

一方、地方公共団体実行計画を改定したばかり、あるいは策定・改定作業中であるなど、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項について地方公共団体実行計画に定めることが難しい場合も考えられます。その際、地方公共団体実行計画とのつながりが明確にされる状態であれば、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を別冊として作成することも考えられます。ただし、これらの事項は地方公共団体実行計画の一部であるため、新たな再エネ種について促進区域を設定する等の場合には、地方公共団体実行計画の変更の手続を行う必要があります。住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置や関係地方公共団体の意見聴取、協議会が組織されている場合は協議会における協議などを行う必要があります（第21条第10項から第13項）。

表 3-12 地方公共団体実行計画作成・都道府県基準設定の有無に対する留意点

	都道府県基準 設定済み	都道府県基準 未設定
地方公共団体実行計画作成済	・ 促進区域設定に係る環境省令で定める基準及び都道府県基準に基づき、促進区域を設定	・ 促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、促進区域を設定 ・ その際、都道府県とも連携を図る
地方公共団体実行計画未作成	・ 地域脱炭素化促進事業に関する制度の適用はなし	

#### 3-9-6. 既存の事業との関係

促進区域を検討する際、候補となる区域において既に再エネ事業が行われている場合や、再エネ事業の実施に向けた手続が行われている場合が考えられます。促進区域は、個別の再エネ事業によらず、まちづくりの一環として区域全体を見渡し、どのようなエリアにどのような再エネが導入されていくことが望ましいかを考慮して設定するものであるため、既存の再エネ事業がある場所を必ずしも促進区域に含めなくても構いません。

一方で、地域脱炭素化促進事業に関する制度は、地域脱炭素化促進事業として行わない再エネ事業を妨げるものではないため、促進区域の設定の有無によらず、既存の事業の実施や、実施に向けた手続が妨げられることはありません。

#### 3-9-7. 促進区域の設定時に個別の事業が想定される場合について

通常、促進区域の設定においては、個別の再エネ事業に先立ち、市町村が主体となって長期的に望ましい姿の検討を行います。地熱発電での掘削調査を行わないと再エネポテンシャルの詳細や事業性が判断できない場合や公有地・公共施設活用型で地方公共団体が事業実施主体となる場合、事業提案型の場合には、促進区域の検討段階から事業者が検討に加わることが考えられます。この場合、促進区域の設定の時点で、個別の再エネ事業も想定さ

### 3.市町村における地方公共団体実行計画（地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等）

れうることから、個別の事業の中身についても検討がなされることが考えられるため、協議会の構成員を変更するなどして適切な検討を行う必要があります。

#### 3-9-8. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の見直しについて

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項については、適時適切な見直しが重要です。

地域脱炭素化促進事業の目標や促進区域等は、地方公共団体実行計画における再エネ目標等の達成に資するよう、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために設定するものであることから、気候変動の状況等も踏まえつつ、国、都道府県や計画策定市町村自身の目標が変更された場合等に見直すことが望ましいです。

また、3-4-4. で記載したとおり、促進区域を設定する際の配慮の考え方については、適時適切な情報のアップデートや見直しを行うことも重要です。

#### 3-9-9. その他

本制度は、地域の合意形成を経て、地域共生型・裨益型の優良な再エネ事業等を呼び込むことを目的とした制度であり、促進区域の設定を行っていないと当該地域において再エネ等の事業を実施できないわけではありません。しかし、その上で都道府県及び市町村には本制度の趣旨やメリットを理解いただき、促進区域や地域脱炭素化促進事業に関する取組を進めることが望まれます。

なお、市町村が促進区域を含めた地方公共団体実行計画を定めるに当たっては、協議会等を活用し、地域の関係者における十分なコミュニケーションを図りながら検討を行うことが重要です。このような検討の過程においては、地域の自然的社会的条件を踏まえた、地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方が明確化されることとなります。促進区域の設定に当たっては、このような促進区域の検討過程における情報として、地域における再エネ事業に関する環境配慮の考え方を併せて示すことが考えられ、例えば、環境保全を優先すべきものとして促進区域とすべきではないと考えるエリアをその理由とともに併せて示していくことや、地域における再エネ事業を行うに当たって考慮すべき環境配慮事項並びに望ましい事業の規模及び形態等や環境保全措置の在り方等を併せて示していくことなども可能です。

#### 4. 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

本章では、地方公共団体実行計画協議会の概要と、都道府県や市町村が地方公共団体実行計画を策定する際に活用する地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説します。

#### 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

##### 4-1. 地方公共団体実行計画協議会の概要

地球温暖化対策推進法において、都道府県及び市町村は、単独又は共同して地方公共団体実行計画協議会を設置することができるかとされています。

都道府県及び市町村が地方公共団体実行計画を定めようとする場合、協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、当該協議会における協議をしなければなりません。また、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、協議会が組織されているときは当該協議会における協議を経て、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することとされています。協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければなりません。都道府県及び市町村における協議会の設置は義務ではありませんが、地方公共団体実行計画の策定や地域脱炭素化促進事業に係る合意形成など、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させ、円滑な地域合意を図る観点から、有識者や地域の関係者等から構成される協議会を積極的に活用することが望まれます。

なお、協議会以外の合意形成の手法については、3-2-2. を参照してください。

表 4-1 地域脱炭素化促進事業制度における地方公共団体実行計画協議会の役割

運営主体	協議会の役割・主な協議内容
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体実行計画の策定に関する事項</li> <li>都道府県基準の策定に関する事項</li> <li>その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体実行計画の策定に関する事項・地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項</li> <li>その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項</li> </ul>
計画策定市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体実行計画において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合であって、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者から地域脱炭素化促進事業計画に係る協議の申し入れがあった場合、当該地域脱炭素化促進事業計画に関する事項</li> </ul> <p>※本協議会の解説は、第6章を参照してください。</p>

##### ○地球温暖化対策推進法（抄）

###### （地方公共団体実行計画協議会）

第二十二条 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「地方公共団体実行計画協議会」という。）を組織することができる。

2 地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

#### 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

- 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
  - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
  - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び市町村が必要と認める者
- 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力を行うことができる。
- 4 地方公共団体実行計画協議会において協議が調った事項については、地方公共団体実行計画協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画協議会の運営に関し必要な事項は、地方公共団体実行計画協議会が定める。

#### 4-2. 地方公共団体実行計画の策定に係る協議会の構成員等

地球温暖化対策推進法第 22 条第 2 項において、協議会は以下の構成員によって構成されることと示されています。

- ① 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び市町村
- ② 関係行政機関
- ③ 関係地方公共団体
- ④ 第 37 条第 1 項に規定する地球温暖化防止活動推進員
- ⑤ 第 38 条第 1 項に規定する地球温暖化防止活動推進センター
- ⑥ 地域脱炭素化促進事業を行うと見込まれる者その他の事業者
- ⑦ 住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
- ⑧ 学識経験者その他の都道府県及び市町村が必要と認める者

都道府県や市町村は、協議会で協議する事項を踏まえつつ、3-2-2. で抽出した関係者、関係機関を参考に協議会の構成員を検討します。なお、都道府県基準や地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を協議する場合、再エネ種や促進区域の類型によって検討すべき内容や関係者が異なることが考えられるため、適宜協議会の構成員を変化させることも考えられます。また、地域脱炭素化促進事業は、円滑な合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域と共生する再エネの導入を拡大することを目的としていることから、協議会には多様な立場の関係者が構成員として参画することが望ましいです。

## 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

### 4-2-1. 都道府県

都道府県の協議会において都道府県基準の協議を行う場合、表 4-2 に示すとおり、担当部局だけでなく、関連する許可等に関係がある部局を含めることで、検討の早期の段階からワンストップ化の特例措置に対する理解増進を図ることが考えられます。また、域内の関係市町村や隣接する都道府県など、関係地方公共団体の参画を必要に応じ求めることが重要です。

表 4-2 協議会の役割及び構成員（例）（都道府県）

協議会の役割	構成員（例）
都道府県基準の協議	都道府県内の関係部局（許可権者等を含む※） 関係市町村 国等の関係機関（地方環境事務所等）（許可権者等を含む※） 学識経験者（自然環境、生活環境、気候変動、再工ネ等） 住民団体 産業団体（農林漁業、観光等） 環境保全団体

※特例に関する許可権者等は、都道府県知事（温泉法、森林法、農地法、廃掃法、自然公園法の国定公園）、河川管理者（河川法）、環境大臣（自然公園法の国立公園）

都道府県基準について協議する際には、地球温暖化対策推進法施行規則第5条の4第1項各号の規定を踏まえて議論することが重要です。例えば、都道府県の中期的な目標設定に当たっては、電源や系統に関する公開・開示情報も活用しつつ、系統の状況も踏まえた最適な導入エリアや導入モデルを併せて検討することが期待されており、当該目標を踏まえた議論を行うことで、管下の市町村の中期的な目標設定や促進区域設定、また地域脱炭素化促進事業の案件形成の効率的かつ効果的な実施にもつながると考えられます。

このほか、都道府県基準を定める際に、都道府県境付近の取扱いについて隣接都道府県に確認することが望ましいです。

### 4-2-2. 市町村

市町村の協議会において地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を協議する場合、地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組などもあわせて協議するために、表 4-3 に示すとおり、地域住民や環境保全団体、地域の産業団体等を構成員とすることが望ましいです。

また、促進区域の設定に当たって、3-4. で示したような観点から考慮すべき区域を検討の対象とする場合には、地域脱炭素化促進事業計画の認定における協議等において円滑な調整が可能となるよう、関係行政機関（例えば、地方環境事務所、地方経済産業局、地方整備局、地方農政局、森林管理局、防衛省等）等にも参加を求めることが望ましいです。



#### 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

また、都道府県や近隣市町村など、関係地方公共団体の参画を必要に応じ求めることが重要です。とりわけ複数の市町村の行政区域をまたいだ促進区域の設定を行う必要がある場合には、近隣市町村と共同で協議会を設置、運営するとともに、都道府県の担当部局にも参加を求めることが重要です。

なお、促進区域等の設定時に個別の事業が想定される場合、事業に関する情報を踏まえて促進区域等の検討を行うべきですが、促進区域等の設定において事業者は一定の距離感が求められることから、事業者はオブザーバー等の立場から情報提供を行う役割として協議会に参加することが必要です。

表 4-3 協議会の役割及び構成員（例）（市町村）

協議会の役割	構成員（例）
地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の協議	市町村内の関係部局（許可権者等を含む※） 都道府県・関係地方公共団体（許可権者等を含む※） 国等の関係機関（地方環境事務所等）（許可権者等を含む※） 学識経験者（再エネ、自然環境、生活環境、気候変動、地域活性化等） 住民団体 産業団体（農林漁業、観光等） 環境保全団体 再エネ事業者団体 金融機関 事業者（オブザーバー）

※特例に関する許可権者等は、都道府県知事（温泉法、森林法、農地法、廃掃法、自然公園法の国定公園）、河川管理者（河川法）、環境大臣（自然公園法の国立公園）

協議会においては、促進区域の検討のみならず、地域脱炭素化促進事業の目標や地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組など、地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に定める事項についても協議し、合意形成を図ることが望ましいです。各協議事項を検討する際に留意すべき事項については、第 3 章を御確認ください。

### 4-3. 地方公共団体実行計画の策定に係る協議会の運用方法

#### 4-3-1. 運営主体

協議会は、基本的には都道府県又は市町村において組織・運営することになります。ただし、協議会の運営は、各地方公共団体において負担となることも考えられます。協議会の実施に当たり、環境審議会等の既存の協議の枠組みの活用が効率的である場合には、既存の枠組みを利用して協議会を運営することも可能です。その際、当該枠組みが、地球温暖化対策

## 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

推進法に基づく協議会である旨整理し、対外的に説明できるようにしておくことが重要です。

また、都道府県及び市町村が共同で協議会を設置することも可能です。都道府県や広域連携を活用した共同での組織・運営によって、協議会運営に係る負担を低減することが考えられます。

なお、再エネの種別ごとに環境保全の観点、社会的配慮の観点から共通の懸念事項、異なる懸念事項が考えられ、関係者が大きく異なることなどが想定されるため、協議会を親委員会として位置付け、その下に再エネ種別ごとに分科会を設けることで、個別の再エネに係る専門的な議論を分科会で実施し、当該再エネに係る促進区域の設定を分科会で実施するとともに、その結果を親委員会に報告し、親委員会において全体の地方公共団体実行計画を定めるといった運用も考えられます。

### 4-3-2. 協議会運営の方針

#### (1) 協議会の公開の原則

協議会の運営に当たっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保することが重要です。このため、協議会は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料についても、基本的に公開するべきです。

ただし、個別事業者若しくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とするなど、慎重に取り扱う必要があります。

#### (2) 協議会が定めること（例示）

協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めることになっています。

協議会が定める事項としては、協議会の目的、会の構成員、役員、任期、事務局などを設定することが考えられます。当該協議会で協議する範囲を検討した上で、開催要領等を定めることが重要です。

#### (3) 協議会のタイミング

協議会を開催するタイミングについては、地方公共団体実行計画策定時の開催と、フォローアップのための定期的開催が想定されます。

なお、開催の時期は事前に公表し、地域住民その他の利害関係者に周知することが考えられます。

#### 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

##### 【コラム】地熱発電における協議会について

地熱開発と温泉事業が共存・共栄するためには、各種調査やモニタリングの結果などもふまえた関係者間の合意形成が必要不可欠であることから、前述の「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においては、地熱発電事業者や温泉事業者に加え、地方公共団体などの第三者を加えた場（協議会等）の設置を推奨し、協議会等において地熱開発に伴う温泉や噴気への影響に関する検証結果、地熱発電の現状報告と将来計画等の説明・報告等を通じて、事業検討のなるべく早い段階から関係者間の合意形成を図っていくことの重要性やその具体的な進め方等を記載しています（表 4-4）。

表 4-4 地熱発電における協議会について

項目	概要
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域調査段階、概査段階、精査段階などの掘削許可申請を行う前段階及び発電所運転以降に開催する。</li> <li>・ なるべく早い段階で設置することが望ましい。</li> </ul>
構成するステークホルダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体をはじめ地熱専門家等の有識者、温泉事業者など幅広い関係者が参画する。</li> <li>・ また、開発対象の地熱貯留層が複数の都道府県・市町村にまたがる場合も考えられるため、そのような場合は、発電所建設地における都道府県・市町村のみでなく、当該地熱貯留層がまたがる都道府県・市町村も協議会等に参画するべきである。</li> </ul>
議論すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削を伴わない広域調査の段階においても、調査目的や調査内容、今後の抗井掘削等の調査計画等を共有する。</li> <li>・ 発電所運転開始以降も、生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見交換を行うことにより、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を進めるべき。</li> <li>・ モニタリング実施者やデータの公開方法についても協議会の合意に基づくことが適当。</li> <li>・ 地域の地熱資源のカスケード利用をはじめとする有効活用や保護対策（観測井設置等）、温泉への著しい変化等が生じた場合の当面の対応方法や、原因調査及び確認の仕組み、温泉への影響が確認された場合の補償の在り方も含めた対処方針等についても予め協議会等の枠組みの中で定めておくことが望ましい。</li> <li>・ 相互理解を図るため、温泉と地熱開発の科学的関係を内容とするセミナーを開催するのも一案。</li> <li>・ 地域の実情に応じた温泉資源保護のための集中管理などの地域共有の課題についても関係者間で協議することが有用。</li> </ul>

合意形成の仕組みは、調査・開発の段階や地元状況に応じて適切な形をとることが必要です。参考として、協議会体制の構築例を示します（図 4-1,図 4-2）。状況によっては、関係者への個別説明や住民説明会等の開催なども考えられますが、いずれの方法であっ

#### 4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

ても、連絡・相談を密にすることが肝要です。協議会等の合意形成の仕組みは、地熱資源開発の過程のなるべく早い段階から設置することが望ましく、これには地元都道府県・市町村の果たす役割が大きいと考えられます。

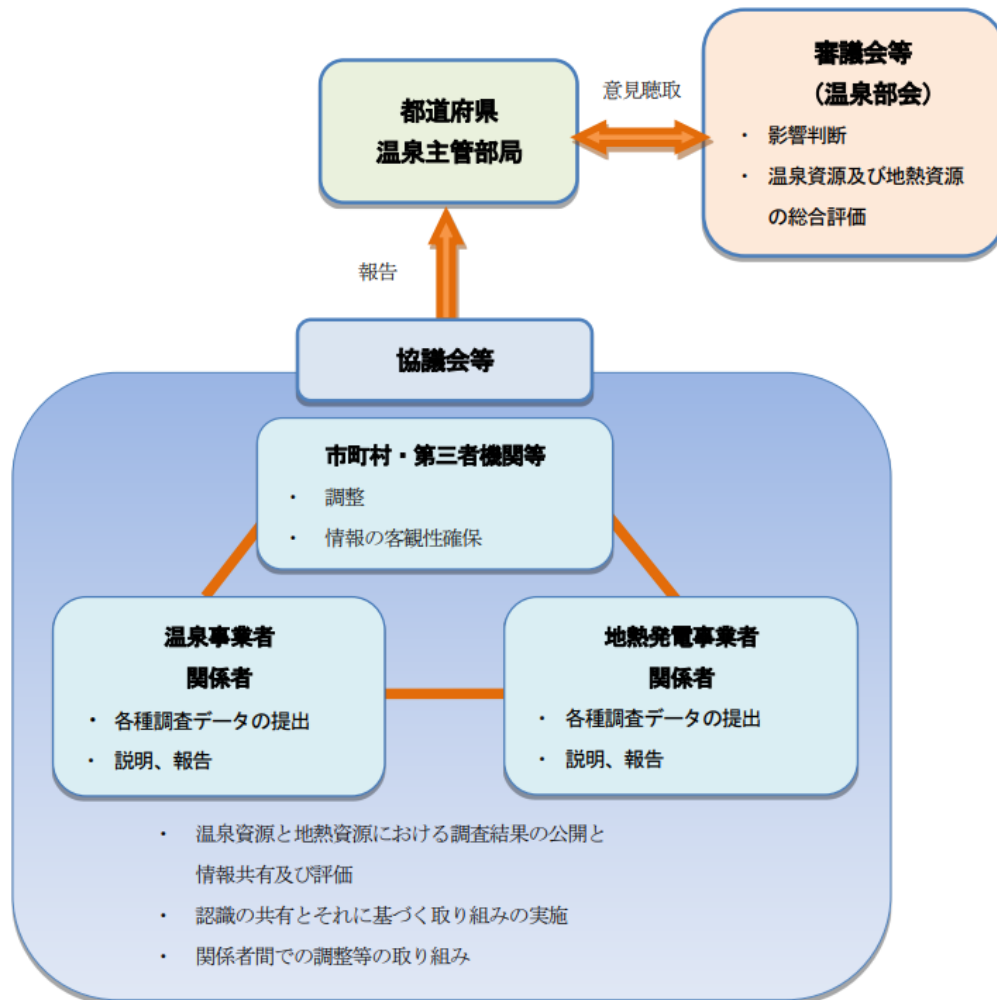


図 4-1 協議会体制の構築例①

出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（令和5年3月）」

<<https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/guideline202303.pdf>>

4.地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会

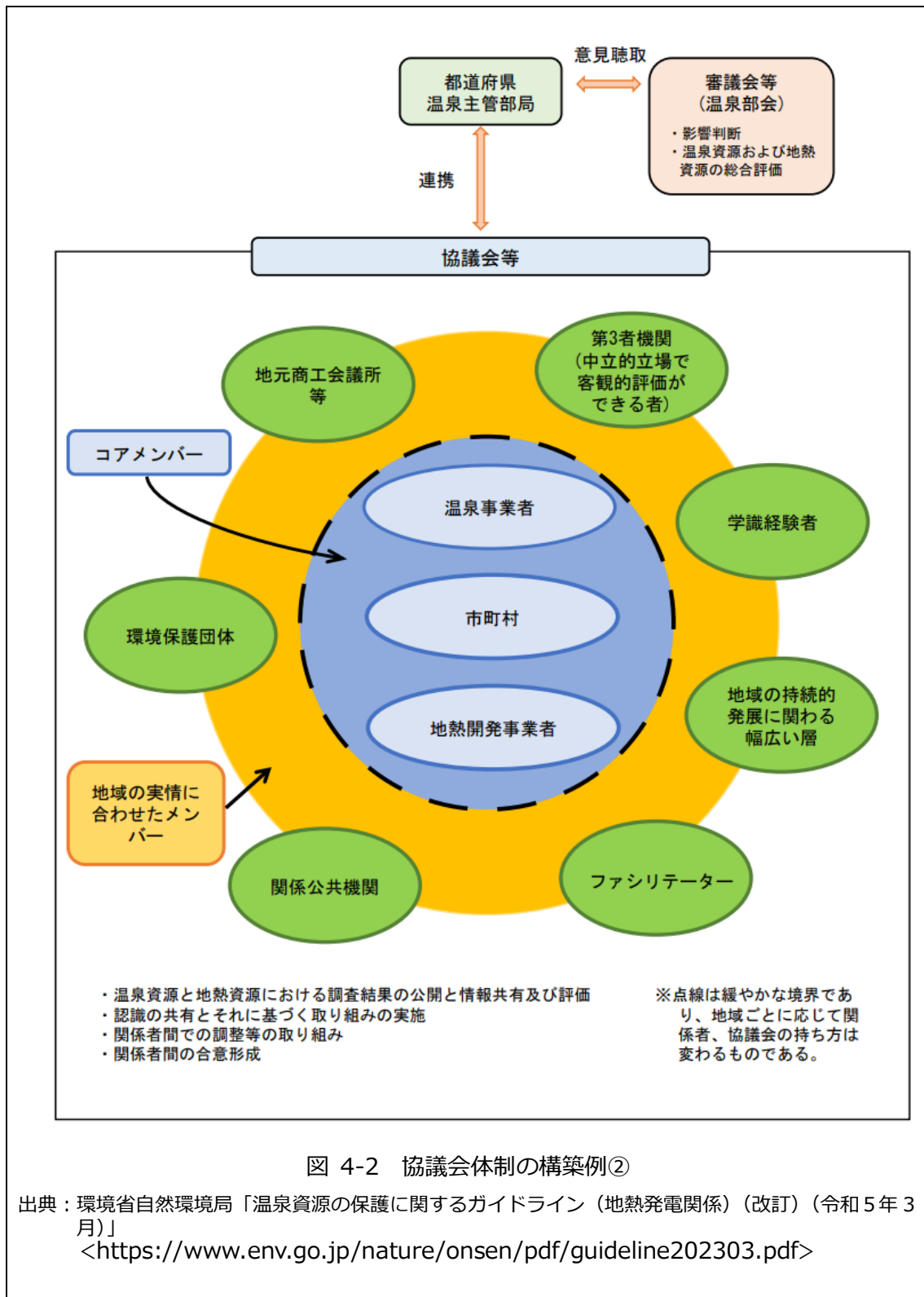


図 4-2 協議会体制の構築例②

出典：環境省自然環境局「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）（令和5年3月）」

<<https://www.env.go.jp/nature/onsen/pdf/guideline202303.pdf>>

## 5. 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応

本章では、市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定を行う場合に適用される特例の概要と、特例に関して都道府県や市町村が準備すべき体制等について解説します。

## 5-1. 特例の概要

計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定を行うことにより、認定地域脱炭素化促進事業者は地球温暖化対策推進法による特例を受けることができます。

地球温暖化対策推進法による特例には大きく 2 つあり、1 つ目は関連法令の許可等のワンストップ化、2 つ目は都道府県基準が定められた区域において環境影響評価法の配慮書手続が適用されないことです。

また、地域脱炭素化促進事業に関する事項の中で、農山漁村再工ネ法の該当する取組や基準を満たしている場合、認定地域脱炭素化促進事業者は農山漁村再工ネ法における許可等のワンストップ化の特例等を受けることができます。

許可等に関する特例は、本来は事業者自らが行うべき法令等に関する許可申請手続をワンストップ化して計画策定市町村が代わりに行うことにより、認定地域脱炭素化促進事業者の様々な事務に要する手間の削減や期間の短縮等を目的として設けられているものです。計画策定市町村は、この点について留意して事務に当たることが望ましいです。

### 5-1-1. 認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることによるワンストップ化の特例の対象となる行為は、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法の一部の許可等です（表 5-1）。

なお、地域脱炭素化促進事業のうち、温泉法、森林法、農地法、自然公園法、廃掃法については、地域脱炭素化促進施設、地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組（促進区域内で実施するものに限る。）が対象になり、河川法については地域脱炭素化促進施設が対象となります。

また、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける場合、都道府県基準が定められた区域においては、環境影響評価法の配慮書手続は省略されます。

認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例の詳細については第 9 章で解説します。

表 5-1 ワンストップ化の特例の対象となる許可等手続の概要

対象	対象となる行為	許可権者等
温泉法	温泉をゆう出させる目的での土地の掘削、ゆう出路の増掘等	都道府県知事の許可
森林法	地域森林計画対象民有林（保安林等を除く。）における開発行為、保安林における立木の伐採や土地の形質変更等	都道府県知事の許可
農地法	農地の転用、農用地（農地、採草放牧地）の転用のための権利移動	都道府県知事等の許可

## 5.認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応

対象	対象となる行為	許可権者等
自然公園法	国立/国定公園内における工作物の新築、土地の形状変更等の開発行為等	環境大臣、都道府県知事（国定公園）の許可（特別地域における行為の場合）又は届出（普通地域における行為の場合）
河川法	水利使用のために取水した流水を利用する発電（従属発電）のための流水の占用 ※地域脱炭素化促進施設のみ対象	河川管理者※への登録 ※国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長
廃掃法	廃棄物処理施設における熱回収施設の設置	都道府県知事等の認定 ※任意で熱回収認定を受けることができる。
	指定区域内（処分場跡地）における土地形質変更	都道府県知事等への届出

### 5-1-2. 農山漁村再工ネ法に関する特例

市町村が、地域における再工ネ設備の整備を含めた温室効果ガス排出削減の取組を促進するための基本的なスキームたる地方公共団体実行計画を定めた場合、当該地方公共団体実行計画により農山漁村再工ネ法に基づく各種の特例を適用できます。

この特例を利用する場合、市町村は地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定め、かつ当該事項が農山漁村再工ネ法第5条第5項で定める基準に適合した区域に係るものであり、さらに地域脱炭素化促進事業に係る記載事項が基本方針に適合するように記載する必要があります。

農山漁村再工ネ法に関する特例については第10章で解説します。

### 5-2. 市町村の体制等

計画策定市町村は、それまで事業者が各許可権者等に申請していた内容を一括して受け付け、該当する許可権者等と協議し、同意を得ることとなります。

地域脱炭素化促進事業計画の申請の受付に当たっては、認定申請のあった地域脱炭素化促進事業計画の内容や添付書類等の記載漏れ、不足等がないよう確認する必要があります。事業者から地域脱炭素化促進事業計画が提出され、同計画中に記載された事業がワンストップ化の特例を利用できる行為（第22条の2第4項各号に規定された行為）に該当する場合は、当該行為に関する法令を所管している許可権者等からの同意を得るため、当該計画書類を許可権者等に速やかに送付することが必要です。その際、ワンストップ化の特例が事業の円滑化につながるよう、計画策定市町村は、特例対象となっている許可等手続の標準処理期間を踏まえて迅速に対応することが重要です。

このため、地方公共団体実行計画で地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた計画策定市町村では、事業者が許可等のワンストップ化の特例を使用する場合に備え、体制



## 5.認定地域脱炭素化促進事業計画に関する特例への対応

を準備する、具体的には、事業者が申請する窓口を明確にした上で示すことが必要となります。

### 5-3. 都道府県の体制等

ワンストップ化の特例の対象法令の許可権者等となっている都道府県は、市町村が地方公共団体実行計画で地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合、当該市町村からワンストップ化の特例対象の許可等について協議が行われることが考えられます。市町村から問合せ等を行いやすくし、負担の軽減を図る観点から、各許可等について窓口を一本化するか、ワンストップ化の特例に関する関係法令についての問合せ先のリストを整理して市町村に配布することが望ましいです。

また、事前に協議会に参加するなどし、円滑な地域脱炭素化促進事業の実行に向けて協力することも重要です。

上記に加えて、都道府県が許可権等の権限を持っている規制・制度であって、地域脱炭素化促進事業の導入に関連するものについても市町村に情報提供を行うことが望ましいです。

## 6. 地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る地方公共団体実行計画協議会

本章では、事業者が地域脱炭素化促進事業計画について協議を行う地方公共団体実行計画協議会の運営や構成等について解説します。地方公共団体実行計画協議会の概要については第4章を御参照ください。

## 6-1. 地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る協議会の構成員

地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする事業者は、計画策定市町村において協議会が組織されている場合は、認定申請の前に、協議会に当該事業計画を協議しなければなりません。

個々の地域脱炭素化促進事業計画に関する合意形成を行う場合、協議会の果たすべき役割は、地方公共団体実行計画の策定に係る協議会とは異なると想定されます。協議会の構成員や運営方法については、再エネの種類、事業の規模、事業が予定される地域の特性等を踏まえたものとするべきです。

表 6-1 に、想定される協議会の構成員を例示します。なお、個別事業の性質等によってはこの限りではないため、3-2-2.で洗い出した関係者、関係機関も参考に、地域の自然的社会的条件や事業の性質等を踏まえて適切な構成員を検討することが望まれます。

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者が、事業計画を策定する段階において協議会を活用する場合、ワンストップ化の特例手続の対象となる法令の許可権者等である国や都道府県の担当部局が協議会に出席し、技術的知見の共有等を行うことにより、事業検討の早期の段階から、関係者における許可等の制度に対する理解増進を図ることも考えられます。ただし、当該許可権者等はあくまで関係法令に基づいて同意する立場であることから、協議会の構成員としてではなく、オブザーバー等の立場から情報共有を行うといった役割にとどめておくことが必要です。

表 6-1 協議会の役割及び構成員（例）（計画策定市町村）

協議会の役割	構成員（例）
地域脱炭素化促進事業における協議	計画策定市町村内の関係部局（許可権者等を除く） 関係地方公共団体（許可権者等を除く） 国等の関係機関（地方環境事務所等）（許可権者等を除く） 学識経験者（再エネ、自然環境、生活環境、気候変動、地域活性化等） 地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする事業者 地域コミュニティの代表者（関係区長・自治会長等） 産業団体（農林漁業、観光等） 環境保全団体 許可権者等（オブザーバー）

※特例に関する許可権者等は、都道府県知事（温泉法、森林法、農地法、廃掃法、自然公園法の国定公園）、河川管理者（河川法）、環境大臣（自然公園法の国立公園）

なお、複数の地域脱炭素化促進事業計画について協議が必要な場合は、地域脱炭素化促進事業計画別に参加する地域コミュニティの代表者等を入れ替えて協議会を開催することや分科会を設置することなどが考えられます。

## 6-2. 地域脱炭素化促進事業計画に係る協議会の運用方法

### 6-2-1. 運営主体

協議会は、基本的には各計画策定市町村において組織・運営することになります。地方公共団体実行計画を策定する際に協議会を組織しているときは、当該協議会を活用することもできます。協議会を組織しておらず、既存の協議の枠組みの活用が効率的である場合には、既存の枠組みを利用して協議会を運営することもできます。

また、促進区域を複数の市町村が共同で設定した場合であって、事業者から複数の市町村にまたがる地域脱炭素化促進事業計画の認定申請が行われる場合は、同計画の協議に係る協議会も共同で開催することが考えられます。

### 6-2-2. 協議会運営の方針

#### (1) 協議会の公開の原則

協議会の運営に当たっては、地域住民やその他利害関係者に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保することが重要です。このため、協議会は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料については、基本的に公開するべきです。

ただし、個別事業者若しくは個人の秘密に属する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開とするなど、慎重に取り扱う必要があります。また地域脱炭素化促進事業計画に係る協議会は、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者から必要な情報を得て協議を進める必要があることから、協議会開催に際し、情報公開に対する方針について参加者の合意を得ることが重要です。

#### (2) 協議会が定めること（例示）

協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めることになっています。

協議会が定める事項としては、協議会の目的、会の構成員、役員、任期、事務局などを定めることが考えられます。当該協議会で協議する範囲を検討した上で、開催要領等を定めることが重要です。

#### (3) 協議会のタイミング

協議会を開催するタイミングについては、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請（変更認定の申請を含む。）が見込まれる時やフォローアップのための定期開催が想定されます。事業者から複数の市町村にまたがる地域脱炭素化促進事業計画の認定申請が行われる場合、それぞれの協議会の開催、ワンストップ化の特例に関する許可権者等の同意等のタイミングをあわせることが望まれます。

なお、開催の時期は事前に公表し、地域住民その他の利害関係者に周知することが考えら

## 6.地域脱炭素化促進事業計画の合意形成に係る地方公共団体実行計画協議会

れます。

## 7. 地域脱炭素化促進事業計画の認定

本章では、市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の基準や協議の手続等について解説します。

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

### 7-1. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の概要

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、計画策定市町村の認定を申請することができます（法第 22 条の 2 第 1 項）。地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請を受けた計画策定市町村は、認定に係る要件を確認し、該当するものであると認めるときは、その認定を行います（法第 22 条の 2 第 3 項）。

また、地域脱炭素化促進事業計画の認定に際し、計画に記載された行為がワンストップ化の特例を利用できる行為である場合は、計画策定市町村はあらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項）。

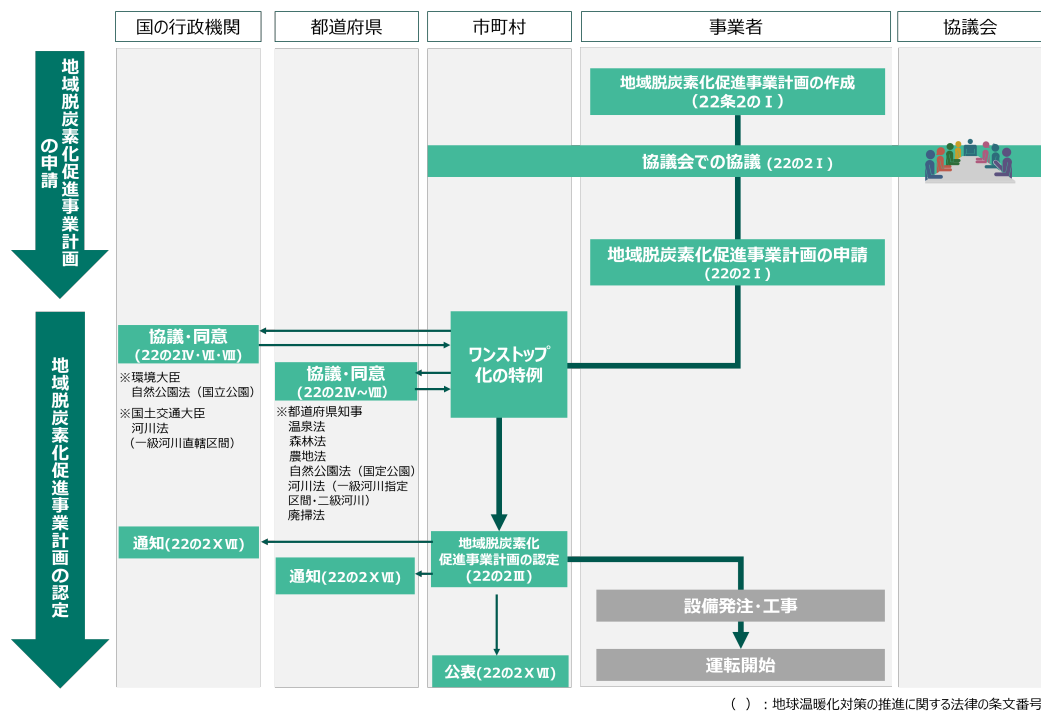


図 7-1 地域脱炭素化促進事業計画の認定手続フロー

### 7-2. 地方公共団体実行計画協議会における協議

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の前に、計画策定市町村において協議会が組織されている場合は、協議会に同計画を協議しなければなりません。詳細は第 6 章を参照してください。

### 7-3. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請

#### 7-3-1. 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請

地域脱炭素化促進事業計画は、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令に定められた地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書（別記様式第1）を用いて、地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者が作成します。地域脱炭素化促進事業計画に記載しなければならない事項は、表 7-1 のとおりです。

表 7-1 地域脱炭素化促進事業計画の記載事項（法第 22 条の 2 第 2 項）

記載事項
申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
地域脱炭素化促進事業の実施期間
整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組の要に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する次の取組に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の環境の保全のための取組</li> <li>・ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</li> </ul>
その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域脱炭素化促進施設等の使用期間</li> <li>・ 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項</li> </ul>

#### 7-3-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請の受理

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請があった場合には、事業計画の記載事項や表 7-2 に示す添付書類に不備がないか確認してください。

また、地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者が提出した地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進施設の整備又は当該施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に係る行為が、ワンストップ化特例の対象となる場合は、協議対象となる許可等に応じて、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令別記様式第 2 の 1 ～ 13 及び同省令別表に定める添付書類が提出されるため、あわせて確認が必要です。

計画策定市町村は、ワンストップ化の特例等による事業の円滑化のため、地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請の受付からその後の審査等の手続を迅速に処理することが重要で



## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

あるほか、認定の申請から認定までの経緯を時系列に記録に残しておくことが望ましいです。

表 7-2 地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書の添付書類  
(地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項)

添付書類	備考
法人定款又はこれに代わる書面	申請者が法人でない団体である場合は、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書	左記書類がない場合は、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類
地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面	位置図、航空写真や現況写真等
地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面	—
地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるか、又はこれを確実に取得できると認められるための書類 (農地法の特例(農地転用)の手続を受けようとする場合を除く。)	土地の登記事項証明書(全部事項証明書)権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書
地域脱炭素化促進施設においてバイオマスを利用する場合は、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類	事業者とバイオマスの調達先との協定書等
一般送配電事業者及び特定送配電事業者が維持、運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し	一般送配電事業者、特定送配電事業者ごと、また契約する電圧の違いによって同意を得ていることを証明する書類が異なることに留意(※)。
地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他当該事業の実施体制を示す書類	平常時に加え、緊急時の連絡体制についても明示。
地域脱炭素化促進事業に係る関係法令(条例を含む。)に係る手続の実施状況を示す書類	—
地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書	—
地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 別表に掲げる行為を記載する場合には、当該行為の区分に応じ求められる書類	地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する省令別記様式第2参照

※「なっとく！再生可能エネルギー」接続の同意を証する書類について

<[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/legal\\_filename2.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/legal_filename2.html)>

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

### ○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令 別表

行為	書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる行為（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 3 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 1 による書類及び温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 1 条第 2 項各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる行為（温泉法第 11 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 2 による書類及び温泉法施行規則第 6 条第 2 項各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 3 による書類及び森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 4 条各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 4 による書類及び森林法施行規則第 59 条第 1 項各号に掲げる書類（同条第 2 項の規定により添付を省略することができるものを除く。）
法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号に掲げる行為（森林法第 34 条第 2 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 5 による書類及び森林法施行規則第 61 条第 1 項各号に掲げる書類（同条第 2 項の規定により添付を省略することができるものを除く。）
法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 6 による書類及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 30 条第 1 項各号に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号に掲げる行為（農地法第 5 条第 1 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 7 による書類及び農地法施行規則第 57 条の 4 第 2 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為（自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の許可に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 8 による書類並びに自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 10 条第 2 項各号に掲げる図面、同条第 3 項に規定する書類及び同条第 4 項各号に掲げる事項を記載した書類
法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は第 6 号に掲げる行為（自然公園法第 33 条第 1 項の届出に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 9 による書類及び自然公園法施行規則第 10 条第 2 項各号に掲げる図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 10 による書類、河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 11 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号まで及び第 9 号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 26 条第 1 項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあつては、当該工事の

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

行為	書類
	計画の概要を記載した図書
法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 11 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第 2 の 12 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 11 の 5 第 2 項において準用する第 5 条の 5 の 5 第 2 項各号に掲げる書類及び図面
法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号に掲げる行為	別記様式第 2 の 13 による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 12 条の 35 第 2 項各号に掲げる書類及び図面

### 7-4. 地域脱炭素化促進事業計画の認定要件

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者から認定申請があった地域脱炭素化促進事業計画が、以下に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとされています。

#### <地域脱炭素化促進事業計画の認定要件（法第 22 条の 2 第 3 項）>

- 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合するものであること
- 地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準に適合するものであること

#### 7-4-1. 地方公共団体実行計画への適合について

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画が、地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等）に沿った内容であるか確認します。

地域脱炭素化促進事業計画の内容が、地方公共団体実行計画で定められた目標にどのように貢献するか、地域のニーズに合致する形で、「地域の環境の保全のための取組」、「地域

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

の経済及び社会の持続的発展に資する取組」が位置付けられているかといったことについて精査することが必要です。

特に、環境保全の観点からは、計画策定市町村が地方公共団体実行計画において「地域の環境の保全のための取組」として定めた事項を満たすことが重要です。計画策定市町村は、認定に当たっては、地域脱炭素化促進事業計画が「地域の環境の保全のための取組」を満たすものであるかどうかを適切に確認することが必要です。例えば、「地域の環境の保全のための取組」として再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす地域脱炭素化促進事業計画であることを確認することが必要です。

表 7-3 に、地方公共団体実行計画への適合に関する主な確認事項とそのポイントを示します。

表 7-3 地方公共団体実行計画への適合に関する主な確認事項とポイント

主な確認事項	主なポイント
地域脱炭素化促進事業の目標	地方公共団体実行計画に定めた地域脱炭素化促進事業の目標と整合しているかを確認。
地域脱炭素化促進施設の種類、規模、その他の整備の内容	地方公共団体実行計画に定めた促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模と対応しているかを確認。
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容	事業計画に記載されている内容が、地方公共団体実行計画に定めた地域の脱炭素化のための取組に対応しているかを確認。
地域脱炭素化促進施設等を整備する土地の所在	地方公共団体実行計画に定めた促進区域内の中に地下部も含めて整備することとされているかを確認。
地域の環境の保全のための取組	地方公共団体実行計画に定めた地域の環境の保全のための取組と対応しているかを確認。特に、再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認。
地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	地方公共団体実行計画に定めた地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組と対応しているかを確認。

### 7-4-2. 地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施について

地域脱炭素化促進事業計画の認定要件のうち、地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第5条各号に規定されています。

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

表 7-4 地域脱炭素化促進事業の円滑かつ確実な実施に関する基準と  
主な確認事項のポイント（例）

基準	主な確認事項のポイント（例）
①申請者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること。 （農地法の特例（農地転用）の手続を受けようとする場合は添付不要）	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載される権利者と申請者が一致しているかを確認。 権利者と申請者が異なる場合は、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、地上権設定契約書の写し等の書類に加え、契約当事者双方の印鑑証明書が添付されているかを確認。
②再エネ発電施設をいわゆる電力系統に連系する場合（一般送配電事業者などの電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合は、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。	接続に関する電気事業者の同意を証する書類が添付されているかを確認。
③地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。	関係法令に係る手続の実施状況を示す書類が添付されているか、各手続が適切に進んでいるかを確認。 関係法令を遵守する旨の誓約書※が添付されているかを確認。

### 7-4-3. その他の地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合について

地域脱炭素化促進事業計画の認定要件のうち、その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準（地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第6条）については、表 7-5 に示すとおりです。事業規律の確保の観点から、これらの内容について確認する必要があります。

表 7-5 その他地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める基準への適合と  
主な確認事項のポイント（例）

基準	主な確認事項のポイント（例）
①地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（事業者や関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施すること。	地域脱炭素化促進施設等の保守点検、維持管理のための柵又は塀の設置場所を図面で確認するほか、人員体制を書類で確認。
②地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業を行うおうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。	標識の設置場所を図面で確認。

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

基準	主な確認事項のポイント（例）
(太陽光発電施設であって、出力 20kW 未満のもの又は屋根に設置されるものを除く。)	
③地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。	地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用の算定方法は適切か、撤去及び処分費用の確保の方法は適切か、収益予測や融資返済計画と照らし合せ確認。 土地等の権利者との間で取り交わされた原状回復に係る契約書等の写しが添付されているかを確認。
④地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。	地域脱炭素化促進施設の種類、規模等に応じて、計画策定市町村が定めた地域の環境の保全のための措置を講じるものであるか等を確認。
⑤地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。	関係法令に係る手続の実施状況を示す書類が添付されているか、各手続が適切に進んでいるかを確認。 関係法令を遵守する旨の誓約書が添付されているかを確認。
⑥認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。	書類間に不整合な点がないかを確認。 誓約書に虚偽申請がない旨の誓約が記載されているかを確認。

### 7-5. 関係行政機関との協議

地域脱炭素化促進事業を行おうとする事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画に記載された行為が、ワンストップ化の特例を利用できる行為（法第 22 条の 2 第 4 項各号に規定された行為）に該当する場合は、計画策定市町村はあらかじめ当該行為に関する法令を所管している許可権者等に対して、その同意を得る必要があります。

ワンストップ化の特例に係る協議は専門的な内容が含まれるため、ワンストップ化の特例を利用できる行為が特定され次第できるだけ速やかに、許可権者等に対する事前相談を行うことが望ましいです。

ワンストップ化の特例に係る法令については、9 章を御参照ください。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

##### 第二十二條の二 1～3（略）

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければ

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

ばならない。

### ○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請）

第三条 法第二十二条の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）

六 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第四条第七号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

七 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

八 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

九 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類

十 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

十一 前各号に掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画に別表の上欄に掲げる行為を記載する場合にあっては、当該行為の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類

(地域脱炭素化促進事業計画の記載事項)

第四条 法第二十二條の二第二項第九号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間
- 二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)

第五条 法第二十二條の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること。
- 二 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)

第六条 法第二十二條の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。
- 二 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電気に変換する再生可能エネルギー発電施設であって、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計



## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

画が適切であること。

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。

六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

### 7-6. 地域脱炭素化促進事業計画の認定後の通知・公表

#### 7-6-1. 地域脱炭素化促進事業計画の申請に対する認定通知書の発出

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者に対して通知します（参考様式第1参照）。認定をしない場合においても、その理由を明記した上で、書面等により通知することが望ましいです（参考様式第2参照）。

また、計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかにその旨を通知します（法第22条の2第17項）（参考様式第5参照）。

#### 7-6-2. 認定地域脱炭素化促進事業計画の公表

当該認定に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された事項のうち、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項について、公表するものとされています（法第22条の2第17項）。

なお、公表方法は、インターネットの利用その他適切な方法によることとされていますので、適当な手法を選択してください（地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第7条第2項）。

#### ○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表）

第七条 法第二十二條の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

### 素化促進施設の整備の内容

- 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
  - 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
  - 七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
    - イ 地域の環境の保全のための取組
    - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 2 計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

### 7-7. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例

地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者（民間事業者を含む。）と共同して地域脱炭素化促進事業計画を作成又は変更しようとするときは、通常の特例認定を行うことなく、当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、認定がなされたものとみなされ、ワンストップ化の特例等が受けられます（法第 22 条の 4）。

ただし、その場合においても、申請を受けた計画策定市町村からワンストップ化の特例対象である各法令の許可権者等（法第 22 条の 2 第 4 項各号に定める者）への協議等は必要になります。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

##### （地域脱炭素化促進事業計画の認定の特例）

第二十二條の四 地方公共団体が、単独で又は当該地方公共団体以外の者と共同して、地域脱炭素化促進事業計画を作成し、又は変更しようとするときは、第二十二條の二第一項又は前條第一項の規定にかかわらず、当該地域脱炭素化促進事業計画について当該地方公共団体が計画策定市町村の長と協議し、その協議が成立することをもって、第二十二條の二第三項又は前條第一項の認定があったものとみなす。

2（略）

### 7-8. その他認定における留意事項

#### 7-8-1. 地熱発電における探査に係る調査のための掘削設備に係る認定について

地熱資源の開発には地下資源特有の難しさ（特に地下深部の情報の取得）があるため、そのポテンシャルについては実際に掘削を含む資源調査をしなければ把握できません。よつ

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

て、地熱発電に関しては施設整備のみならず掘削調査も認定申請やワンストップ化特例の対象となります（地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第2条第1号）。

しかし、資源調査段階では最終的に設置される地域脱炭素化促進施設の規模等が決定できないため、事業者は施設整備等に関する地域脱炭素化促進事業計画の認定申請はできません。まず掘削調査段階で認定申請を受けた後、掘削調査の結果を踏まえて施設の規模等を決定し、改めて施設整備等に関する認定申請を受ける必要があります。

### 7-8-2. 環境影響評価法における対象事業に係る認定について

都道府県基準が定められている区域において、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる地域脱炭素化促進施設の整備については、環境影響評価法の特例（配慮書手続の省略）が適用されます（法第22条の11）。この場合この場合、早期の事業計画立案段階で地域脱炭素化促進事業計画の認定申請が行われるため、ワンストップ化の特例は適用できないことに留意が必要です。

詳細は、9-7-2. 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について及び9-7-3. 環境影響評価法特例に係る留意点について を参照ください。

### 7-8-3. 複数の市町村の区域に跨る地域脱炭素化促進事業計画の認定について

事業者が行う再エネ設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があります。その場合、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けるためには、事業の実施領域が含まれる全ての計画策定市町村から認定を受ける必要があります。

特に地熱発電については、傾斜掘削により、再エネ設備の建設等が行われる市町村だけでなく隣の市町村の地下にまで及ぶことがあるため、地下の事業実施領域も含めて認定を取得する必要があります。

#### 【参考】地域経済牽引事業計画の承認申請を予定している場合

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請を行う予定がある場合、地域経済牽引事業計画の承認申請書に認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画を添付することで、承認申請書の記載事項のうち、重複する事項については記載を省略できます。

地域経済牽引事業計画の承認が得られれば、各種優遇措置を受けることができますので、「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン」（経済産業省）等を御確認の上、本制度の活用についても検討してください。

### 7-9. 計画策定市町村による認定後の報告徴収

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定後に同事業計画の履行状況をモニタリングし、地域脱炭素化促進事業が地方公共団体実行計画の記載内容に従い、事業計画に記載された内容が円滑かつ適確に実施されていることを確認することが重要です。

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対して、地域脱炭素化促進施設の整備、地域脱炭素化促進施設と一体的に実施される地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組又は地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況について報告を求めると定められています（法第 22 条の 14）。

計画策定市町村が継続的に取組状況のモニタリングを実施できるよう、認定申請時の協議会等において、あらかじめ報告事項や時期等を定めておくことが考えられます。例えば、工事中においては工事規模等に応じて毎月～数か月に 1 回、運転開始後は 1 年に 1 回程度の報告とし、適宜、協議会委員による現地視察を伴いながらモニタリングすることが考えられます。

また、計画策定市町村は、事業のモニタリングを通じて得た情報で、事業が地方公共団体実行計画で定められた目標にどのように貢献しているのかについて事後的に評価をすることも重要です。その際、地域脱炭素化促進事業によって、地域の脱炭素化や環境保全、経済及び社会の持続的発展に係る様々な取組が考えられることから、総合的に評価することが重要です。

### 7-10. 計画策定市町村による指導及び助言

認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進施設の整備、地域脱炭素化促進施設と一体的に実施される地域の脱炭素化のための取組、地域の環境の保全のための取組又は地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を十分に実施していないと認められる場合には、計画策定市町村はその理由を聴取し、同事業計画に基づいて取組を実施するように指導を行うものとします。

また、必要に応じて、計画策定市町村は、協議会の構成員となっている有識者等の知見等も活用しつつ、事業の適確な実施に必要な助言を行います。

計画策定市町村からの指導及び助言の実施が想定される場合として、①事業計画が円滑かつ確実に実行されると見込まれなくなった場合、又は②地方公共団体実行計画や関係法令に適合しなくなった場合が考えられます。認定地域脱炭素化促進事業者がこれらの指導及び助言に従わず、法第 22 条第 3 項第 1 号又は 2 号に示す認定の取消しの要件に該当すると認められる場合は、認定の取消しについて検討が必要です。

## 7.地域脱炭素化促進事業計画の認定

### 【コラム】 地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に基づく手続の実施状況について

地域脱炭素化促進事業計画は、地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであることが認定基準の一つとされています（認定省令第5条第3号）。そのため、事業者は、地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に際して、関係法令に係る手続の実施状況を示す書類や関係法令を遵守する旨の誓約書を添付する必要があります。参考様式第11及び参考様式第12を参考に作成してください。

関係法令に係る手続の実施状況を示す書類には、地域脱炭素化促進施設の整備及び地域の脱炭素化のための取組に係る整備に関する手続を記載してください。なお、ワンストップ化の特例の対象となる許可等手続についても記載し、特に、当該手続を事業者自ら実施している場合には、事業者は当該手続の実施状況についても記載例を参考に作成し、市町村はその状況を確認した上で認定手続を実施してください。

## 8. 地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

本章では、市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定の変更や取消し等について解説します。

## 8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

### 8-1. 地域脱炭素化促進事業計画の変更

認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、協議会が組織されている場合は協議会における協議を経て、計画策定市町村の認定を受ける必要があります（法第 22 条の 3 第 1 項）。また、変更後の事業計画が認定基準に適合する場合は、計画策定市町村は事業計画を認定する必要があります。

事業計画の変更・認定手続フローを図 8-1 に示します。

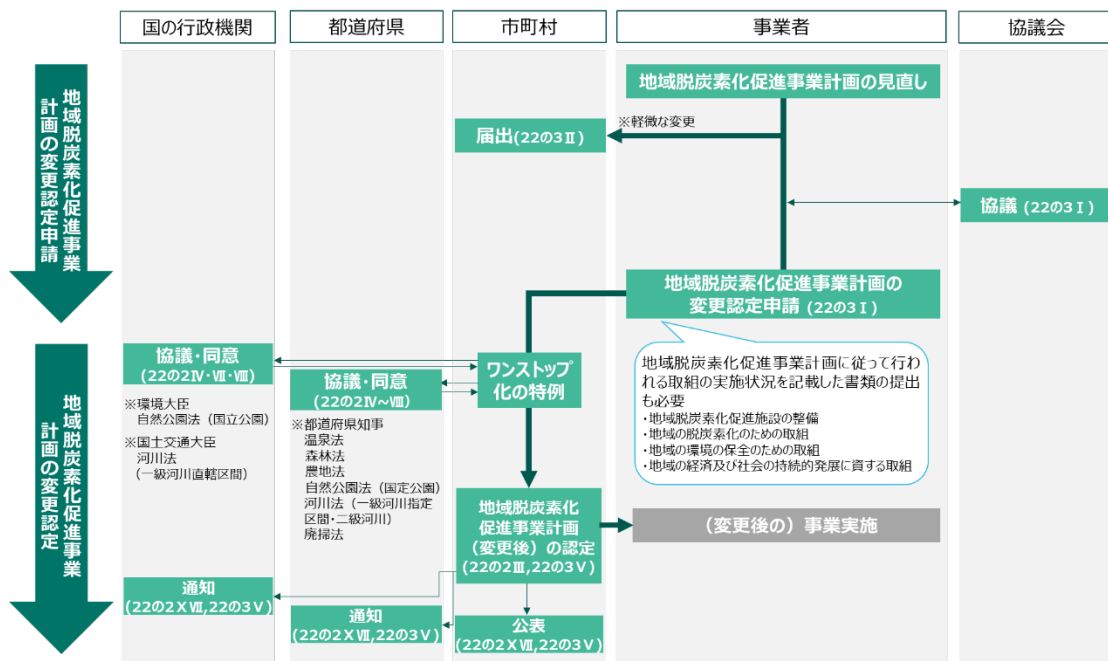


図 8-1 事業計画の変更・認定手続フロー

#### 8-1-1. 地方公共団体実行計画協議会における協議

地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けた後に、認定地域脱炭素化促進事業者において計画変更をしようとする際、計画策定市町村に協議会が組織されている場合は変更後の事業計画を協議会にて協議する必要があります（法第 22 条の 3 第 1 項）。これは、計画策定市町村からの指導及び助言に基づき地域脱炭素化促進事業計画の変更を行う場合においても同様です。

#### 8-1-2. 地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請

認定地域脱炭素化促進事業者が地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請を行う場合は、地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する省令第 8 条に基づき、表 8-1 に示す書類

## 8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

の提出が必要となります。

表 8-1 地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書及び添付書類  
(地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第 8 条)

書類	備考
地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（別記様式第 3）	変更事項の内容を変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更理由、添付を省略する書類を記載。
添付書類（地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類）	地域脱炭素化促進施設の整備、同施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組、同施設の整備と併せて実施する地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の実施状況を記載。
認定申請時添付書類（表 7-2 参照）から内容に変更があったもの	認定申請時に計画策定市町村に提出されている書類の内容に変更がなければ、申請書にその旨を記載し、当該書類の添付を省略可。

### ○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）

第八条 法第二十二條の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ 地域脱炭素化促進施設の整備

ロ イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組

(1) 地域の環境の保全のための取組

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

二 第三条第二項各号に掲げる書類

### 8-1-3. 関係行政機関との協議

認定地域脱炭素化促進事業計画について計画変更の申請があった場合、当該変更計画に記載された行為が、ワンストップ化の特例を利用できる行為（法第 22 条の 2 第 4 項各号に規定された行為）に該当する場合は、計画策定市町村は関係法令の許可権者等に対して協議を行い、その同意を得る必要があります。当初の事業計画は各法令の許可基準に適合したとしても、その後の計画変更により施設の規模や立地、関連行為の内容等が変更すれば許可基



## 8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

準に適合しなくなる可能性があり、許可権者等が変更後の内容について確認する必要があります。

### 8-1-4. 軽微な変更

認定地域脱炭素化促進事業計画に係る変更のうち、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める軽微な変更については、協議会における協議や地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定の申請は不要です（法第 22 条の 3 第 1 項）。この場合、認定地域脱炭素化促進事業者は、遅滞なく、その旨を計画策定市町村に届け出なければなりません（法第 22 条の 3 第 2 項）。

#### ○地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更）

第九条 法第二十二條の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
- 二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- 四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- 五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- 六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
- 七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更
  - イ 地域の環境の保全のための取組
  - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

## 8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

### 8-1-5. 変更認定後の通知・公表

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の変更を認定したときは、認定地域脱炭素化促進事業者に対して通知します（参考様式第1参照）。また、認定をしない場合においても、その理由を明記した上で、書面等により通知することが望ましいです（参考様式第2参照）。

また、計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画の変更を認定したときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、速やかに、その旨を通知します（法第22条の2第17項）（参考様式第5参照）。

変更認定後の地域脱炭素化促進事業計画についても、地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令で定める事項について、公表する必要があります（法第22条の2第17項）。

## 8-2. 地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し

### 8-2-1. 認定取消しの要件

以下の項目のいずれかに該当すると認める場合、計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます（法第22条の3第3項）。

<地域脱炭素化促進事業計画の認定取消しの要件>

- ① 認定地域脱炭素化促進事業者が、地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。
- ② 地域脱炭素化促進事業計画の内容が地方公共団体実行計画に適合しないものとなったとき。
- ③ 地域脱炭素化促進事業計画に記載された内容が、円滑かつ確実に実施される見込みがなくなったとき。
- ④ その他の認定基準に適合しないものとなったとき。

地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域の環境の保全のための取組や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組が十分に実施していないと認められる場合や、事業計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合をはじめ、事業計画の確実な実施が見込まれないなどの場合により認定の根拠が失われたと認められる場合には、計画策定市町村は地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消すことができます。

表 8-2 事業計画認定の取消しに関わる確認事項と判断のポイント（例）

確認事項	判断のポイント（例）
施設整備の場所	促進区域内又は事業計画に記載の場所で事業が行われていないと確認できた場合

## 8.地域脱炭素化促進事業計画の変更・認定取消し

確認事項	判断のポイント（例）
事業資金の金額及びその調達先	当初想定されていた資金調達手法の目途が立たず、円滑な事業の実施が困難と判断された場合
地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	地域脱炭素化促進事業計画に記載された取組内容を十分実施していない場合
各施設に係る関係法令の遵守に関する事項	事業者の故意又は重大な過失によって関係法令の違反が認められた場合

### 8-2-2. 認定取消し時の措置

計画策定市町村は、認定地域脱炭素化促進事業者に対し、地域脱炭素化促進事業計画の認定を取り消す不利益処分をしようとする場合には、行政手続法に基づき、原則として、当該事業者の意見陳述の機会として聴聞手続を執らなければなりません。

### 8-2-3. 認定取消し後の通知・公表

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消しを行ったとき、その旨を関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に通知し、認定取消しを公表する必要があります（法第22条の3第4項）。

なお、認定を取消した事業計画は、協議会等において、地域住民その他の利害関係者との合意形成や情報共有を行った上で認定していることから、計画策定市町村は、地域住民その他の利害関係者及び協議会に参加した構成員に対しても、認定取消しの理由と併せてその旨を通知することが考えられます。

## 9. 認定事業に対する特例

本章では、地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることにより利用可能となる特例（温泉法、森林法、農地法、自然公園法、河川法、廃掃法、環境影響評価法）について解説します。

## 9-1. 温泉法に関する特例

### 9-1-1. 温泉法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が温泉法第3条第1項、第11条第1項の許可が必要な行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります（法第22条の2第4項第1号）。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、温泉法第4条第1項の規定により温泉法第3条第1項、第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すると認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします（法第22条の2第5項第1号）。

なお、都道府県知事は、当該計画認定に同意をしようとするときは、自然環境保全法第51条第1項に基づく審議会等の意見を聴いた上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第22条の2第11項第1号）。

また、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が隣接都府県における温泉の湧出量等に影響を及ぼすおそれがある場合には、都道府県知事は環境大臣への協議を行った上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第22条の2第9項第1号）。

- 対象手続：土地の掘削の許可（温泉法第3条第1項）、ゆう出路の増掘又はゆう出量増加のための動力の装置の許可（温泉法第11条第1項）
- ・ 許可権者：都道府県知事
- ・ 許可基準：次のいずれかに該当する場合を除き許可をしなければならない（温泉法第4条）。
  1. 掘削等が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
  2. 掘削等のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削等の方法が掘削等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
  3. そのほか、掘削等が公益を害するおそれがあると認めるとき。
  4. 申請者が一定期間内に温泉法に基づく罰金や許可取消しの経験があるとき。
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

## 9.認定事業に対する特例

表 9-1 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(温泉法第 3 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（別記様式第 2 の 1） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、温泉掘削地の所在、地番及び地目、温泉掘削地付近の状況、湧出路の口径、湧出路の深さ、工事の施行方法、主要な設備の構造、主要な設備の能力、予定日（着手、完了）</li> </ul>
(1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
(2) 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
(3) 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面
(4) 温泉法施行規則第 1 条の 2 第 10 号に規定する掘削時災害防止規程
(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
(6) 申請者が温泉法第 3 条第 2 項に規定する権利を有することを証する書類
(7) 申請者が温泉法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面

表 9-2 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(温泉法第 11 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（別記様式第 2 の 2） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、増掘又は動力装置の場所、増掘又は動力装置の場所の付近の状況、温泉の現状（湧出量、温度、成分、湧出路の口径、湧出路の深さ）、増掘する場合（増掘後の口径、増掘後の深さ、工事の施行方法、主要な設備の構造、主要な設備の能力）、動力を装置する場合（動力装置の種類、動力装置の出力、動力装置の詳細、予定日（着手、完了）</li> </ul>
(1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
(2) 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
(3) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを証する書面
(4) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 11 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は同法第 11 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するかどうか

## 9.認定事業に対する特例

提出書類
を審査するために必要となる書類
(6) 申請者が温泉法第 11 条第 2 項又は第 3 項において準用する同法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面

### 9-1-2. モニタリングの重要性

地熱発電事業を持続可能かつ周辺の既存温泉等に影響を与えないように適切に実施するためには、自身の蒸気井、還元井や周辺の源泉についてモニタリングを行い、噴出量（ゆう出量）や成分、温度等の推移を把握することにより、適切な資源管理を行うことが重要です。

モニタリングの実施箇所、頻度、項目及び測定方法等は、当該地熱開発の出力数や開発地域周辺の温泉利用状況に左右されますが、発電に利用する源泉以外に複数の源泉をモニタリングすることが望ましいです。「事業計画策定ガイドライン（地熱発電）」においては、地熱発電に関する FIT/FIP 認定申請（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 9 条第 1 項に基づく認定の申請をいう。）に必要となるモニタリング要件を記載しており、その他の法令等においてもモニタリングに関する規定があり、参考となる可能性があります。

また、温泉法に関連して、地方自治法に基づく技術的助言として環境省が策定している「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」においては、地熱資源量の把握や周辺源泉への影響評価の観点から、温泉のモニタリングの重要性に関する記述があります。さらに 2021 年 9 月の一部改訂では、大規模な地熱開発について、科学的根拠に基づいた地熱貯留層単位での地熱資源の持続可能な利用に関する計画策定やその継続的・弾力的な修正の重要性が述べられているほか、発電所運転開始以降も生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の徴候を対象とするモニタリングを実施して「順応的管理」につなげていくべきであると記載されています。

### 9-1-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 1～3（略）

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業

## 9.認定事業に対する特例

計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事（以下略）

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一 前項第一号に掲げる行為 温泉法第四条第一項（同法第十一条第二項又は第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同法第三条第一項又は第十一条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。（以下略）

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為（隣接都府県における温泉（温泉法第二条第一項に規定する温泉をいう。）の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。） 環境大臣（以下略）

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かななければならない。

一 第四項第一号に掲げる行為 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下略）

（温泉法の特例）

第二十二條の五 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

### ○温泉法（平成19年11月30日法律第121号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。



## 9.認定事業に対する特例

### (許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

- 一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。
- 二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 五 申請者が第九条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

### (増掘又は動力の装置の許可等)

第十一条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

- 2 第四条、第五条、第九条及び前条の規定は前項の増掘の許可について、第六条から第八条までの規定は同項の増掘の許可を受けた者について、第九条の二の規定は温泉のゆう出路の増掘について準用する。この場合において、第四条第一項第一号から第三号まで、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第七条の二第一項、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘」と、第九条の二中「掘削を」とあるのは「増掘を」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘した者」と読み替えるものとする。
- 3 第四条（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五条、第九条及び前条の規定は第一項の動力の装置の許可について、第六条、第七条並びに第八条第一項及び第二項の規定は第一項の動力の装置の許可を受けた者について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第三号、第五条第二項、第六条、第七条第一項、第八条第一項並びに第九条第一項第一号中「掘削」とあるのは「動力の装置」と、同号中「から第三号まで」とあるのは「又は第三号」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出量を増加させるために動力を

## 9.認定事業に対する特例

装置した者」と読み替えるものとする。

## 9-2. 森林法に関する特例

### 9-2-1. 森林法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が森林法第10条の2第1項又は第34条第1項若しくは第2項の許可を受けなければならない行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を得る必要があります（法第22条の2第4項第2号及び第3号）。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、下記に該当するものであると認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします（法第22条の2第5項第2号及び第3号）。

- ・ 森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為であって同法第10条の2第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき
- ・ 同法第34条第1項の許可を受けなければならない行為であって第34条第3項又は第4項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき
- ・ 同法第34条第2項の許可を受けなければならない行為であって同条第5項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当するとき

なお、都道府県知事は、当該計画認定に同意をしようとするときは、都道府県森林審議会の意見を聴いた上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第22条の2第11項第2号）。

- 対象手続①：地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）における開発行為の許可（森林法第10条の2第1項）
  - ・ 許可権者：都道府県知事
  - ・ 許可基準：開発行為が次のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
    1. 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
    2. 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
    3. 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
    4. 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為に

## 9.認定事業に対する特例

- より当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

表 9-3 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書（別記様式第 2 の 3） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、開発行為に係る森林の所在場所、開発行為に係る森林の土地の面積、開発行為の着手予定年月日、開発行為の完了予定年月日</li> </ul>
(1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
(2) 当該行為に関する計画書
(3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
(4) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
(5) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第 22 条の 2 第 4 項各号（第 2 号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
(6) 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
(7) その他必要と認める書類

- 対象手続②：保安林における立木の伐採の許可（森林法第 34 条第 1 項）
  - ・ 許可権者：都道府県知事
  - ・ 許可基準（次のいずれか）
    1. 申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が 2 以上あるときは、これらの申請のすべて)につき第 34 条第 1 項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

## 9.認定事業に対する特例

2. 申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が2以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をするとすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について第34条第1項の許可をするとすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

表 9-4 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(森林法第34条第1項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書（別記様式第2の4） 特例の適用を受けようとする者の氏名又は名称、保安林の指定の目的、森林の所在場所（市郡、町村、大字、字、地番）、森林所有者（住所、氏名又は名称）、伐採の方法、伐採する立木の樹種及び年齢、伐採面積及び伐採立木材積、伐採の期間、森林経営計画の有無</li> </ul>
(1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図（添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。）
(2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
(3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の2第4項各号（第3号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
(4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
(5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
(6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）

## 9.認定事業に対する特例

提出書類
(7) その他必要と認める書類

- 対象手続③：保安林における立竹の伐採、立木の損傷、家畜の放牧、下草、落葉若しくは落枝の採取又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の許可（森林法第 34 条第 2 項）
  - ・ 許可権者：都道府県知事
  - ・ 許可基準：申請に係る上記の行為が保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、許可しなければならない。
  - ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為について許可があったものとみなす。

表 9-5 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(森林法第 34 条第 2 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書（別記様式第 2 の 5） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名又は名称、森林（土地）の所在場所（市郡、町村、大字、字、地番）、保安林の指定の目的、行為の方法、期間（始期、終期）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明示した図面（添付する図面の様式は、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）第 48 条第 1 項の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、保安林の境界線及び当該行為に係る区域を明らかにした場合には、省略できる。）</li> </ul>

### 9-2-2. 促進区域における民有林・保安林の取扱い

一部改正された森林法施行令の施行（令和 5 年 4 月 1 日）により、地域森林計画の対象となっている民有林において、太陽光発電設備の設置を目的とする行為は 0.5 ヘクタール、道路の新設については 1 ヘクタールかつ幅員 3 m、その他 1 ヘクタールを超える開発行為を行う場合には、都道府県知事の許可が必要です（開発行為の許可；森林法第 10 条の 2 第 1 項、開発行為の規模；森林法施行令第 2 条の 3）。

保安林においても開発行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要です（保安林の伐採許可；森林法第 34 条第 1 項、保安林内作業許可；同法第 34 条第 2 項）。また、保安林の指定解除に係る手続が必要となる場合もあります※。

地域脱炭素化促進事業については、林地開発許可や保安林内作業許可手続のワンストップ化の特例が措置されているほか、保安林の指定解除の手続における公的土地利用計画との関係性の説明が簡素化できます。

## 9.認定事業に対する特例

※林地開発許可、保安林の指定解除及び保安林内作業許可の基準については、以下を御参照ください。

林野庁「林地開発許可制度の概要」

<[https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con\\_4.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html)>

林野庁「保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編、地熱編）」

<[https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h\\_portal.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/h_portal.html)>

### 9-2-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 1～3（略）

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一（略）

二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林（保安林（同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。）並びに同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林（森林法第二条第一項に規定する森林をいう。）を除く。第二十二條の六第一項において「対象民有林」という。）において行う行為であって、森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事

三 保安林において行う行為であって、森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事（以下略）

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

一（略）

二 前項第二号に掲げる行為 森林法第十条の二第二項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合に該当すること。

## 9.認定事業に対する特例

三 前項第三号に掲げる行為 森林法第三十四条第三項若しくは第四項の規定により同条第一項の許可をしなければならない場合又は同条第五項の規定により同条第二項の許可をしなければならない場合に該当すること。(以下略)

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があった場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第四項第二号に掲げる行為 都道府県森林審議会 (以下略)

(森林法の特例)

第二十二條の六 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って対象民有林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って保安林において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

### ○森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) (抄)

(地域森林計画)

第五條 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林 (その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。) につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林 (第二十五條又は第二十五條の二の規定により指定された保安林並びに第四十一條の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三條の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。) において開発行為 (土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。) をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合



## 9.認定事業に対する特例

- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれ少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- (保安林における制限)
- 第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
  - 二 次条第一項に規定する択伐による立木の伐採をする場合
  - 三 第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合
  - 四 第三十九条の四第一項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従つて立木の伐採をする場合
  - 五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
  - 六 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合
  - 七 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
  - 八 除伐する場合

## 9.認定事業に対する特例

### 九 その他農林水産省令で定める場合

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合

二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合

三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合

四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合

六 その他農林水産省令で定める場合

3 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすとしてもこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、これを許可しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る伐採の方法が当該保安林に係る指定施業要件に適合するものであり、かつ、その申請(当該保安林に係る指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の立木について当該申請が二以上あるときは、これらの申請のすべて)につき同項の許可をすすればこれにより当該指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団に係る立木の伐採が当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えることとなるが、その一部について同項の許可をすすれば当該伐採の限度を超えることとならないと認められるときは、政令で定める基準に従い、当該伐採の限度まで、その申請に係る伐採の面積又は数量を縮減して、これを許可しなければならない。

5 都道府県知事は、第二項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合を除き、これを許可しなければならない。

6 第一項又は第二項の許可には、条件を付することができる。

7 前項の条件は、当該保安林の指定の目的を達成するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る立木を伐採したときは、農林水産省令で

## 9.認定事業に対する特例

定める手続に従い、その旨を、都道府県知事に届け出るとともに、その者が当該森林に係る森林所有者でないときは、当該森林所有者に通知しなければならない。

9 第一項第七号及び第二項第四号に掲げる場合に該当して当該行為をした者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

10 都道府県知事は、第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の届出があつた場合(同項の規定による届出にあつては、第一項第七号に係るものに限る。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならない。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画(その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められているものである場合は、この限りでない。

### ○森林法施行令(昭和26年政令第276号)(抄)

(開発行為の規模)

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

### 9-3. 農地法に関する特例

#### 9-3-1. 農地法に関する特例の根拠

農地法第4条第1項に規定する指定市町村<sup>3</sup>以外の計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が農地転用の許可を要する行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を得る必要があります（法第22条の2第4項第4号）。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、農地転用の許可をすることができない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします（法第22条の2第6項）。

また、都道府県知事は当該計画認定に同意をしようとする場合には、計画策定市町村の農業委員会の意見を聴く（法第22条の2第11項第3号）とともに、転用しようとする農地の面積が4ヘクタールを超える場合には、農林水産大臣への協議を行った上で、計画策定市町村への回答を行うこととなります（法第22条の2第9項第2号）。

なお、計画策定市町村が指定市町村の場合には、都道府県知事への協議は要しません（法第22条の2第14項）が、地域脱炭素化促進事業計画の認定をしようとする場合は、農業委員会への意見聴取や4ヘクタールを超える農地転用に係る農林水産大臣への協議が必要となります（法第22条の2第15項）。

- 対象手続：農地転用の許可（農地法第4条第1項・第5条第1項）
- ・ 許可権者：都道府県知事又は指定市町村長
- ・ 許可基準：1. 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと
- 2. 農用地を農用地以外のものにするために当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為についての許可があったものとみなす

<sup>3</sup> 農地法第4条第1項に規定する指定市町村：農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村

9.認定事業に対する特例

表 9-6 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(農地法第4条第1項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（別記様式第2の6） 農地を転用する者の氏名及び住所、施設の種類、土地の所在等（土地の所在、地番、耕作者の氏名、筆数、面積（田、畑別）、転用の時期（工事計画、着工年月日から終了年月日まで）、土地造成の所要面積、建築物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、工作物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要</li> </ul>
(1) 農地を転用する者が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書
(2) 土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
(4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があったことを証する書面
(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
(7) その他参考となるべき書類

表 9-7 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(農地法第5条第1項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（別記様式第2の7） 当事者の氏名及び住所（当事者の別、氏名、住所）、施設の種類、土地の所有者の氏名等（土地の所在、地番、土地の所有者の氏名、所有権以外の使用収益権が設定されている場合は権利の種類及び内容、権利者の氏名）、筆数、面積（田、畑、採草放牧地別）、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（権利の種類、権利の設定・移転の別、権利の設定・移転の時期、権利の存続期間）、転用の時期（工事計画、着工年月日から終了年月日まで）、土地造成の所要面積、建築物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、工作物の施設の種類、棟数、建築面積、所要面積、転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要</li> </ul>
(1) 譲受人が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書
(2) 土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明

## 9.認定事業に対する特例

提出書類
書に限る。)
(3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
(4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
(5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面
(6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
(7) その他参考となるべき書類

### 9-3-2. 促進区域における農用地の取扱い

農地法における農地転用の許可に際しては、農地の優良性や周辺の土地利用状況等に応じて農地を区分することとなり、優良農地である農業振興地域内の農用地区域内農地、甲種農地及び第1種農地については原則として農地転用の許可をすることができないこととされています（農地法第4条第6項第1号、農地法第5条第2項第1号）。

また、地球温暖化対策計画においては、「促進区域に農林地を含めようとする場合は、農山漁村再エネ法の基本方針や同法第5条第5項の農林水産省令で定める基準にものごとで行うべきである。」とされていることから、農用地を促進区域に含めようとする場合の取扱いについては、農山漁村再エネ法に基づき作成される設備整備区域の設定の考え方に準ずることとなります。

農山漁村再エネ法においては、農用地区域内農地や甲種農地は設備整備区域に設定することができないこととされており、また、第1種農地についても原則として設定することはできません。

ただし、第1種農地であっても、

- ① 農業上の再生利用が困難な荒廃農地
- ② 農業上の再生利用可能な荒廃農地のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地

に該当する場合については、例外的に設備整備区域に含めることが可能となっています。

また、風力発電設備及び小水力発電設備については、転用面積が限定的であること、風況など立地場所に制約があること等から、沿道など農業上の利用に支障がない位置に配置する等の要件を満たす場合には、荒廃農地以外の第1種農地であっても設備整備区域に含めることができることとしています。

このため、促進区域に農用地を含める場合には、計画策定市町村は上記の取扱いを踏まえ、

## 9.認定事業に対する特例

農業委員会の意見を聴いた上で都道府県（又は指定市町村）の農地転用担当部局との間で十分調整を行う必要があります。

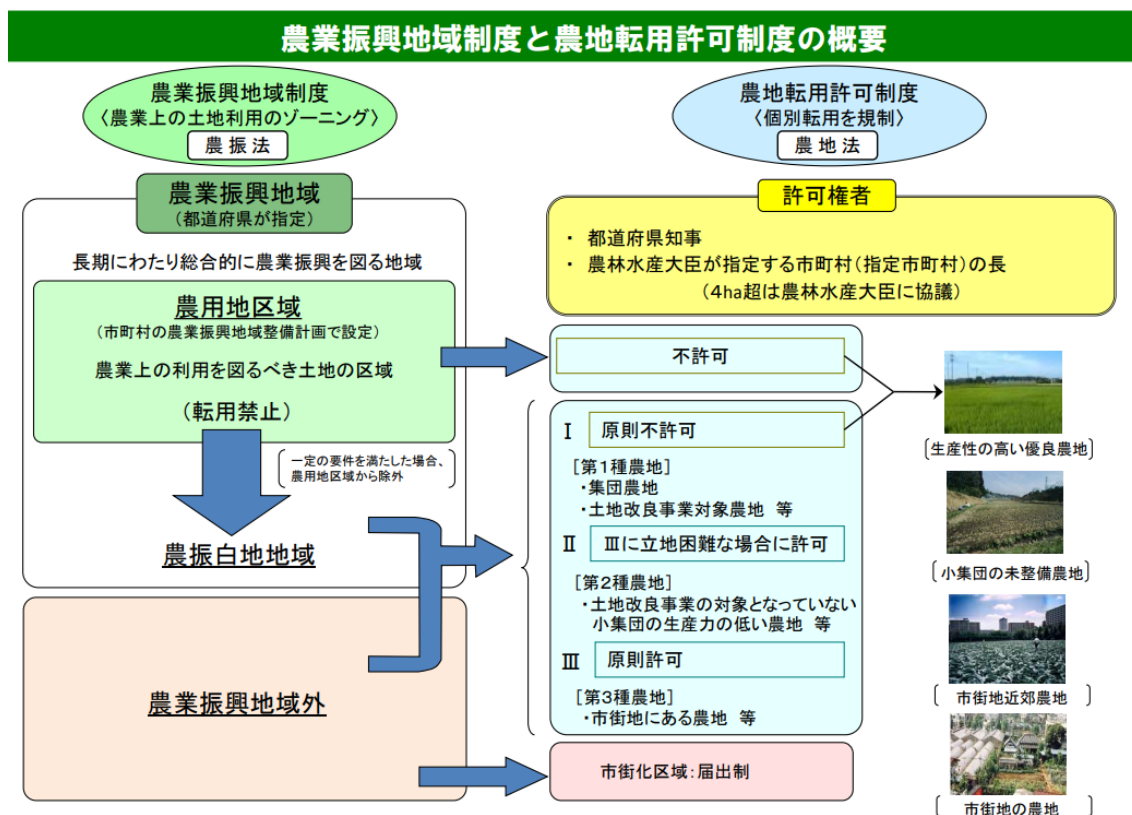


図 9-1 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

出典：農林水産省「農業振興地域制度及び農地転用許可制度」  
<<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiriyo/>>

農山漁村再エネ法における設備整備区域設定等に当たって配慮すべき事項としては、以下の事項が挙げられています。

表 9-8 農林漁業との調整に関する配慮すべき事項（※基本計画の項目2と関係）

項目	具体的な配慮事項
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 未利用地や荒廃土地等から優先的に区域設定</li> <li>● 以下の点への留意 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 当該設備整備区域の範囲の妥当性の確認 (設備規模等と比較)</li> <li>➢ 農林漁業の健全な発展を妨げない</li> <li>➢ 地域の関係者の合意形成を図る</li> <li>➢ 各法律を所管する行政機関との事前調整</li> </ul> </li> </ul>

## 9.認定事業に対する特例

項目		具体的な配慮事項
個別事項	農用地	<p>【基本的取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地法に基づく農地区分に応じて <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設定不可能：農用地区域内農地及び甲種農地</li> <li>➢ 原則設定不可能（一部荒廃農地は可能）：第1種農地</li> </ul> </li> <li>● 農業上の土地利用との十分な調整</li> <li>● 農業上の効率的かつ統合的な利用に支障を及ぼさないこと （例：農用地の集団化、農作業の効率化 等）</li> </ul> <p>【風力発電・小水力発電・附属設備の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 再エネ設備の用に供することが適当</li> <li>● 地域内の他の土地で代替することが困難な場合に可能 等</li> </ul>

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」  
<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-6.pdf>> より作成

### 9-3-3. 第1種農地の不許可の例外について

地球温暖化対策推進法第21条の2第1項の規定により、計画策定市町村の地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めるなど、一定の条件を満たす場合には、地方公共団体実行計画を農山漁村再エネ法第5条第1項の規定に基づき市町村が定める基本計画とみなして、地方公共団体実行計画に基づく再エネ発電設備の整備について農山漁村再エネ法の計画認定制度も適用できるとされています（10-2. 地球温暖化対策推進法と農山漁村再エネ法の関係 参照）。

この点に関し、地球温暖化対策推進法第21条の2第1項の規定により、農地法については農山漁村再エネ法の計画認定制度を活用することはできませんが、基本計画とみなされた地方公共団体実行計画に沿って作成され、農山漁村再エネ法第7条第1項の認定を受けた設備整備計画に従って行われる再エネ発電設備の整備については、農地転用許可基準上、第1種農地であっても例外的に農地転用の許可が可能（農地法施行規則第37条第14号）であるため、地域脱炭素化促進事業計画に係る都道府県知事の同意を受けることが可能となります。

このため、促進区域に第1種農地を含む場合にあっては、計画策定市町村における農山漁村再エネ法の設備整備計画及び地域脱炭素化促進事業計画の認定があった場合に、農地転用の許可があったものとみなされることとなりますが、促進区域に第1種農地を含む場合の地域脱炭素化促進事業計画に係る都道府県知事の同意を受けようとする場合には、促進区域の設定を行う際に、あらかじめ計画策定市町村は農業委員会の意見を聴取した上で、都道府県（又は指定市町村）の農地転用担当部局において十分な土地利用調整が行われていることが必要です。



9-3-4. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例）

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。

3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

## 9.認定事業に対する特例

(地域脱炭素化促進事業計画の認定)

第二十二條の二 1～3 (略)

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一～三 (略)

四 農地(耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この号において同じ。))の目的に供される土地をいう。以下同じ。)を農地以外のものにし、又は農用地(農地又は採草放牧地(農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であつて、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事(以下略)

6 都道府県知事は、第四項第四号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。

一 農地を農地以外のものにする場合にあつては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、農地法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。(以下略)

9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 (略)

二 第四項第四号に掲げる行為(当該行為に係る土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣(以下略)

11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、第四項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かななければならない。

一～二 (略)

三 第四項第四号に掲げる行為 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六

## 9.認定事業に対する特例

年法律第八十八号) 第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。次項及び第十三項において同じ。) (以下略)

14 計画策定市町村が農地法第四条第一項に規定する指定市町村(次項並びに第六十五条第六号及び第七号において「指定市町村」という。)である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第六項各号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第三号まで及び第五号から第九号まで」とする。

15 第九項及び第十一項の規定は、指定市町村である計画策定市町村が地域脱炭素化促進事業計画(第四項第四号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第三項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第九項中「次の各号」とあるのは「第二号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と、第十一項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

(農地法の特例)

第二十二條の七 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があつたものとみなす。

### ○農地法(昭和27年法律第229号)(抄)

(農地の転用の制限)

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可に係る農地をその許可に係る目的に供する場合

二 国又は都道府県等(都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。)が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合(以下略)

6 第一項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。た

## 9.認定事業に対する特例

だし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。次条第二項において同じ。）に係る事業の用に供するため農地を農地以外のものにしようとするとき、第一号イに掲げる農地を農業振興地域の整備に関する法律第八条第四項に規定する農用地利用計画（以下単に「農用地利用計画」という。）において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地を農地以外のものにしようとする場合

イ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）内にある農地

ロ イに掲げる農地以外の農地で、集団的に存在する農地その他の良好な営農条件を備えている農地として政令で定めるもの（市街化調整区域（都市計画法第七条第一項の市街化調整区域をいう。以下同じ。）内にある政令で定める農地以外の農地にあつては、次に掲げる農地を除く。）

（１） 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で政令で定めるもの

（２） （１）の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ（１）に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにしようとする場合において、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められるとき。

三 申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実と認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 申請に係る農地を農地以外のものにするにより、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにし

## 9.認定事業に対する特例

ようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき。

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、第一号及び第二号に掲げる場合において、土地収用法第二十六条第一項の規定による告示に係る事業の用に供するため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとするとき、第一号イに掲げる農地又は採草放牧地につき農用地利用計画において指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一 次に掲げる農地又は採草放牧地につき第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合

イ 農用地区域内にある農地又は採草放牧地

ロ イに掲げる農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地で、集团的に存在する農地又は採草放牧地その他の良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地として政令で定めるもの（市街化調整区域内にある政令で定める農地又は採草放牧地以外の農地又は採草放牧地にあつては、次に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）

(1) 市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

(2) (1)の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地又は採草放牧地で政令で定めるもの

二 前号イ及びロに掲げる農地（同号ロ(1)に掲げる農地を含む。）以外の農地を農地以外のものにするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合又は同号イ及びロに掲げる採草放牧地（同号ロ(1)に掲げる採草放牧地を含む。）以外の採草放牧地を採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得しようとする場合において、申請に係る農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められるとき。

三 第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと、申請に係る農地を農地以外のものにする行為又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする

## 9.認定事業に対する特例

行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないことその他農林水産省令で定める事由により、申請に係る農地又は採草放牧地の全てを住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の当該申請に係る用途に供することが確実に認められない場合

四 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地又は採草放牧地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

五 申請に係る農地を農地以外のものにする事又は申請に係る採草放牧地を採草放牧地以外のものにする事により、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地又は採草放牧地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合として政令で定める場合

六 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合

七 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき所有権以外の第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められないとき、又は採草放牧地につきこれらの権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的若しくは主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供されることが確実に認められないとき。

八 農地を採草放牧地にするため第三条第一項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当すると認められるとき。

### ○農地法施行令（昭和27年政令第445号）（抄）

（農地の転用の不許可の例外）

第四条 法第四条第六項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 （略）

二 法第四条第六項第一号ロに掲げる農地 農地を農地以外のものにする行為が前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ～ニ （略）

ホ 申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること。

## 9.認定事業に対する特例

へ (略)

2 (略)

(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の不許可の例外)

第十一条 法第五条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次の各号に掲げる農地又は採草放牧地の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由とする。

一 (略)

二 法第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地 法第三条第一項本文に掲げる権利の取得が第四条第一項第二号へ、前号イ又は次のいずれかに該当すること。

イ～ニ (略)

ホ 申請に係る農地又は採草放牧地を第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業の用に供するために行われるものであること。

2 (略)

### ○農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）（抄）

(公益性が高いと認められる事業)

第三十七条 令第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号及び第十二号から第十四号までに該当するものに関する事業にあつては、令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。

一～十三 (略)

十四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第五項第二号に規定する促進区域（農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。）内において同法第二十一条の二第一項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七条第一項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備

## 9-4. 自然公園法に関する特例

### 9-4-1. 自然公園法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が自然公園法第 20 条第 3 項の許可又は第 33 条第 1 項の届出が必要な行為に該当するときは、許可権者等に協議し、同意を取得する必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号及び第 6 号）。

許可権者等は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、自然公園法第 20 条第 3 項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 7 項）。

- 対象手続及び許可権者：対象となる公園内の行為（工作物新築等）及び許可権者等は、表 9-9 に示すとおりです。

表 9-9 自然公園内での許可権者等

行為の種類		許可権者等	
自然公園内の特別地域	工作物の新築、木竹の伐採、土石の採取等（許可）	国立公園	環境大臣
		国定公園	都道府県知事
自然公園内の普通地域	工作物の新築、土石の採取等（届出）	国立公園	環境大臣
		国定公園	都道府県知事

- ・ 許可基準：自然公園法施行規則
- ・ 特例：認定があった場合には、上記の行為についての許可又は届出があったものとみなす。

表 9-10 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(自然公園法第 20 条第 3 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書（別記様式第 2 の 8） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人等にあつては、名称及び代表者氏名）、国立・国定公園名、目的、場所、行為地及びその付近の状況、行為の内容（工作物の新改増築、木竹の伐採、鉱物の掘採又は土石の採取、水位（水量）に増減を及ぼさせる行為、広告物の設置等、土地の形状変更等、その他の関連行為）、施行後の周辺の取扱、予定日（着手年月日、完了年月日）</li> </ul>
(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図



9.認定事業に対する特例

提出書類
(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
(5) (1) から (4) までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
(6) 行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周辺の風致若しくは景觀に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景觀の状況並びに特質</li> <li>② 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用</li> <li>③ 当該行為が風致又は景觀に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置</li> <li>④ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景觀の保護の観点から比較した結果</li> </ol>
(7) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

表 9-11 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(自然公園法第 33 条第 1 項の特例措置を受ける場合)

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書(別記様式第 2 の 9) 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名(法人等にあっては、名称及び代表者氏名)、国立・国定公園名、目的、場所、行為地及びその付近の状況、行為の内容(工作物の新増築、鉱物の掘採又は土石の採取、水位(水量)に増減を及ぼさせる行為、広告物の設置等、土地の形状変更等、その他の関連行為)、施行後の周辺の取扱、予定日(着手年月日、完了年月日)</li> </ul>
(1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)

## 9.認定事業に対する特例

提出書類
(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したもので可）
(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
(5) (1) から (4) までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
(6) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

### 9-4-2. 自然環境保全区域に関する促進区域との関係性

促進区域の設定に当たっては、国立/国定公園のうち、自然公園法の規定（審査基準）において再エネ設備の立地を原則として認めていないエリアは促進区域の設定時に一律に除外し、それ以外の区域であっても立地場所や施設の種類・規模等が自然公園法に基づく指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがないかどうかを考慮することが必要です。

### 9-4-3. 事前審査の運用

協議会に地方環境事務所や都道府県の自然公園担当部署をメンバーに追加することにより、事前審査を行うものとします。

国立/国定公園特別地域における各種行為については、行為や工作物の種類等ごとに許可基準が設けられており、例えば、仮設や分譲地内等以外の建築物の新改増築に係る許可基準は、以下のとおりです。

自然公園法施行規則第 11 条第 6 項		
法第 20 条第 3 項第 1 号、第 21 条第 3 項第 1 号及び第 22 条第 3 項第 1 号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準		
本文	第 1 項 第 2 号	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
	イ	特別保護地区、第 1 種特別地域又は海域公園地区
	ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第 110 条第 1 項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
第 1 項 第 3 号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	

## 9.認定事業に対する特例

	第1項 第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。												
	第1項 第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。												
	第4項 第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。												
	第4項 第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。												
	第4項 第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。												
	第4項 第11号	当該建築物の建築面積が2000㎡以下であること。												
第1号		当該建築物の高さが13m（その高さが既に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。												
第2号		当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。												
		<table border="1"> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満</td> <td>10%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満</td> <td>15%以下</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上</td> <td>20%以下</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第3種特別地域</td> <td>20%以下</td> <td>60%以下</td> </tr> </table>	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下	第3種特別地域	20%以下	60%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下											
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下											
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下											
第3種特別地域	20%以下	60%以下												
ただし書		既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。												
	第1項 第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。												

### 9-4-4. 地熱発電の優良事例との関係性

自然公園内の地熱発電事業については、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」及びその解説通知（令和3年9月環境省）において整理されており、優良事例等の場合、第1種特別地域地下及び第2・3種特別地域地上での開発が認められています。

9.認定事業に対する特例

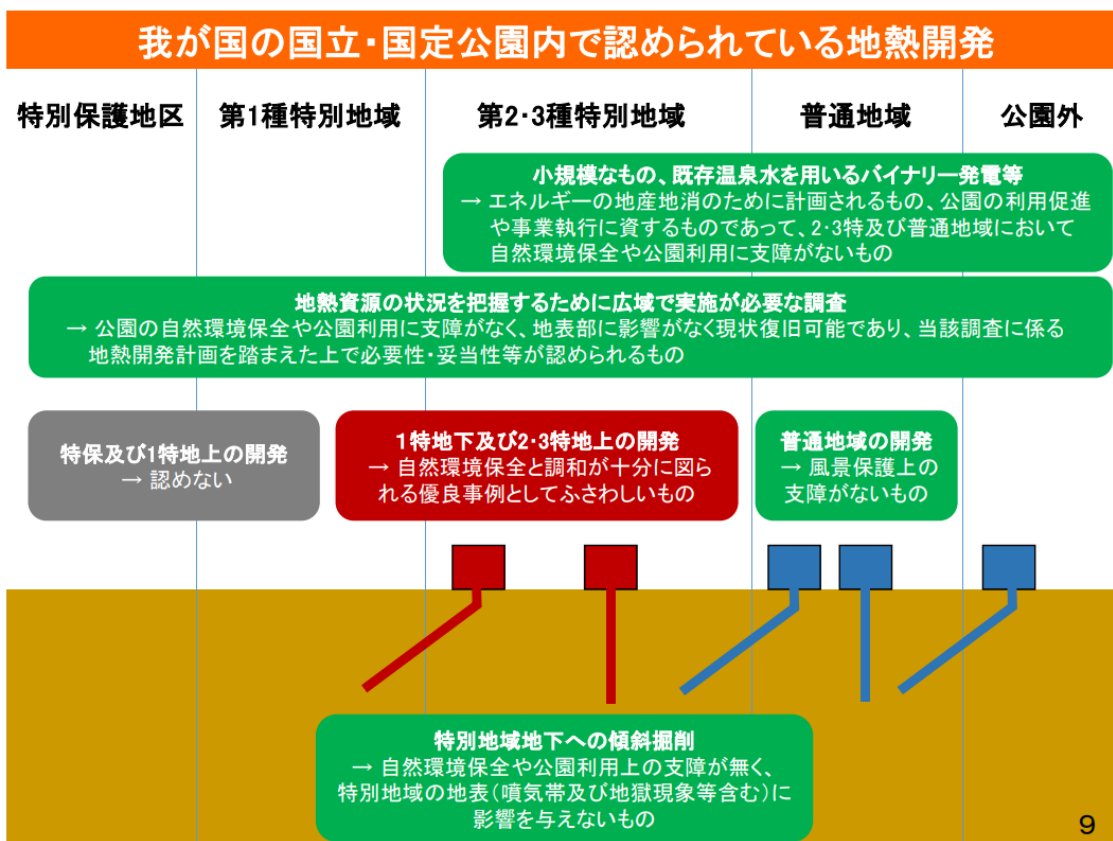


図 9-2 我が国の国立・国定公園内で認められている地熱開発

出典：環境省「地域共生型の地熱利活用に向けた温泉法及び自然公園法の運用等について」（令和3年7月19日）  
 <<https://www.env.go.jp/nature/onsen/council/kyoseichinetsurikatsuyo/01kyoseirikatsuyo/shiryo02.pdf>>

優良事例とは、自然環境の保全と地熱開発の調和を十分に図るため、表 9-12 のような特段の取組が行われ、その成果が着実に獲得されていく事例を指します。

表 9-12 優良事例の内容

項目	概要
地域関係者との合意形成 (都道府県・市町村、住民、自然保護団体、温泉事業者等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域協議会など合意形成のための場の構築</li> <li>・公平公正な地域協議会の構成やその適切な運営等</li> </ul>
自然環境、風致景観等への影響を最小限にとどめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境に配慮した立地選定、高さの低減、集約化、配管の適切な取り回し等の技術や手法の投入</li> <li>・造園、植生や野生動物等の専門家の活用</li> </ul>
地域への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の荒廃地の緑化や廃屋撤去、農業者への熱水供給等</li> </ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる自然環境や温泉等についてのモニタリングと、地域に対する情報の開示・共有</li> </ul>

## 9.認定事業に対する特例

○国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（令和3年9月30日環境省自然環境局長通知）

2（2）イ. また、現下の情勢にかんがみ、特に、自然環境の保全と地熱開発の調和が十分に図られ、地域との共生も図られている優良事例の形成について検証を行うこととし、以下に掲げるような特段の取組が行われる事例を選択した上で、その取組の実施状況等についての継続的な確認を行い、真に優良事例としてふさわしいものであると判断される場合は、掘削や工作物の設置の可能性についても個別に検討した上で、その実施について認めることができるものとする。

- ・地域協議会など、地熱開発事業者と、地方公共団体（当該地熱貯留槽の上にある地方一体を含む）、地域住民、自然保護団体、温泉事業者等の関係者との地域における合意形成の場の構築
- ・公平公正な地域協議会の構成や、その適切な運営等を通じた地域合意の形成
- ・自然環境に配慮した立地選定、発電所の建屋の高さの低減、蒸気生産基地の集約化、配管の適切な取り回しなど、当該地域における自然環境の保全及び公園利用への影響を最小限にとどめるための技術や手法の投入、そのための造園、植生や野生動物等の専門家の活用
- ・地熱開発の実施に際しての、地熱関連施設の設置に伴う環境への影響を緩和するための周辺の荒廃地の緑化や廃屋の撤去等の取組、温泉事業者や農業者への熱水供給など、地域への貢献
- ・長期にわたる自然環境や温泉その他についてのモニタリングと、地域に対する情報の開示・共有

※地熱開発における建築物の高さ13mを超えるものについては、前述の優良事例として判断される場合であり、かつ風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められない場合には、自然公園法施行規則第十一条第六項の許可基準のうち「公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる」に該当するものとして取り扱うことができるものとする。

### 9-4-5. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

○地球温暖化対策推進法（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 1～3（略）

## 9.認定事業に対する特例

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一～四（略）

五 国立公園（自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第二号に規定する国立公園をいう。第二十二條の八において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 環境大臣

六 国定公園（自然公園法第二条第三号に規定する国定公園をいう。第二十二條の八において同じ。）の区域内において行う行為であつて、同法第二十条第三項の許可を受けなければならないもの又は同法第三十三条第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事（以下略）

7 環境大臣又は都道府県知事は、第四項第五号又は第六号に掲げる行為（自然公園法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、同条第四項の規定により同条第三項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

（自然公園法の特例）

第二十二條の八 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて国立公園又は国定公園の区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

### ○自然公園法（平成14年4月24日法律第29号）（抄）

#### 第二条

2 国立公園 我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地（海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。）であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。

3 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。

## 9.認定事業に対する特例

(略)

第二十条第三項 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

- 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 木竹を伐採すること。
- 三 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
- 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に污水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 八 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
- 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 十一 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。
- 十二 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- 十三 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
- 十四 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
- 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十六 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそ

## 9.認定事業に対する特例

れがある行為で政令で定めるもの

第三十三条第一項 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

- 一 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 鉞物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
- 六 土地の形状を変更すること。
- 七 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。



## 9-5. 河川法に関する特例

### 9-5-1. 河川法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備に係る行為が河川法第 23 条の 2 の登録を受けなければならない行為に該当するときは、河川管理者に協議し、同意を取得する必要があります（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号）。

河川管理者は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があった場合、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、河川法第 23 条の 4 の規定により同法第 23 条の 2 の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします（法第 22 条の 2 第 8 項）。

- 対象手続：流水の占用の登録（河川法第 23 条の 2）
- ・ 登録者：河川管理者
- ・ 登録基準：次に該当すると認める場合、登録を拒否しなければならない。
  1. 申請者が一定期間内に河川法に基づく罰金や許可取消しの経験があるとき。（申請者が法人又は団体であって、その役員が該当する場合も含む）
  2. 流水の占用について水利使用許可を受けた者の同意を得ていないとき。
  3. そのほか、以下のとおり国土交通省令で定める場合に該当するとき。
- ・ ダム等からの放流水を利用した発電について、ダム設置者等の同意がない場合
- ・ ダム等からの放流水を利用した発電が新たに減水区間を発生させる場合
- ・ 従属発電に関して同法第 24 条又は第 26 条第 1 項の許可が必要な場合に、当該許可を受ける見込みがない場合
- ・ 虚偽の申請、申請に係る重要な情報が欠落している場合
- ・ 特例：認定があった場合には、上記行為についての登録があったものとみなす。

### 9-5-2. 河川法の特例に係る手続について

河川法では、同法第 23 条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する場合及びダム等放流水を利用する場合（図 9-3 参照）には、「流水の占用の登録」（河川法第 23 条の 2）が必要となりますが、地球温暖化対策推進法では、計画策定市町村により地域脱炭素化促進事業計画の認定がされることで、この登録があったものとみなされる河川法の特例が設けられています。

ただし、河川区域内での工作物の新築等、「流水の占用の登録」（同法第 23 条の 2）以外の許可を要する行為が伴う申請の場合、特例以外の当該許可を要する行為については、別途、事業者から河川管理者に対する許可申請が必要となります。

## 9.認定事業に対する特例

また河川法施行規則第 39 条において、当該登録を申請する場合には、関係する許可等の申請は同時に行わなければならないと規定されている趣旨を踏まえ、河川法の特例を活用する際に特例以外の許可が必要な場合は、事業者は地域脱炭素化促進事業計画を市町村に申請するタイミングで、関係する許可を河川管理者に申請する必要があります。

### 登録制の対象となる従属発電

- ① 既に許可を受けた農業用水等を利用して行う発電  
(慣行水利権の流水を利用した従属発電についても、期別の取水量が明確であり、従属関係が確認できる場合は、登録制の対象となる。)
- ② ダム又は堰から次の場合に放流される流水を利用して行う発電  
(魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。)
  - ・ 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき
  - ・ 洪水調節容量を確保するために必要なとき
  - ・ 許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき

図 9-3 登録制の対象となる従属発電（ワンストップ化特例の対象）

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き」  
<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

## 9.認定事業に対する特例

表 9-13 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
(河川法第 23 条の 2 の特例措置を受ける場合)

地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な申請書類(省令第3条第2項第11号)	
項目	具体的内容
別記様式第2の10	水利使用に関する各項目を記載。(河川の名称、発電施設の名称及び位置、従属元水利使用の許可を受けた者等、取水口等の位置、取水量等、水利使用の期間、工期など)
添付図書	
○発電計画の概要	発電の目的及び電力の用途、発電の方法、施設管理者(従属元水利使用者と異なる場合)を記載。
○使用水量の算出根拠	最大使用水量及び常時使用水量の算出根拠について記載。
○誓約書	申請者が登録の拒否要件に該当しないことを誓約する書面。
○従属元水利使用の内容を示す書面	以下のとおり。
(1)従属元水利使用者	河川法第23条の許可を受けた利水者の同意。
(2)維持流量の放流の場合のダム等の設置者	ダム等設置者の同意。
○発電所工事計画の概要	以下のとおり。
(1)位置図	縮尺1/25,000~1/50,000 の図面に発電所の所在地、取水口、水路と河川の位置関係を示す地形図。
(2)平面図	従属元水利使用の経路と発電設備等の工作物の配置状況を確認できる平面図(従属元水利使用の許可申請時に経路が確認できるものが提出されている場合で、従属元水利使用の水路に直接発電設備を設置する場合は省略可。)
(3)一般図	水路、発電設備等の工作物の形状と寸法(幅・高さ)を確認できるもの。(発電設備は量産品等であればカタログ等で代替可能。
○発電設備が設置される場所をその上流又は下流側から撮影した写真に発電施設の外形を記載したもの	上流側又は下流側から発電設備の設置箇所を撮影した写真に、発電設備の外形を記載したもの。
○従属元水利使用の内容を示す書面	○ 既許可水利権の流水を利用するものは、従属元水利使用の水利使用規則の写しを添付(最新のものを添付すること)。 ○ 慣行水利権の流水を利用するものは、慣行水利権の取水量データ及び届出書の写しを添付。 なお、届出書の記載内容が河川法施行規則第11条の2第2項第4号に規定される内容を網羅していない場合には、不足する事項について、任意の様式により記載して提出するものとし、また、届出書が提出されていない場合においては、まず届出書を提出する必要がある。

※ 申請書の様式は異なりますが、添付図書については河川法の登録申請書類と同じとなります。

国土交通省では、「地方整備局等及び河川事務所」に窓口を設置し、小水力発電のプロジェクト形成支援を行っています。特例の対象となる登録申請を検討の際は、この相談窓口の活用と合わせ、以下で紹介する資料も参考にしてください。

(申請書類の作成に着手する前に、発電計画の概要を持って相談窓口にお問い合わせすることをお勧めします。手続に手戻りが生じないように、申請に必要な書類の内容を確認いた

## 9.認定事業に対する特例

します。相談窓口の連絡先は「小水力発電設置のための手引き」と国土交通省HPで紹介しています。)

○事前相談の際にあると便利な資料（相談の段階では、全てそろっている必要はありません）

- ・ 発電予定箇所を示す位置図
- ・ 発電所の設置方法が分かる図面
- ・ 現況写真
- ・ 従属元水利使用の水利使用規則の写し又は慣行水利権の届出書の写し
- ・ 発電所の工事の工期

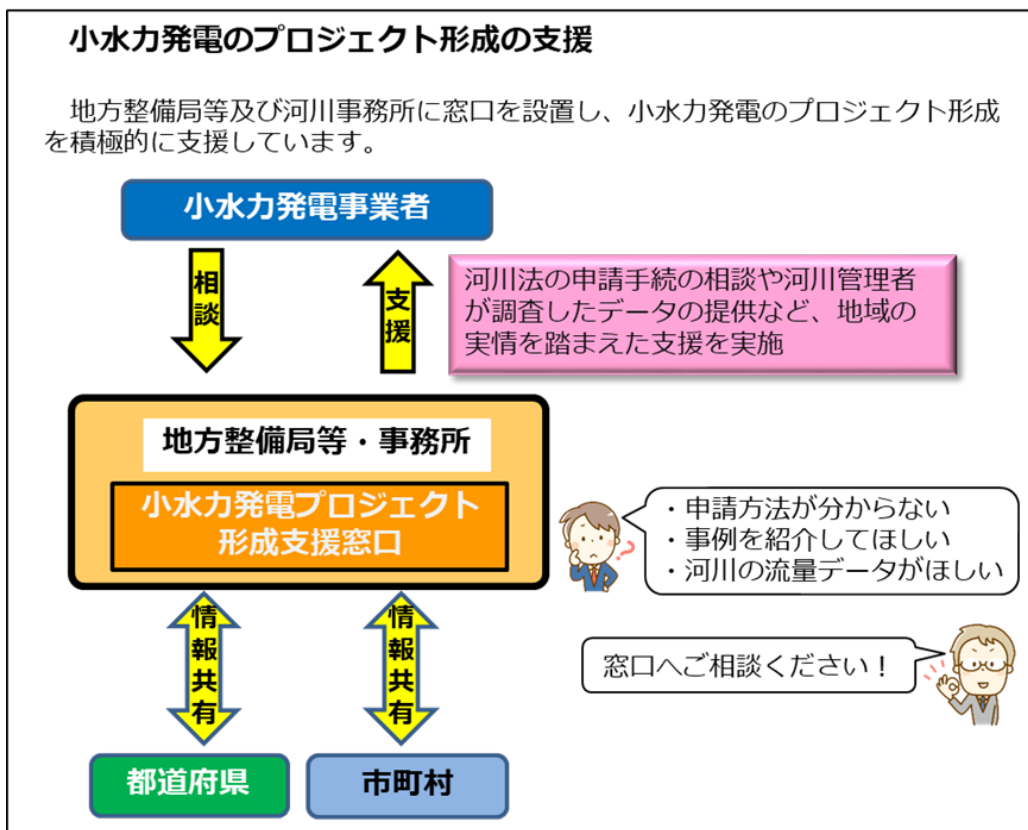


図 9-4 小水力発電のプロジェクト形成支援

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き」  
<<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

## 9.認定事業に対する特例

	<p><b>小水力発電を行うための水利使用の登録申請ガイドブック</b></p>
	<p><b>小水力発電を河川区域に設置する場合のガイドブック（案）</b></p>
	<p><b>小水力発電設置のための手引き</b></p>
<p>これらの資料は下記のアドレスに掲載しています  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/index.html</a></p>	
	<p><b>既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）</b></p>
<p>この資料は下記のアドレスに掲載しています。  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf</a></p>	
	<p><b>水力発電水利審査マニュアル（案）</b></p>
<p>この資料は下記のアドレスに掲載しています。  <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf">http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/suirisinsa/pdf/manual.pdf</a></p>	

図 9-5 小水力発電を検討する際の参考となる資料

出典：国土交通省「小水力発電設置のための手引き」  
 <<https://www.mlit.go.jp/river/riyou/syosuiryoku/>>

## 9.認定事業に対する特例

### 9-5-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二（略）

2・3（略）

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一～六（略）

七 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三條の二（同法第百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の登録を受けなければならない行為 河川管理者（同法第七條（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同條第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四條第一項に規定する一級河川をいう。）に係る同法第二十三條の二の登録を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。第八項において同じ。）

八・九（略）

5～7（略）

8 河川管理者は、第四項第七号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画の協議があった場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備に係る行為が、河川法第二十三條の四の規定により同法第二十三條の二の登録を拒否しなければならない場合に該当しないと認めるときは、第四項の同意をするものとする。

9～17（略）

（河川法の特例）

第二十二條の九 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備のため河川法第二十三條の二の登録を受けなければならない行為を行う場合には、当該登録があったものとみなす。

#### ○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（河川管理者）

第七條 この法律において「河川管理者」とは、第九條第一項又は第十條第一項若しくは

## 9.認定事業に対する特例

第二項の規定により河川を管理する者をいう。

### (一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

- 2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。
- 3 国土交通大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 4 国土交通大臣は、指定区間を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。
- 5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による区間の指定について準用する。この場合において、第三項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事及び当該区間の存する指定都市の長」と読み替えるものとする。
- 7 第五項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

### (二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

- 2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定に基づく都道府県知事による区間の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「関係都道府県知事の意見をきかなければ」とあるのは、「当該区間の存する指定都市の長の同意を得なければ」と読み替えるものとする。
- 4 第二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

### (流水の占用の登録)

第二十三条の二 前条の許可を受けた水利使用（流水の占用又は第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のた

## 9.認定事業に対する特例

めに取水した流水その他これに類する流水として政令で定めるもののみを利用する発電のために河川の流水を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の登録を受けなければならない。

(この法律の規定を準用する河川)

第百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したもの（以下「準用河川」という。）については、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定（第十六条の四、第十六条の五、第六十五条の三及び第六十五条の四の規定を除く。）中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十三条第二項中「政令」とあるのは「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」と、第十六条の四第一項中「都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「市町村長」と、「都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）」とあるのは「市町村長が統括する市町村」と、「勘案して、当該都道府県知事等」とあるのは「勘案して、当該市町村長」と、「都道府県知事等に」とあるのは「市町村長に」と、同条第二項、第十六条の五及び第六十五条の三第一項中「都道府県知事等」とあるのは「市町村長」と、第十六条の五第一項、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項並びに第六十五条の四第一項及び第五項中「都道府県等」とあるのは「市町村」と、第六十五条の三第六項及び第六十五条の四第五項中「受ける都道府県」とあるのは「受ける市町村」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

### ○河川法施行令（昭和40年政令第14号）（抄）

(流水の占有の許可を受けた水利使用のために取水した流水に類する流水)

第十四条の二 法第二十三条の二の政令で定める流水は、ダム又は堰（第二号において「ダム等」という。）から専ら次に掲げる場合に放流される流水とする。ただし、魚道その他の魚類の通路となる施設を流下するものを除く。

- 一 河川の流水の正常な機能を維持するために必要なとき。
- 二 ダム等の洪水調節容量を確保するために必要なとき。
- 三 法第二十三条の許可を受けた水利使用（発電以外のためにするものに限る。）のために必要なとき。

(登録の拒否)

第二十三条の四 河川管理者は、第二十三条の二の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。



## 9.認定事業に対する特例

- 二 申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人又は団体であつて、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当該申請に係る流水の占有について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

### ○河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）（抄）

#### （流水の占有の登録を拒否する場合）

第十一条の四 法第二十三条の四第五号の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、次に掲げる者の同意を得ていない場合
  - イ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について法第二十三条の許可を受けた者とが異なるときは、当該許可を受けた者
  - ロ 申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する令第十四条の二に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者とが異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者
- 二 令第十四条の二に規定する流水を利用する発電のために河川の流水を占有しようとする場合において、河川に新たに減水区間を生じさせる場合
- 三 申請に係る流水の占有に係る水利使用に関して必要な法第二十四条又は第二十六条第一項の許可を受ける見込みがない場合
- 四 申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けている場合

#### （許可等の同時申請）

第三十九条 法第二十三条、第二十四条から第二十七条まで、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項若しくは令第十六条の三第一項若しくは第十六条の八第一項の規定による許可又は法第二十三条の二の登録を受けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する他の行為についてこれらの規定による他の許可又は登録を必要とするときは、これらの許可又は登録の申請は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

## 9-6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する特例

### 9-6-1. 廃掃法に関する特例の根拠

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画の認定をする場合に、当該計画に記載された整備又は取組に係る行為が、廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受ける行為（申請者が希望する場合に限る。）若しくは第15条の19第1項の届出をしなければならない行為に該当するときは、都道府県知事に協議し、同意を取得する必要があります（法第22条の2第4項第8号及び第9号）。

都道府県知事は、地域脱炭素化促進事業計画について協議があり、当該協議に係る整備又は取組に係る行為が、熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定を受けることができる場合に該当するときは、計画策定市町村による地域脱炭素化促進事業計画の認定に同意するものとします（法第22条の2第5項第4号）。

なお、計画策定市町村が廃掃法第24条の2第1項の政令で定める市である場合には、都道府県知事への協議は要しません（法第22条の2第16項）。

- 対象手続①：熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設認定（廃掃法第9条の2の4第1項）、産業廃棄物処理施設認定（廃掃法第15条の3の3第1項）
  - ・ 認定者：都道府県知事
  - ・ 認定基準：次の各号のいずれにも適合していること。
    1. 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
    2. 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - ・ 特例：認定があった場合には、上記行為についての認定があったものとみなす。

(注) 廃掃法に関する認定制度の詳細は、環境省環境再生・資源循環局「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）（令和4年3月一部改訂）」を参照してください。

<<https://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>>

- 対象手続②：指定区域内における土地形質変更届出（廃掃法第15条の19第1項）
  - ・ 届出先：都道府県知事
  - ・ 特例：認定地域脱炭素化促進事業者により認定地域脱炭素化促進事業計画に従って廃掃法第15条の17第1項で定める指定区域内において行われる地域脱炭素化促進施設の整備又はその整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組のため行う行為について、指定区域内における土地形質変更届出手続は適用されない。

## 9.認定事業に対する特例

### 9-6-2. 廃掃法の特例に係る手続について

計画策定市町村が認定をしようとする地域脱炭素化促進事業計画で廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の認定を受けることが必要な行為に該当する場合（申請者が認定を受けることを希望する場合に限る。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）第5条の5の5第1項に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第2の11又は第2の12）の提出に加え、同条第2項に掲げる書類及び図面を添付する必要があります。

なお、廃掃法第9条の2の4第1項及び第15条の3の3第1項の認定を併せて申請する場合、申請書はそれぞれ提出する必要がありますが、添付書類が同一の内容であるときは、その旨を備考欄に記載して、どちらかの添付を省略することができます。

表 9-14 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
（廃掃法第9条の2の4第1項又は第15条の3の3第1項の特例措置を受ける場合）

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（別記様式第2の11又は12） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、熱回収施設の設置の場所、熱回収に必要な設備に関する事項（設備の種類及びその設備の能力、設備の位置、構造等の設置に関する計画、設備の維持管理に関する計画）、熱回収の内容に関する計画（熱回収施設において処分する一般廃棄物/産業廃棄物の種類、熱回収の方法、熱回収率）、許可の年月日及び許可番号</li> </ul>
(1) 熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
(2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
(3) 当該熱回収施設における過去1年間の熱回収の内容に関する廃掃法施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
(4) 熱回収施設について廃掃法第8条第1項又は同法第15条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）

表 9-15 地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類  
（廃掃法第15条の19第1項の特例措置を受ける場合）

提出書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書（別記様式第2の13） 特例の適用を受けようとする者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、指定区域の所在地、土地の形質の変更の種類、土地の形質の変更の場所、土地の形質の変更の施行方法、土地の形質の変更の内容、地下にある廃棄物の種類、地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先、土地の形質の変更の着手予定日、完了予定日</li> </ul>

## 9.認定事業に対する特例

提出書類
(1) 土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
(2) 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
(3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
(4) 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
(5) 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
(6) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
(7) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
(8) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

### 9-6-3. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第二十二條の二 1～3（略）

4 計画策定市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に記載された第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該地域脱炭素化促進事業計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない。

一～七（略）

八 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。第二十二條の十第一項において同じ。）を行う行為（申請者が同法第九条の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることを希望する場合に限る。） 都道府県知事

九 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の十七第一項の指定区域をいう。第二十二條の十第二項において同じ。）内において行う行為であつて、同法第十五條の十九第一項の届出をしなければならないもの 都道府県知事

5 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る地域脱炭素化促進事業計画についての協議があつた場合において、当該協議に係る第二項第四号の整備又は同項第五号の取組に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、前項の同意をするものとする。

## 9.認定事業に対する特例

一～三（略）

四 前項第八号に掲げる行為 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五条の三の三第一項の認定を受けることができる場合に該当すること。（以下略）

16 計画策定市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市である場合における第三項及び第四項の規定の適用については、第三項中「要件」とあるのは「要件及び第五項第四号に掲げる要件」と、第四項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第一号から第七号まで」とする。（以下略）

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例）

第二十二條の十 認定地域脱炭素化促進事業者（第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項の規定による申請又は第二十二條の四第一項の規定による協議において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項又は第十五條の三の三第一項の認定を受けることを希望していた者に限る。）が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って第二十二條の二第二項第四号の整備に係る行為として熱回収を行う場合には、これらの規定による認定があったものとみなす。

2 認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って指定区域内において第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のため行う行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條の十九第一項の規定は、適用しない。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抄）

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る特例）

第九條の二の四 第八條第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収（廃棄物であつて燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。）の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う一般廃棄物の処分については、第七条第十三項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九條の三第一号及び第十九條の四第一項中「一般廃棄物の収集、運搬又は処分」

## 9.認定事業に対する特例

とあるのは、「一般廃棄物の収集、運搬又は処分（第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設における一般廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない一般廃棄物の処分）」とする。

- 4 第八条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。  
(熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設に係る特例)

第十五条の三の三 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「熱回収施設」という。）を設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 当該熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

- 2 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 第一項の認定を受けた者（以下この条において「認定熱回収施設設置者」という。）が当該認定に係る熱回収施設において行う産業廃棄物の処分については、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十四条第十二項及び第十四条の四第十二項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従つて行うことができる。この場合において、第十九条の三第二号及び第十九条の五第一項中「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分」とあるのは、「産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分（第十五条の三の三第一項の認定に係る熱回収施設における産業廃棄物の処分にあつては、同条第三項に規定する基準に適合しない産業廃棄物の処分）」とする。

- 4 第十五条の二の二の規定は、認定熱回収施設設置者については、適用しない。
- 5 都道府県知事は、認定熱回収施設設置者が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 6 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。  
(指定区域の指定等)

第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

## 9.認定事業に対する特例

- 3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
  - 4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
  - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。  
(土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)
- 第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 第十九条の十一第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
  - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
  - 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
  - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
  - 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
  - 4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抄）

#### (土地の形質の変更の届出)

- 第十二条の三十五 法第十五条の十九第一項の規定による届出は、様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
    - 一 土地の形質の変更の施行に当たり周辺的生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
    - 二 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
    - 三 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面

## 9.認定事業に対する特例

- 四 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- 五 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- 六 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 七 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- 八 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

第十二条の三十六 法第十五条の十九第一項本文の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の内容
- 四 地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
- 五 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先
- 六 土地の形質の変更の完了予定日

（環境省令で定める行為）

第十二条の三十七 法第十五条の十九第一項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 埋立地の設備の機能を維持するために必要な範囲内で行う当該設備の修復又は点検
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイ及びロに掲げる要件を満たすもの
  - イ 盛土、掘削又は工作物の設置に伴つて生ずる荷重により埋立地に設置された設備の機能に支障を生ずるものでないこと。
  - ロ 掘削又は工作物の設置により令第三条第三号ホ（令第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号において例による場合を含む。第十二条の四十第四号において同じ。）の規定による土砂の覆いの機能を損なわないものであること。

（既に土地の形質の変更に着手している者の届出）

第十二条の三十八 法第十五条の十九第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した様式第三十五号による届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更を行う指定区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- 四 土地の形質の変更の内容
- 五 地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
- 六 地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先



## 9.認定事業に対する特例

七 土地の形質の変更の着手日

八 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

2 前項の届出書には、第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第十二条の三十九 前条の規定は、法第十五条の十九第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項第八号中「完了日又は完了予定日」とあるのは、「完了日」と読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

第十二条の四十 法第十五条の十九第四項の環境省令で定める基準は、土地の形質の変更に当たり、生活環境の保全上の支障が生じないように次の各号に掲げる要件を満たすものであることとする。

一 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。

二 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。

三 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。

四 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。

五 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。

六 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。

七 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。

八 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

九 水銀処理物又は廃水銀等処理物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物に含まれる水銀の溶出による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。

## 9-7. 環境影響評価法に関する特例

### 9-7-1. 環境影響評価法に関する特例について

促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮するものとして都道府県基準を定めた場合にあっては、都道府県基準に基づき定める必要があります。

都道府県基準が定められている場合において、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令で定める基準等に従い、かつ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県基準に基づき定められた促進区域において、認定された地域脱炭素化促進事業計画に従って、地域脱炭素化促進施設の整備が行われる場合は、

- ・ 事業者による個別の事業計画立案に先立ち、市町村において環境の保全に適正に配慮した区域設定がなされ、かつ、
- ・ 当該区域内において、市町村が定めた地域の環境の保全のための取組を満たす形で事業者が事業計画を立案し市町村により認定を受けることにより、

重大な環境影響の回避が確保され、更には環境の保全へのより適正な配慮が図られます。

環境影響評価法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を第一種事業として定め、事業計画の早期立案段階において計画段階配慮事項について検討する手続（配慮書手続）を義務付けています。

配慮書手続においては、事業が実施されるべき区域など（事業を実施する区域の位置、事業の規模又は発電設備等の構造若しくは配置）を決定する際に、事業の実施が想定される区域における事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）についての検討を行うことを義務付けており、これにより重大な環境影響の回避を図っています。

都道府県基準が定められている場合には、促進区域において認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う事業については、

- ・ 配慮書手続の段階で検討すべき事項である事業計画立案の早期段階における事業の位置・規模等の検討段階の環境保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）について、市町村による検討が行われていること、
- ・ 検討の結果を踏まえて、事業者において環境の保全上の支障のおそれがない場所等での事業計画が立案されていること、
- ・ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定められた基準も満たされていることから、

## 9.認定事業に対する特例

事業の実施に係る環境の保全へのより適正な配慮の確保が図られることとなります。

このため、都道府県基準が定められている場合においては、促進区域における認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う事業については、配慮書手続の趣旨である事業の位置・規模等の検討段階における環境配慮の検討を義務付けることにより、事業計画の立案の早期段階における重大な環境影響の回避を図ることが地球温暖化対策推進法の制度上担保されていることに加え、環境の保全へのより適正な配慮が図られることが期待されることから、配慮書手続を省略する旨の特例が措置されています。

なお、都道府県基準は再エネ種ごとのポテンシャルに応じて再エネ種ごとに定めるところとされているところ、本特例は、都道府県基準において定められている再エネ種についての認定地域脱炭素化促進事業計画に対してのみ、適用されます（都道府県基準が定められていない再エネ種についての認定地域脱炭素化促進事業計画は、本特例の対象となりません。）。

- ・ 特例：認定事業計画に従って認定事業者により促進区域（促進区域設定に係る環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県基準に基づき定められた区域に限る。）において行われる地域脱炭素化促進施設の整備について、配慮書手続が適用されない。

### 9-7-2. 環境影響評価法特例とその他のワンストップ化の特例との関係について

計画策定市町村は、地域脱炭素化促進事業計画が認定要件を満たす場合には、その認定をするものとされています。地域脱炭素化促進事業に係る環境保全の観点からは、計画策定市町村が地方公共団体実行計画において「地域の環境の保全のための取組」として定めた事項を満たすことが認定要件となります。計画策定市町村は、認定に当たっては、地域脱炭素化促進事業計画が「地域の環境の保全のための取組」を満たすものであるかどうかを適切に確認することが必要です。例えば、「地域の環境の保全のための取組」として再エネ事業の実施に係る条件を定めている場合には、当該条件を満たす計画となっていることを確認することが必要です。

また、計画策定市町村は環境影響評価法の対象となる再エネ事業を含む地域脱炭素化促進事業計画の申請があった場合において、当該再エネ事業が未だ配慮書手続を行っていないときは、当該計画を認定すれば、配慮書手続の特例が適用されます。このような認定地域脱炭素化促進事業計画に含まれる再エネ事業については、認定の後、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書以降の手続を進めていく過程において、環境影響評価の結果等を踏まえ、より詳細に事業計画が検討され、当初の事業計画がより具体化されたり、事業計画が変更されることが想定されます。このため、計画策定市町村はこのような再エネ事業の早期

## 9.認定事業に対する特例

の計画立案段階における地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たっては、あらかじめ認定条件として、環境影響評価法及び電気事業法に基づく手続において電気事業法第 46 条の 17 第 2 項に基づき環境影響評価書に係る確定通知を受けた後に、あらためて地域脱炭素化促進事業計画の変更申請をすること（ワンストップ化の特例は当該変更申請の際に申請すること）を留保した上で、認定をすることが必要となります（この場合、ワンストップ化の特例は当該変更申請について認定がされた場合に適用されることとなり、当初の再エネ事業の早期の計画立案段階における認定においてワンストップ化の特例は適用されません。）。

### 9-7-3. 環境影響評価法特例に係る留意点について

配慮書手続が適用されない特例の対象となる地域脱炭素化促進事業では、環境影響評価法に基づく手続は方法書手続から開始されることとなります。このような場合、計画策定市町村は、この特例が適用される事業計画を認定しようとする時には、地方環境事務所、都道府県及び経済産業省にその旨連絡してください。また、環境影響評価法の手続に関わる者にこのことが伝わるよう、当該事業が配慮書手続の適用を受けない特例の対象である旨を方法書に記載することを事業者に促すことが望ましいです。

### 9-7-4. 関連法令

関連する法令は下記のとおりです。

#### ○地球温暖化対策推進法（抄）

##### （環境影響評価法の特例）

第二十二條の十一 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節の規定は、認定地域脱炭素化促進事業者が認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う第二十二條の二第二項第四号の整備（第二十一條第六項に規定する都道府県の基準が定められた都道府県の区域内において行うものに限る。）については、適用しない。

## 10. 農山漁村再工ネ法の特例

本章では、農山漁村再工ネ法の特例、地球温暖化対策推進法と農山漁村再工ネ法の関係について解説します。

### 10-1. 農山漁村再エネ法の概要

農山漁村再エネ法は、農山漁村における再生可能エネルギー発電設備の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を併せて行うこととすることにより、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進し、農山漁村の活性化を図るものです。

市町村は、協議会の場の積極的な活用等により、地域の関係者の合意形成を図りながら基本計画を作成します。農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画の認定を受けようとする設備整備者は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村の基本計画の内容を十分踏まえて設備整備計画を作成し、当該市町村に認定の申請を行い、設備整備計画の認定の申請を受けた計画作成市町村は申請の内容を確認し認定の是非を判断することになります。

基本計画の「設備整備区域」の設定にあたり、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う土地利用として有効活用するため、再生利用が困難な荒廃した農地を含めることを推進しています。

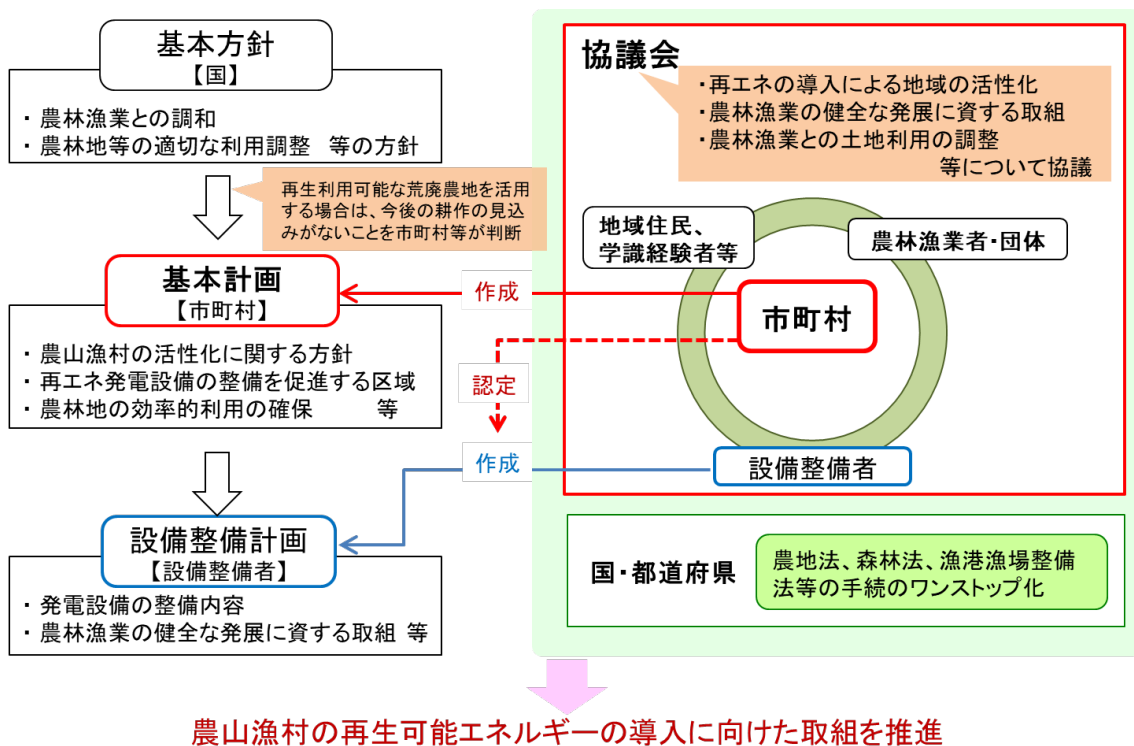


図 10-1 農山漁村再エネ法に基づく取組の流れ

### 10-2. 地球温暖化対策推進法と農山漁村再工ネ法の関係

市町村が、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合であって、後述する要件を満たす場合は、当該地方公共団体実行計画を農山漁村再工ネ法に基づく「基本計画」とみなし、農山漁村再工ネ法に基づく各種規定を適用できます。

地方公共団体実行計画の記載事項のうち、地域脱炭素化促進事業には、再工ネ発電設備の整備が含まれ、また地域脱炭素化促進事業と併せて促進する地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組には、農林漁業の健全な発展に資する取組も含まれる可能性があります。そこで、地方公共団体実行計画に農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項が定められ、かつ当該事項が農山漁村再工ネ法第5条第5項で定める基準に適合した区域に係るものであり、さらに地域脱炭素化促進事業に係る記載事項が基本方針に適合する場合には、当該地方公共団体実行計画に定められている再工ネ発電設備の整備（当該市町村が作成した基本計画に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなすこととし、農山漁村再工ネ法の設備整備計画の認定に係る規定（設備整備計画の認定、設備整備計画の変更、酪肉振興法、漁港及び漁場の整備等に関する法律及び海岸法の特例（農地法、森林法、自然公園法及び温泉法に係る規定を除く。）等）を適用できます（法第21条の2第1項）。

なお、本制度を活用しようとする事業者等がわかるよう、市町村は、自らが策定した地方公共団体実行計画を基本計画とみなす場合には、地方公共団体実行計画にその旨を記載することが望ましいです。

また、地方公共団体実行計画を基本計画とみなし、農山漁村再工ネ法の設備整備計画の認定に係る規定を適用するためには、事業者は地域脱炭素化促進事業計画の認定を受ける必要があります。地球温暖化対策推進法における農山漁村再工ネ法の特例措置との関係は図10-2のとおりです。

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

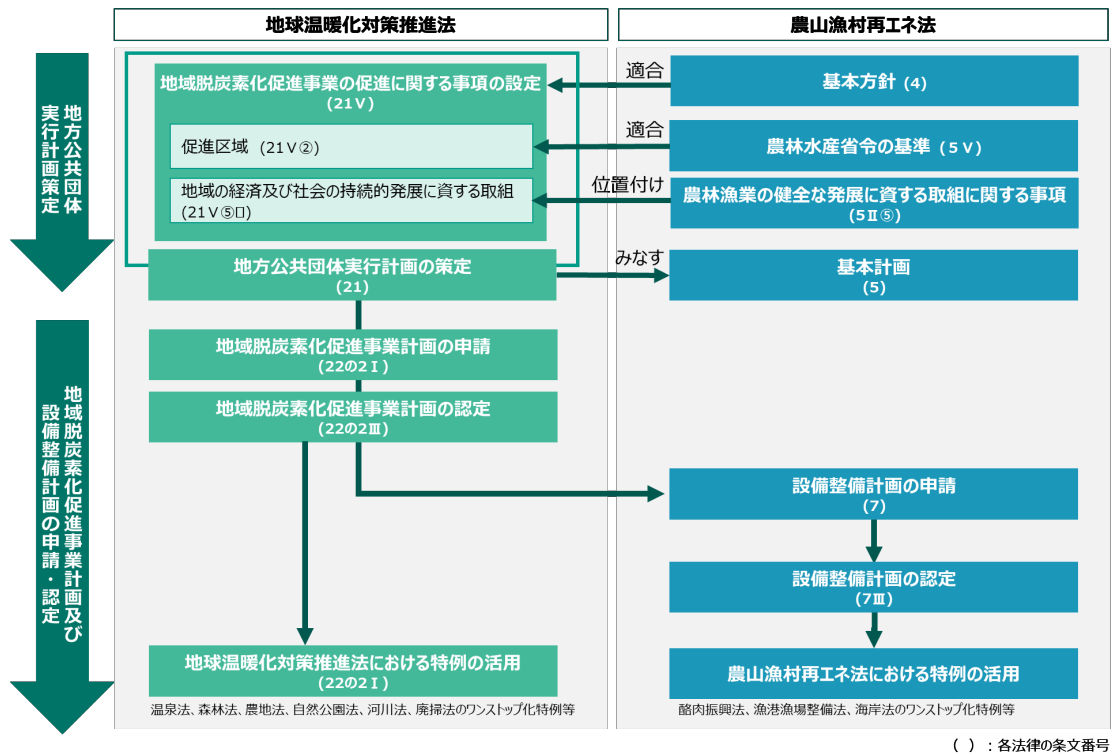


図 10-2 地球温暖化対策推進法における農山漁村再工ネ法の特例措置

農山漁村再工ネ法第5条第1項の規定により、地球温暖化対策推進法第21条第5項に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合は、以後、農山漁村再工ネ法に基づく基本計画を策定することはできず、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画を基本計画とみなして農山漁村再工ネ法の特例を活用することになります。したがって、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を検討する際には、農山漁村再工ネ法の所管部署とも記載の内容についてよく調整してください。

なお、農山漁村再工ネ法に基づく基本計画と地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた地方公共団体実行計画の策定の有無により、適用となる計画が異なります。その関係は表 10-1 のとおりです。

表 10-1 基本計画及び実行計画の策定状況と設備整備計画の認定に適用される計画の関係

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた実行計画の策定	地球温暖化対策推進法第21条の2の適用 (農山漁村再工ネ法の特例)
× (未策定)	非適用 (基本計画の策定可) ※ただし、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた場合は、以後、地球温暖化対策推進法第21条の2を適用



## 10.農山漁村再工ネ法の特例

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めた実行計画の策定	地球温暖化対策推進法第21条の2の適用 (農山漁村再工ネ法の特例)
○ (策定済)	適用 (以後、基本計画の策定は不可) ※ただし、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める以前に策定した基本計画に記載のある施設整備については、農山漁村再工ネ法の規定を適用

※地方公共団体実行計画を策定した場合であっても、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めていない場合は、農山漁村再工ネ法に基づく基本計画の策定は可能です。

### ○地球温暖化対策推進法 (抄)

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の特例)

第二十一条の二 市町村が、地方公共団体実行計画において、前条第五項第五号ロに掲げる事項に促進区域（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の農林水産省令で定める基準に適合する区域に限る。）においてその実施を促進する地域脱炭素化促進事業（同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備（以下この項において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の整備を含むものに限る。）と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を定めた場合であって、当該地方公共団体実行計画のうち前条第五項各号に掲げる事項が同法第四条第一項に規定する基本方針に適合するときは、当該地方公共団体実行計画に定められた再生可能エネルギー発電設備の整備（当該市町村が作成した同法第五条第一項に規定する基本計画（以下この項において「基本計画」という。）に定められているものを除く。）については、当該地方公共団体実行計画を基本計画とみなして、同法第七条（第四項第一号、第三号、第四号及び第七号から第九号まで、第五項、第六項、第七項第一号、第二号及び第四号並びに第九項から第十五項までを除く。）、第八条、第十条、第十二条及び第十三条の規定を適用する。この場合において、同法第七条第一項中「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條の二第三項の規定により認定された同条第一項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者」とする。

2 前項に規定する場合においては、市町村は、地方公共団体実行計画において、前条第二項各号、第三項各号及び第五項各号に掲げる事項のほか、当該市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第四項に規定する農林地所有権移転等促進事業をいう。）に関する同法第五条第四項各号に掲げる事項を定めることができる。

3 地方公共団体実行計画において前項に規定する事項を定めた市町村については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

律第十六条第一項に規定する計画作成市町村とみなして、同条から第十九条までの規定を適用する。この場合において、同法第十六条第一項及び第三項第一号中「基本計画」とあるのは、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定により基本計画とみなされた地方公共団体実行計画」とする。

(地方公共団体実行計画等)

### 第二十一条

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）（抄）

(基本計画)

第五条 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第五項各号に掲げる事項を定めた市町村を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成することができる。

2～4（略）

5 第二項第二号に掲げる区域は、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして農林水産省令で定める基準に従い、かつ、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第六項の環境省令で定める基準に適合するように定めるものとする。

6～9（略）

## 10.農山漁村再エネ法の特例

10 市町村（地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に同条第三項各号に掲げる事項を定めた市町村に限る。）は、基本計画の作成に当たっては、同条第一項に規定する地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

11・12（略）

### 10-3. 農山漁村再エネ法の特例措置

農山漁村再エネ法で設備整備計画の認定を受けた場合に係る特例措置として、関連法の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）や、再エネ発電設備の円滑な整備と農地の集約化を併せて図るために行う、市町村による農林地所有権移転等促進事業（計画の作成・公告による農林地等の権利移転の一括処理）を定めています。

土地などの利用に関連する許可や届出の手續を、市町村段階にてワンストップで行うことができます。市町村が、本来の許可権者である大臣や都道府県知事から「同意」を受けて、その上で認定することで、許可があったものとみなす仕組みです。農地法、森林法、漁港及び漁場の整備等に関する法律など合計7つの法律の13の許可又は届出の手續を「ワンストップ化」の対象としています。

表 10-2 ワンストップ化の対象となる行為の一覧

法律名	条項	行為	手續	（参考）本来の許可権者等
農地法	第4条第1項	農地の転用 （ワンストップ化に加え、原則転用不許可の第1種農地であっても、再生利用困難な荒廃農地等であれば転用できるようになる）	許可	都道府県知事、指定市町村長
	第5条第1項	農地又は採草放牧地の転用のための権利移動	許可	都道府県知事、指定市町村長
酪肉振興法	第9条	集約酪農地域の区域内の草地の形質変更	届出 （事前）	都道府県知事
森林法	第10条の2第1項	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為	許可	都道府県知事
	第34条第1項	保安林における立木の伐採	許可	都道府県知事
	第34条第2項	保安林における土地の形質を変更する行為	許可	都道府県知事
漁港及び漁場の整備等に関する法	第39条第1項	漁港区域内の水域・公共空地における工作物の建設等	許可	漁港管理者 （市町村・都道府県）

## 10.農山漁村再エネ法の特例

法律名	条項	行為	手続	(参考) 本来の許可権者等
海岸法	第7条第1項	海岸保全区域（公共海岸に限る）における施設又は工作物を設けての占用	許可	海岸管理者 （都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長）
	第8条第1項	海岸保全区域における施設の新設等	許可	海岸管理者 （都道府県知事・市町村長・港湾管理者の長）
自然公園法	第20条第3項	特別地域区域内における工作物の新築・改築等	許可	都道府県知事、環境大臣
	第33条第1項	普通地域内における工作物の新築・改築等	届出 (事前)	都道府県知事、環境大臣
温泉法	第3条第1項	温泉を湧出させる目的で土地を掘削すること	許可	都道府県知事
	第11条第1項	温泉の湧出路の増掘、又は温泉の湧出量を増加させるための動力の装置	許可	都道府県知事

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）について（平成28年5月）」  
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/houritsu.pdf>

### ○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）（抄）

#### （農地法の特例）

第九条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農地を農地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第五条第一項の許可があったものとみなす。

#### （酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の特例）

第十条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って集約酪農地域の区域内にある草地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定は、適用しない。

#### （森林法の特例）

第十一条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って対象民有林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため森林法第十条の二第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って保安林において再生可能エネルギー発

## 10.農山漁村再エネ法の特例

電設備等を整備するため森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

(漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例)

第十二条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って漁港の区域内の水域又は公共空地において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

(海岸法の特例)

第十三条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って海岸保全区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため海岸法第七条第一項又は第八条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

(自然公園法の特例)

第十四条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため自然公園法第二十条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があったものとみなす。

2 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って国立公園又は国定公園の区域内において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(温泉法の特例)

第十五条 認定設備整備者が認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電設備等を整備するため温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、これらの許可があったものとみなす。

「農林地所有権移転等促進事業」とは、再エネ発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備とその周辺の地域における農地の集約化等農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため、農林地等についての権利移転等を一括して行うことを可能とする制度です。

農林地所有権移転等促進事業を行う場合は、農山漁村再エネ法施行規則第4条に基づき、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定める必要がございます。所有権移転等促進計画は、再エネ発電設備の整備予定地やその周辺の農林地に多数の地権者が存在する場合、再生可能エネルギー発電設備の整備や農地の集約化などを円滑に進める観点から、農林地等について複数の権利の移転又は設定を一括して行えるようにするものです。

この措置は、公的主体である市町村が中心となって地権者全員の合意を得て作成され、計画の公告により権利の移転又は設定の効果が発生するものです。また、市町村による嘱託登記の仕組みも併せて導入することにより、所有権移転等促進計画で発生した権利の移転又は設定後の不動産登記についても、市町村が必要な手続を行うこととなります。

## 10.農山漁村再エネ法の特例

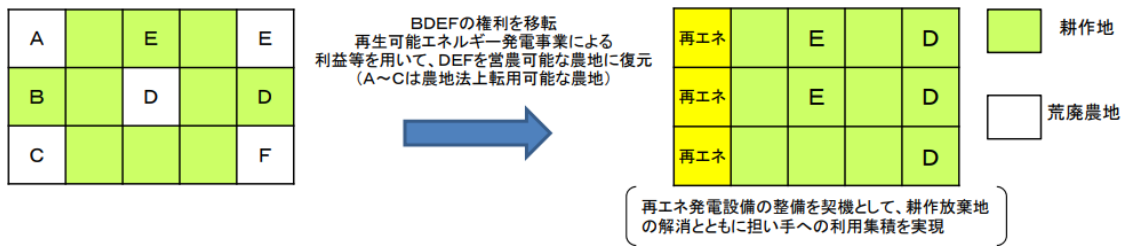


図 10-3 農林地所有権等促進事業における権利移転のイメージ

出典：農林水産省「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）について（平成 28 年 5 月）」  
<<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/pdf/houritsu.pdf>>

### ○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）（抄）

#### （基本計画）

#### 第五条 1～3（略）

4 基本計画においては、第二項各号に掲げる事項及び前項に規定する事項のほか、当該基本計画を作成する市町村が行う農林地所有権移転等促進事業（再生可能エネルギー発電設備又は農林漁業関連施設の円滑な整備及びこれらの用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るため行う農林地等についての所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転（第十六条において「所有権の移転等」という。）を促進する事業をいう。第一号及び同条第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
- 二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法
- 三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該設定され、又は移転される権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法
- 四 その他農林水産省令で定める事項

#### （所有権移転等促進計画の作成等）

第十六条 計画作成市町村（第五条第四項各号に掲げる事項が記載された基本計画を作成した市町村に限る。次条において同じ。）は、認定設備整備者から認定設備整備計画に従って農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合において必要があるとき、その他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

- 2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所
  - 二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
  - 三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所
  - 四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
  - 五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法
  - 六 その他農林水産省令で定める事項
- 3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。
  - 一 所有権移転等促進計画の内容が基本計画に適合するものであること。
  - 二 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意が得られていること。
  - 三 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。
  - 四 所有権移転等促進計画の内容が、認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供する土地の周辺の地域における農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に資するように定められていること。
  - 五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に掲げる要件に該当するものであること。
    - イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
    - ロ 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当する場合にあっては、当該土地に係る前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が認定設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の用に供するためのものであること。
  - ハ 当該土地が農用地以外の土地である場合にあっては、前項第一号に規定する者が、所有権の移転等が行われた後において、当該土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められ

## 10.農山漁村再工ネ法の特例

ること。

(所有権移転等促進計画の公告)

第十七条 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第十八条 前条の規定による公告があったときは、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十九条 第十七条の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(援助)

第二十条 国及び都道府県は、市町村に対し、基本計画の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十一条 計画作成市町村は、認定設備整備者に対し、認定設備整備計画に従って行われる第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の適確な実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省省令第 33 号）（抄）

(所有権移転等促進計画についての農業委員会の決定)

第四条 農業委員会は、法第十六条第一項の規定により所有権移転等促進計画について決定をしようとするときは、農用地の権利移動が適切に行われることを旨として、当該決定に要する期間その他認定設備整備計画の円滑な達成を図るために必要な事項につき適切な配慮をするものとする。



## 11. 付録（様式集）

## 11.付録（様式集）

本章では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する様式として、地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書、地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書について示します。

様式第 1	地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書（法第 22 条の 2 関係）	
	別紙	地域脱炭素化促進事業計画
	別表 1	地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
	別表 2	地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
様式第 2		
	様式第 2 の 1	温泉法第 3 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）
	様式第 2 の 2	温泉法第 11 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 1 号）
	様式第 2 の 3	森林法第 10 条の 2 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 2 号）
	様式第 2 の 4	森林法第 34 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号）
	様式第 2 の 5	森林法第 34 条第 2 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 3 号）
	様式第 2 の 6	農地法第 4 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）
	様式第 2 の 7	農地法第 5 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 4 号）
	様式第 2 の 8	自然公園法第 20 条第 3 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は 6 号）
	様式第 2 の 9	自然公園法第 33 条第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 5 号又は 6 号）
	様式第 2 の 10	河川法第 23 条の 2 の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 7 号）
	様式第 2 の 11	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号）
	様式第 2 の 12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 8 号）
	様式第 2 の 13	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 19 第 1 項の特例措置（法第 22 条の 2 第 4 項第 9 号）
様式第 3	地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書（法第 22 条の 3 第 1 項関係）	

## 11.付録（様式集）

別記様式第1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係）

### 地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者

住 所

氏 名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 11.付録（様式集）

(別紙)

## 地域脱炭素化促進事業計画

### 1 申請者の概要

申請者(代表者)	
氏名又は名称:	
住所又は主たる事務所の所在地:	
連絡先	
電話番号:	
E-mailアドレス:	
担当者名:	
共同申請者(共同して申請する者がいる場合に記載)	
氏名又は名称:	
住所又は主たる事務所の所在地:	
連絡先	
電話番号:	
E-mailアドレス:	
担当者名:	

- (注)1 共同申請者が2者以上存在する場合にあっては、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

### 2 地域脱炭素化促進事業の目標(温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。)

地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの排出の量の削減見込量	t-CO2
地域脱炭素化促進事業による温室効果ガスの吸収の量の見込量	t-CO2
その他地域脱炭素化促進事業に係る目標	

### 3 地域脱炭素化促進施設の整備の内容

#### (1) 再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備の内容

##### ① 再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設(附属設備を除く。)

番号	施設の 種類	出力 (kW) / (MJ/h)	年間発電電 力量(kWh) /年間熱供 給量(MJ)	稼働 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
							登記簿	現況				
i												
ii												
iii												

- (注)1 「施設の種類の欄」には、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号。以下「高度化法施行令」という。)第4条を参照し、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において用いるものの種類を記入すること。

<参考:エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)(抄)>

#### 第4条

- 一 太陽光
- 二 風力

11.付録（様式集）

- 三 水力
- 四 地熱
- 五 太陽熱
- 六 大気中の熱その他の自然界に存する熱(前二号に掲げるものを除く。)
- 七 バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(中略)化石燃料を除く。)をいう。

なお、再生可能エネルギー発電施設において高度化法施行令第4条第4号に掲げるものを用いる場合にあつては、発電方式(バイナリー型、蒸気フラッシュ型等)も記載すること。再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第6号に掲げるものを用いる場合にあつては、その種類(地中熱、雪氷熱、海水熱、河川熱又は下水熱のいずれか)を記載すること。再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを用いる場合にあつては、その種類も記載すること。

- 2 「氏名又は名称」欄には、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(注)のいずれかに該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②附属設備

番号	附属設備の種類	建築面積	附属設備の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附属設備については、附属設備の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対応する①の番号)のとおり」と記載し、別の土地に附属設備を整備する場合にあつては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。
- 2 「氏名又は名称」欄には、附属設備の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。
  - 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備については、「備考」欄にその番号を記載すること。

③附帯設備・施設

番号	附帯設備・施設の種類	建築面積	附帯設備・施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積	水域の範囲	氏名又は名称	備考
					登記簿	現況				
a										
b										
c										

- (注)1 ①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設と同じ土地に整備する附帯設備・施設については、附帯設備・施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積の欄に「○(対

## 11.付録（様式集）

応する①の番号)のとおり)と記載し、別の土地に附帯設備・施設を整備する場合にあっては、対応する①の番号を「備考」欄に記載すること。

- 2 「氏名又は名称」欄には、附帯設備・施設を整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあっては、名称)を記載すること。
- 3 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る設備・施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

### (2)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。
- 2 「整備を行う期間」欄には、工事の開始から実際に再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設が稼働し、発電又は熱供給が可能となる状態になるまでに要する期間を記載すること。

### (3)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の使用期間

番号	施設の使用期間
i	年 月 日～ 年 月 日
ii	年 月 日～ 年 月 日
iii	年 月 日～ 年 月 日

- (注)1 (1)①の再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設の番号と対応するように記載すること。

### (4)再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設を用いて得られた電気又は熱の供給先

--

- (注)1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく電気事業者への売電を行う場合にあっては、同法に基づく再生可能エネルギー発電施設の認定の状況(予定を含む。)及び年間の売電収入の見込みを記載すること。

## 4 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

### (1)地域の脱炭素化のための取組の内容

--

- (注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。
- 2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあっては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

11.付録（様式集）

(2)地域の脱炭素化のための取組の整備の内容等

①地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種別 ・用途等	建築 面積	施設の用に供す る土地の所在	地番	地目		面積	水域の 範囲	氏名又 は名称	備考
						登記簿	現況				
ア											
イ											
ウ											

- (注) 1 (2)は、地域の脱炭素化のための取組を実施するために施設の整備が必要である場合に記載すること。  
 2 「新設等」欄には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。  
 3 「氏名又は名称」欄には、地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の氏名(法人又は法人でない団体にあつては、名称)を記載すること。  
 4 「8 特例措置に関する事項」の(1)～(13)に該当する行為に係る施設については、「備考」欄にその番号を記載すること。

②地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者の概要

番号	氏名及び住所
ア	氏名: 住所:
イ	氏名: 住所:
ウ	氏名: 住所:

- (注) 1 (2)①の施設の整備を行う者が、「1 申請者の概要」に記載した者に含まれない場合に記載すること。  
 2 (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。  
 3 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

③地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の整備を行う期間

番号	整備を行う期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

④地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設の使用期間

番号	使用期間
ア	年 月 日～ 年 月 日
イ	年 月 日～ 年 月 日
ウ	年 月 日～ 年 月 日

- (注) (2)①の施設の番号と対応するよう記載すること。

11.付録（様式集）

5 地域脱炭素化促進施設等の整備及びこれと一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(別表1及び別表2)

(注)当該整備及び当該取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法について、それぞれ別表1及び別表2に記載の上、これらを添付すること。

6 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

(1)地域の環境の保全のための取組の内容

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。  
2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

(2)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組(農林漁業の健全な発展に資する取組を含む。)

--

(注)1 取組内容、取組を行う地域や土地の所在、取組の実施期間等について具体的に記載すること。  
2 申請者以外の者と連携して取組を行う場合にあつては、その者と申請者が当該取組にそれぞれどのように関わるかについて具体的に記載すること。

7 地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(1)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分費用並びにそれらの算定方法

撤去及び処分費用	算定方法

(2)地域脱炭素化促進施設等の撤去及び処分に係る費用の負担及びその確保の方法

費用負担の方法		備考
負担総額	確保の方法	

(注)1 「確保の方法」欄には、地域脱炭素化促進施設等の整備を行う者による地域脱炭素化促進施設等の撤去に要する費用の確保の方法(資金の積立て等)を記載すること。  
2 地域脱炭素化促進施設等が複数ある場合にあつては、欄を追加するとともに備考欄に3(1)①から③まで、及び4(2)①の各施設等の対応する番号を記載すること。

(3)土地等の原状回復等

--

(注)1 地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間で取り決められた土地等の原状回復の内容等について具体的に記載すること。  
2 添付書類として、地域脱炭素化促進施設等を整備する土地等の権利者との間の土地等の原状回復に係る契約書等の取決めを定めた書類の写しを添付すること。



## 11.付録（様式集）

### 8 特例措置に関する事項（別記様式第2の1～別記様式第2の13）

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の1に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (2) 温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の2に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の3に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (4) 森林法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の4に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (5) 森林法第34条第2項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の5に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (6) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の6に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (7) 農地法第5条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の7に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の8に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (9) 自然公園法第33条第1項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の9に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (10) 河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第2の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (11) 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第9条の2の4第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第2の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (12) 熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の3の3第1項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第2の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。
- (13) 指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の指定区域をいう。）内において行う行為であって、同法第15条の19第1項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第2の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

### 9 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合にあってはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあっては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (2) 申請者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- (3) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の位置を明らかにした図面
- (4) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の規模及び構造を明らかにした図面
- (5) 4(2)①に記載する場合にあっては、整備をしようとする施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面
- (6) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるものと認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）
- (7) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第4条第7号に掲げるものを利用する場合にあっては、利用するものの種類ごとに、それぞれの調達先その他当該利用するもの出所に関する情報を示す書類
- (8) 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第13号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあっては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し
- (9) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類
- (10) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類
- (11) 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

11.付録（様式集）

（別表1）

地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	施設の種別	必要な資金の額			調達方法					備考
		①設備投資額	②初年度の 運転資金 額	合計(①+②)	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計(①+ ②+③+④)	
i										
ii										
iii										
合計										

- （注）1（別紙）の3①～③までの地域脱炭素化促進施設の番号と対応するように記載すること。  
 2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。  
 3 「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。  
 4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

（添付書類）

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

11.付録（様式集）

(別表2)

地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(1) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法((2)の場合は除く。)

(単位:千円)

取組内容	実施者	必要な資金の額	調達方法						備考	
			①申請者による資金	②申請者以外による資金	③地域脱炭素化促進事業による売電等の収益	④借入金	⑤補助金等	⑥その他		合計(①+②+③+④+⑤+⑥)
合 計										

(注)1 取組内容が年ごとに異なる場合にあつては、それぞれ記載すること。

2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。

3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

11.付録（様式集）

(2) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

番号	施設の種 類・用途 等	実施者	必要な資金の額			調達方法						備 考	
			①設 備投 資額	②初年度 の運転資 金額	合計 (①+②)	①申請者 による資 金	②申請者 以外に よる資金	③地域脱 炭素化促 進事業に よる売電 等の収益	④借入金	⑤補助 金等	⑥その他		合計(①+ ②+③+④ +⑤+⑥)
ア													
イ													
ウ													
合 計													

(注)1 (別紙)の4(2)①の整備の内容の番号と対応するように記載すること。

- 2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあつては、それらの者を含め全て記載すること。
- 3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
- 4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」・「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(添付書類)

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

11.付録（様式集）

別記様式第2の1

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

温泉法第3条第1項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号）関係

温泉法第3条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	姓 名 又は 名 称	
温泉掘削地の所在、地番及び地目		
温泉掘削地付近の状況		
湧出路の口径		
湧出路の深さ		
工事の施行方法		
主要な設備の構造		
主要な設備の能力		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「温泉掘削地の所在、地番及び地目」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
- (2) 当該行為に係る設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和23年法律第125号）第4条第1項第1号から第3号までに該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類
- (7) 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

11.付録（様式集）

別記様式第2の2

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

温泉法第11条第1項の特例措置  
 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号）関係

温泉法第11条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	姓 名 又は 名 称	
増掘又は動力装置の場 所		
増掘又は動力装置の場所の付近の状況		
温泉の現状	湧 出 量	
	温 度	
	成 分	
	湧出路の口径	
	湧出路の深さ	
増掘する場合	増掘後の口径	
	増掘後の深さ	
	工事の施行方法	
	主要な設備の構造	
	主要な設備の能力	
動力を装置する場合	動力装置の種類	
	動力装置の出力	
	動力装置の詳細	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

## 11.付録（様式集）

- (注)1 「増掘又は動力装置の場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 2 工事の着手及び完了の予定日は、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る地点を明示した図面及びその付近の見取図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。）
- (2) 当該行為が増掘である場合にあっては、設備の配置図及び主要な設備の構造図
- (3) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- (4) 当該行為が増掘である場合にあっては、増掘に係る掘削時災害防止規程
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該行為が温泉法（昭和23年法律第125号）第11条第2項において準用する同法第4条第1項第1号から第3号まで又は同法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第1号若しくは第3号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- (6) 申請者が温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

11.付録（様式集）

別記様式第2の3

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

森林法第10条の2第1項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第2号）関係

森林法第10条の2 第1項の特例の適 用を受けようとする 者	住 所	
	姓 名 又は 名 称	
開発行為に係る森林の 所 在 場 所	市 町 大字 字 地番 郡 村	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積		
開発行為の着手予定年月日		
開発行為の完了予定年月日		
備 考		

- (注)1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。  
 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、「備考」欄にその手続の状況を記載すること。  
 3 「開発行為に係る森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 4 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の面積と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 5 「開発行為の着手予定年月日」欄及び「開発行為の完了予定年月日」欄には、これらの記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 6 「開発行為の施行体制」欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 当該行為に関する計画書
- (3) 当該行為に係る森林について当該行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類



## 11.付録（様式集）

- (4) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の2第4項各号（第2号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (6) 当該行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) その他必要と認める書類

11.付録（様式集）

別記様式第2の4

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

森林法第34条第1項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号）関係

森林法第34条第1項の特例の適用を受けようとする者の氏名又は名称										
保安林の指定の目的										
森林の所在場所		森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の樹種及び年齢	伐採面積及び伐採立木材積	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考	
市町 郡村	大字 地番	住所	氏名又 は名称							
						ha(m <sup>3</sup> )				

- (注)1 指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林等ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 「森林の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 3 「伐採の方法」欄には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 4 「伐採する立木の樹種及び年齢」欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 5 「伐採面積及び伐採立木材積」欄には、皆伐による場合にあっては、伐採立木材積の記載を要しない。
- 6 伐採の面積は、実測又は見込みとし、小数第4位まで記載すること。
- 7 「伐採の期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。
- 8 「森林経営計画の有無」欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法(昭和26年法律第249号)第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林である場合にあっては、「有」と記載すること。
- 9 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
- (2) 伐採跡地について行う植栽の時期

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)
- (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記

## 11.付録（様式集）

- 載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合(法第22条の2第4項各号(第3号を除く。))に掲げる行為に係る場合を除く。)には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類(既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類)
  - (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)
  - (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
  - (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類(森林法施行規則第59条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。)
  - (7) その他必要と認める書類

11.付録（様式集）

別記様式第2の5

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

森林法第34条第2項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号）関係

森林法第34条第2項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	姓 名 又は 名 称	
森林(土地)の所在場所	市 町 郡 村 大字 字 地番	
保安林の指定の目的		
行 為 の 方 法		
期 間	始期	
	終期	
備 考		

- (注) 1 行為を行うべき箇所ごとに作成すること。  
 2 「行為の方法」欄には、次の事項を記載すること。  
 (1) 立竹の伐採にあっては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び束数並びに伐採跡地の取扱い  
 (2) 立木の損傷にあっては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数及び面積並びに損傷後の取扱い  
 (3) 家畜の放牧にあっては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法  
 (4) 下草、落葉又は落枝の採取にあっては、採取物の種類及び数量並びに採取方法  
 (5) 土石又は樹根の採掘にあっては、採掘の目的、種類(土石の採掘の場合に限る。)、面積、方法及び数量、採掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い  
 (6) 開墾にあっては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い  
 (7) 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあっては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施設設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い  
 3 面積を記載する場合にあっては、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載すること。  
 4 「森林(土地)の所在場所」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。  
 5 「期間」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該行為に係る森林の位置図及び区域図(添付する森林の位置図及び区域図の様式は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第48条第1項の申請書の様式のイの申請書に添付する森林の位置図及び区域図の様式に準ずること。ただし、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面において、当該行為に係る森林の位置及び区域を明らかにした場合には、省略できる。)  
 (2) 申請者が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でな

## 11.付録（様式集）

- い団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (3) 当該行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合（法第22条の2第4項各号（第3号を除く。）に掲げる行為に係る場合を除く。）には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
  - (4) 当該行為に係る森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
  - (5) 申請者が当該行為に係る森林の土地の所有者でない場合には、当該森林において当該行為を行う権原を有することを証する書類
  - (6) 申請者が当該行為に係る森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（森林法施行規則第61条第2項の規定により添付を省略することができる場合を除く。）
  - (7) その他必要と認める書類

11.付録（様式集）

別記様式第2の6

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

農地法第4条第1項の特例措置  
(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号)関係

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所	
2 施設の種類の				
3 土地の所在等	土地の所在	地番	耕作者の氏名	
計 筆 ㎡(田 ㎡、畑 ㎡)				
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで		
		施設の種類の	棟数	建築面積 所要面積
	土地造成			㎡
	建築物			㎡
	小計			
	工作物			
	小計			
計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要				

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。  
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

(添付書類)

- 以下の書類を添付すること。  
 (1) 農地を転用する者が法人の場合にあっては、定款若しくは寄附行為の写し(別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。)又は法人の登記事項証明書  
 (2) 土地の位置を示す地図(整備しようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。)及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)  
 (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面  
 (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面(別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。)  
 (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、その同意があったことを証する書面  
 (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合にあっては、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面)  
 (7) その他参考となるべき書類

11.付録（様式集）

別記様式第2の7

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

農地法第5条第1項の特例措置  
 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号）関係

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏 名		住 所	
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類の					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
	計	筆	m <sup>2</sup> (田	m <sup>2</sup> ,畑	m <sup>2</sup> ,採草放牧地 m <sup>2</sup> )
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
5 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m <sup>2</sup>
	建築物			m <sup>2</sup>	
	小計				
	工作物				
小計					
計					
6 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要					

- (注) 1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。  
 2 記載に当たっては、他の記載事項及び添付書類と整合性を図ること。  
 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合にあっては、「氏名」欄には名称及び代表者の氏名を、「住所」欄には主たる事務所の所在地を記載すること。  
 4 譲渡人が2者以上存在する場合にあっては、1及び3の欄には「表記載のとおり」と記載し、次の表1及び表2により記載することができるものとする。

## 11.付録（様式集）

### （添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 譲受人が法人の場合にあつては、定款若しくは寄附行為の写し（別紙の添付書類と同じ場合には、省略できる。）又は法人の登記事項証明書
- (2) 土地の位置を示す地図（整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じ場合には、省略できる。）及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 地域脱炭素化促進施設等の整備をするために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表1及び別表2並びにそれらの添付書類と整合を図ること。それらの添付書類と同じ場合には、省略できる。）
- (5) 農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- (6) 農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

（表1）別記様式第2の7中、「1 当事者の氏名及び住所」の欄

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		
譲 渡 人		

（表2）別記様式第2の7中、「3 土地の所有者の氏名等」の欄

土地の所在	地番	土地の所有者の 氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
			権利の種類及び内容	権利者の氏名
計 筆		m <sup>2</sup> (田)	m <sup>2</sup> (畑)	m <sup>2</sup> 採草放牧地
				m <sup>2</sup>

（注）本表は、（表1）の譲渡人の順に名寄せして記載すること。



11.付録（様式集）

別記様式第2の8

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

自然公園法第20条第3項の特例措置  
 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号）関係

自然公園法第20条第3項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 （法人等にあつては、名称及び代表者氏名）	
国立・国定公園名		
目 的		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
行 為 の 内 容	工作物の新改増築	
	木竹の伐採	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。

## 11.付録（様式集）

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)（一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量)）(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 3 「工作物の新設増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「木竹の伐採」欄には、伐採樹種、伐採面積、伐採本数を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事中仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10 「施工後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 11 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 12 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況
  - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み
  - ウ 過去に自然公園法(昭和32年法律第161号)の許可を受けたものにあっては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

### (添付書類)

自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条各項に規定する許可基準を満たしていることを示す以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) 行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合、行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(自然公園法の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は行為が当該行為の場所若しくはその周

## 11.付録（様式集）

辺の風致若しくは景観に著しい影響を及ぼすおそのの有無を確認する必要があると認められる場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

- ①当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
  - ②当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
  - ③当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
  - ④当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果
- (7)その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

11.付録（様式集）

別記様式第2の9

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

自然公園法第33条第1項の特例措置  
 （地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第5号又は第6号）関係

自然公園法第33条第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所	
	氏 名 （法人等にあつては、名称及び代表者氏名）	
国立・国定公園名		
目 的		
場 所		
行為地及びその付近の状況		
行 為 の 内 容	工作物の新改増築	
	鉱物の掘採又は土石の採取	
	水位(水量)に増減を及ぼさせる行為	
	広告物の設置等	
	土地の形状変更等	
	その他の関連行為	
施行後の周辺の取扱		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)1 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番(地先)等を記載すること。なお、これらが地域脱炭素化促進施設等の用に供する土地の所在及び地番と同じ内容となる場合にあつては、「別紙と同じ」と記載すること。

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生、着生する動植物等周辺の状況を示す上で必要な

## 11.付録（様式集）

事項及び水位(水量)に増減を及ぼさせる行為がある場合は現在の水位(水量)（一定の期間ごとに水位(水量)が異なる場合には、その期間別の水位(水量)）(水量の単位は立方メートル毎秒)を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。

- 3 「工作物の新設増築」欄には、工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 4 「鉱物の掘採又は土石の採取」欄には、鉱物(土石)の種類、掘採(採取)方法、掘採(採取)量、掘採(採取)設備、掘採(採取)に伴い土地の形状を変更する面積、掘採(採取)後の土地の形状を記載すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 5 「水位(水量)に増減を及ぼさせる行為」欄には、水位(水量)の増減の及ぶ範囲、水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等、水位(水量)の増減の内容(当該行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化)を記載すること。一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が異なる場合には、その期間別に記入すること。主たる行為である場合はその旨を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 6 「広告物の設置等」欄には、独立して設置する場合の敷地面積、広告物を掲出又は表示する広告物の種類及びその箇所、規模及び構造、主要材料、色彩、表示の内容を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 7 「土地の形状変更等」欄には、土地の形状を変更する面積、工事の方法、変更後の土地の形状を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 8 「その他の関連行為」欄には、支障となる動植物の除去、残土量とその処理方法、工事中仮工作物の設置等、当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 9 「施行後の周辺の取扱い」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記載すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- 10 「予定日」欄には、その記載事項が地域脱炭素化促進施設等の整備を行う期間と同じ内容となる場合にあっては、「別紙と同じ」と記載すること。行為ごとに期間が異なる場合は、それぞれ記載すること。
- 11 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものである場合にあっては、その手続の進捗状況
  - イ 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合にあっては、土地所有者の諾否又はその見込み
  - ウ 過去に自然公園法(昭和32年法律第161号)の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件

### (添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、行為の規模が大きいため、以下の縮尺の図面によっては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該施設の規模及び構造に応じて適切と認められる縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真(カラー写真)
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) (1)から(4)までに掲げる図面について、整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面と同じものは、省略できる。
- (6) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面(構造図等)

11.付録（様式集）

別記様式第2の10

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

河川法第23条の2（同法第100条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の特例  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号）関係

河川法第23条の2の特例の適用を受けようとする者（申請者）	住所	
	氏名	
河川の名称		
発電施設の名称及び位置		
従属元水利使用の許可を受けた者等		
取水口、注水口又は放水口の位置		
取水量等		
水利使用の期間		
工期		
河川法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係る水利使用に関する許可の手續の実施状況		<input type="checkbox"/> 河川法第24条の許可の手續を行っている。 <input type="checkbox"/> 河川法第26条第1項の許可の手續を行っている。 <input type="checkbox"/> 河川法第27条第1項の許可の手續を行っている。

- (注) 1 「河川法23条の2の特例の適用を受けようとする者（申請者）」欄については、当該者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「従属元水利使用の許可を受けた者等」欄については、河川法（昭和39年法律第167号）第23条の2の登録に係る流水の占有に係る発電のために利用する同条に規定する流水に関する次に掲げる事項のいずれかを記載すること。
- イ 河川法第23条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）
- ロ 河川法施行令（昭和40年政令第14号）第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰の位置及び名称
- 3 「取水量等」欄の記載については、次のとおりとすること。
- (1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒とすること。
- (2) 最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。
- (3) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量を併せて記載すること。
- (4) その他水利使用の条件があるときは、これを記載すること。
- 4 「河川法第23条の2の登録の対象となる流水の占有に係る水利使用に関する許可の手續の実施状況」欄の記載については、当該申請に関連し、河川管理者に申請している河川法に係る手續について該当する口にレ印を付すこと（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令第3条第2項第9号に規定する書類と整合を図ること。）。

## 11.付録（様式集）

### （添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 申請者が河川法第23条の4第1号から第3号までに該当しないことを誓約する書面
- (2) 次に掲げる者の同意書の写し
  - ①申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有について河川法第23条の許可を受けた者と異なるときは、当該許可を受けた者
  - ②申請者と当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する河川法施行令第14条の2に規定する流水が放流されるダム又は堰を設置した者と異なるときは、当該ダム又は堰を設置した者
- (3) 次に掲げる事項を記載した図書
  - ①水利使用に係る事業の計画の概要
  - ②使用水量の算出の根拠
- (4) 当該申請に係る流水の占有に係る発電のために利用する流水の占有に関する河川法第23条の許可に関する次に掲げる事項を記載した書面
  - ①水利使用の目的
  - ②許可水量
  - ③許可期間
  - ④取水口又は注水口の位置
  - ⑤許可に条件が付されている場合にあっては、当該条件
- (5) 河川法第26条第1項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書
- (6) その他参考となるべき事項を記載した図書

11.付録（様式集）

別記様式第2の11

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号）関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の特例の適用を受けようとする者	住所	
	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

- (注) 1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。  
 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。  
 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。  
 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。  
 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、



## 11.付録（様式集）

補修等の計画も記載すること。

- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

### （添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 熱回収施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の2の4第1項に規定する熱回収施設をいう。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- (4) 熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）

11.付録（様式集）

別記様式第2の12

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号）関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例の適用を受けようとする者	住所	
	氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

(注)1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。

2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

(1)設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

(2)設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、

## 11.付録（様式集）

補修等の計画も記載すること。

- 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

### （添付書類）

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 熱回収施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の3の3第1項に規定する熱回収施設をいう。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- (2) 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- (4) 熱回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けていることを証する書類（バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。）

11.付録（様式集）

別記様式第2の13

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第1項の特例措置  
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号）関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19の特例の適用を受けようとする者	住所 氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
指定区域の所在地		
土地の形質の変更の種類		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行方法		
土地の形質の変更の内容		
地下にある廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）		
地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先		
土地の形質の変更の着手予定日		
土地の形質の変更の完了予定日		
備考		

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

- (1) 土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
- (2) 土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
- (3) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
- (4) 土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした図面
- (5) 埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
- (6) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (7) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (8) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にある場合は、当該廃棄物の位置を示す図面

## 11.付録（様式集）

別記様式第3（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係）

### 地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

年 月 日付けで認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画について、下記のとおり変更したいので、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の3第1項の規定に基づき、認定を申請します。

#### 記

- 1 変更事項の内容
- 2 変更理由
- 3 添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

#### （備考）

- 1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
- 2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあつては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 3 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。